

平成 18 年 第 3 回

# 高森町議会 9 月定例会会議録

平成 18 年 9 月 14 日 開会

平成 18 年 9 月 22 日 閉会



高 森 町 議 会

9 月 1 4 日 (木)

(第 1 日)

## 平成18年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成18年9月14日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

10番 甲斐 正一君

12番 三森 義高君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（9日間）

自 平成18年9月14日

至 平成18年9月22日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月14日（木）	本会議	提案・説明
9月15日（金）	本会議	質疑・付託
9月16日（土）	休 会	
9月17日（日）	〃	
9月18日（月）	〃	
9月19日（火）	〃	各委員会
9月20日（水）	〃	各委員会
9月21日（木）	本会議	一般質問
9月22日（金）	〃	委員長報告・討論・採決

日程第 3 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて

（平成18年度高森町一般会計補正予算）

日程第 4 認定第 1号 平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 同意第 5 号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 5 0 号 野尻親水公園条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 1 号 鍋の平キャンプ場条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 5 2 号 高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号 高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号 高森町山村広場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 5 5 号 上色見生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 5 6 号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 5 7 号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 5 8 号 高森町農業労働力調整協議会条例等を廃止する条例について
- 日程第 1 7 議案第 5 9 号 サンシーセンター「高森町産業観光館」設置条例を廃止する条例について
- 日程第 1 8 議案第 6 0 号 平成 1 8 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 1 9 議案第 6 1 号 平成 1 8 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 2 0 議案第 6 2 号 平成 1 8 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 2 1 議案第 6 3 号 平成 1 8 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 2 2 議案第 6 4 号 平成 1 8 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 2 3 議案第 6 5 号 平成 1 8 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 2 4 議案第 6 6 号 平成 1 8 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	杉田則秋君	オーガニックアグリ センター長	廣木富八君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君	代表監査委員	色見弘司君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

私どもの町にもいよいよ実りの秋を迎えまして、一安堵というところでございますけども、台風13号を見ますと、カーブかシュートかで上ってくるような気がいたします。大変危惧をいたしておるところでございます。

本日、平成18年第3回定例会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私とも何かとご多忙の折り、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、去る9月6日に、秋篠宮家に男子誕生となりました。皇室での男子誕生は、秋篠宮以来41年振りであり、誠に慶賀の至りでございます。皇室の慶事に際し、皆様とともにお祝いを申し上げたいと思います。

次に、9月10日に行いました高森地区防災訓練におきましては、阿蘇地方を震源とする火山性地震を想定いたしまして、防災関係機関との連帯体系の強化を図り、消防団や地域の住民を中心とした情報伝達訓練や避難訓練等を行い、防災意識の向上の体制とその整備を図ったところでございます。ご多忙の中にも出動いただきました関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。この訓練を通じまして、平常時の対策といたしましては、重度介護者の把握、情報管理、また避難誘導支援体制等につきまして、また、災害時の対応について、避難情報等の伝達、避難誘導、安否確認、情報等の収集、避難所の運営などについて、きめ細かな対策を十分検討しなければならぬと感じたところでございます。今後とも防災関係機関と十分な連携を図りながら、地震対策の一層の強化と必要な体制整備の確立に努めてまいり所存でございます。

次に、企業誘致関係について申し上げます。バブル経済崩壊後に景気低迷が続く中で、企業の新規立地は全国的に大幅な減少にあり、あるいは非常に小さい規模になっております。この結果、全国的に企業誘致をめぐる地域間競争が非常に激化してまいりまして、企業誘致はますます困難な状況になっていることは、ご案内のとおりでございます。こうした厳しい環境の中でありましても、企業誘致は地域経済の発展と雇用の確保に最も有効な手段であると認識し、効果的な誘致活動に努めていかなければならぬと考えております。本町では、工業団地に4社の進出を見

ております。4社とも大変がんばっておられるようでございまして、国内経済指数の向上に伴いまして、今後、社屋の増設など計画されているようでございます。この中で、株式会社伊澤製作所と、本町において、工場増設に关します協定書の締結に伴い、8月21日、県庁で調印式を行ったところでございます。この内容につきましては、320平方メートル工場増設、1億2,500万円の投資、雇用も3名から6名が予定され、本年12月に、操業が開始される運びとなっております。新規事業が厳しい中でありまして、既存の拡充が図られますとともに、雇用の創出につながるものでありますし、商業・サービス業の振興、また、自治体の税収等の期待もするところでもございます。今後とも積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、今期定例会におきましては、承認1件、認定1件、諮問2件、同意1件、議案17件、合わせまして22件のご審議を皆様方をお願いするものでございます。

なお、決算審査につきましては、ご多忙にも係わりませず、色見代表監査委員、三森監査委員には、精鋭特記に審査を賜り、意見書を提出いただいたことに、心から敬意と感謝を申し上げます。ちょうだいいたしました意見等につきましては、真摯に受け止め、今後の行政に生かしていく所存でございます。

諸議案の内容につきましては、後ほど、ご説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議いただきまして、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますけれども、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成18年第3回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番 甲斐正一、12番 三森義高君を指名します。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田でございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成18年第3回高森町議会定例会の会期につきましては、本日9月14日から9月22日までの9日間と決定しております。以上、報告いたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日9月14日から9月22日までの9日間と決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第3 承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、及び、日程第4 認定第1号、平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、本日は、提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 承認第9号及び、日程第4 認定第1号については、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

## 日程第3 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第3 承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第9号、平成18年度高森町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、高森町消防団第1分団の熊本県操法大会の出場経費並びに7月の豪雨によります町道災害復旧経費を緊急に補正したものであります。

今回の補正額は、171万5,000円の追加であり、これを現予算と合算いたしますと、41億4,471万5,000円となります。



7ページの歳入におきまして、普通交付税119万7,000円と、災害復旧費国庫負担金51万8,000円を増額補正しております。

8ページの歳出につきましては、去る7月29日、産山で行われました阿蘇郡消防操法大会において、見事に第1分団が優勝し、郡代表として、去る8月27日、人吉市で行われました熊本県消防操法大会に出場したもので、その訓練手当、費用弁償等を計上したものでございます。また、災害復旧費につきましては、7月の豪雨によります落石があり、通行不能となった町道社倉・水迫線の落石除去の応急工事の経費を計上したものであります。

以上、専決いたしました主な内容について申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

-----○-----

#### 日程第4 認定第1号 平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 認定第1号、平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 色見弘司君。

○代表監査委員（色見弘司君） おはようございます。

平成17年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査意見を申し述べます。第1、審査の概要、審査の対象、(1)平成17年度高森町一般会計歳入歳出決算、(2)平成17年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、(3)平成17年度高森町老人保健特別会計歳入歳出決算、(4)平成17年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算、(5)平成17年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、(6)平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算、(7)平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算、(8)各会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、(9)付属書類 財産に関する調書及び基金の運用状況調書。

審査の期間、平成18年8月22日から同9月4日までのうち10日間。

審査の手続き。この決算審査に当たっては、地方自治法第233条第2項の規定により町長から提出された平成17年度歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関連法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と

認められたその他の審査手続きを実施した。

第2、審査の結果、平成17年度一般会計及び特別会計の決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては、前述の審査手続きにより詳細に審査したが、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳票証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認した。また、予算の執行及び収入支出事務の処理については適正であることを認めた。財産管理についてもおおむね良好であることを認めた。

3ページです。決算の概要及び予算執行について。

一般会計、(1)歳入、歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりである。歳入総額は45億1,355万円で、その主なものは、地方交付税19億4,609万円、町債5億3,800万円、町税5億75万円、県支出金3億5,658万5,000円、国庫支出金3億1,096万8,000円などとなっている。

主な歳入について、款別に前年度との増減状況を見ると、町税1,062万円の減で2.1%の減、地方譲与税は1,090万4,000円の増で11.2%の増、地方消費税交付金は539万3,000円の減で7.6%の減、地方交付税は1,708万3,000円の増で0.9%の増、使用料及び手数料は2,521万8,000円の減で12.3%の減、国庫支出金は2,498万円の減で7.4%の減、県支出金は1億2,003万円の増で50.7%の増、繰入金は9,827万6,000円の減で26.3%の減、町債は2億5,700万円の減で32.3%の減で、収入総額においては2億8,593万7,000円の減で6%の減となっている。

自主財源は11億2,243万1,000円で決算額の24.9%であり、前年度に比べ1億4,391万5,000円の減で11.4%の減である。前年度に比べて諸収入が増で、町税外6件が減であった。

依存財源は33億9,111万9,000円で決算額の75.1%、前年度に比べて1億4,202万2,000円の減で0.4%の減である。前年度に比べて地方譲与税外4件が増、国庫支出金外7件が減となっている。

歳入の執行に当たっては、45億4,487万3,000円の予算現額に対して、調定額45億6,412万6,000円、収入済額45億1,355万円、不納欠損額74万5,000円、収入未済額4,983万1,000円となっている。

4ページです。表につきまして、ご覧いただきたいと思えます。

6ページです。第1款、町税。予算現額4億9,189万9,000円に対して、調定額5億2,661万7,000円、収入済額5億75万円、不納欠損額74万

5,000円、収入未済額2,512万2,000円で、収納率95.1%となっている。町税の徴収については、納税組合において約25.5%、口座振替が8%の収納となっている。未納については、職員において徴収に努力されているところである。しかしながら、現在のところ、町税2,512万2,000円の滞納があることを常に認識し、今後においてもさらに厳しく将来に向けて健全財政を維持できる体制をつくり、万全を期されたい。さらに、善良な納税者の税負担に対する公平感等を考慮し、時効にならないよう、最善の努力を強く望む。

不納欠損額は8件の74万5,000円で、町民税が3件21万5,000円、固定資産税が5件の53万1,000円となっている。不納欠損処分は、一旦課税した納税を一定の理由により免除するもので、その適用には厳正を期するものである。税の賦課徴収の公平を期する上からも今後においては町税滞納の解消に最善を尽くされ、町税徴収における諸問題については、関係各課が連携を密にし、早急なる問題解決を図り、町行政はもちろん、税行政に対し、町民が不信感を抱かないよう、一層の努力をされたい。

第10款、地方交付税。地方交付税は、普通交付税18億3,853万9,000円、特別交付税1億755万1,000円の19億4,609万円で、決算構成比は43.1%を占めている。また、当初予算に比べ5,709万円の増であったが、自主財源に乏しい本町においては、貴重な一般財源であり、健全財政確保への大きな要因となっている。なお、前年度に比べ1,708万3,000円の増であり、普通交付税算定改定等などによるものである。

8ページです。第13款、使用料及び手数料。予算現額1億7,537万9,000円に対し、調定額1億8,014万4,000円、収入済額1億7,900万2,000円、収入未済額は114万2,000円である。未済額の主なものは、住宅使用料の83万8,000円となっている。収入未済額の発生防止と滞納解消に一層の改善と努力をお願いする。なお、今後も適正な使用料、手数料の設定により収入の確保に努めていただきたい。

第14款、国庫支出金。予算現額3億3,937万9,000円に対し、調定額、収入済額は3億1,196万8,000円で予算現額に比べ2,741万1,000円の減となっている。これは繰越事業によるものである。

第15款、県支出金。予算現額3億5,051万2,000円に対し、調定額、収入済額は3億5,658万5,000円で、予算現額に比べ607万3,000円の増となっている。これは、保険基盤安定負担金などの追加分によるものである。

第16款、財産収入。予算現額1,080万9,000円に対して、調定額1,156万7,000円、収入済額1,133万8,000円、収入未済額は生產品売収入3名、22万9,000円となっている。

第21款、町債、予算現額5億6,300万円、調定額、収入済額は5億3,800万円で、主に臨時財政対策債1億7,500万円、中心市街地活性化拠点施設整備事業費債1億2,220万円、道路整備事業費債1億5,990万円となっている。

(2) 歳出。歳出決算額は44億6,008万2,000円で、第6表のとおりである。前年度に比較し2億5,838万6,000円の減であり、その主な事業内容は次のとおりである。

第1款、議会費。議会費は、物件費などの減により、前年度に対し368万4,000円減となっている。

第2款、総務費。総務費は、中心市街地活性化等の事業により、前年度に対し2億6,129万4,000円の増となっている。

第3款、民生費。民生費は、統合保育園建設事業により、前年に比べ、4,314万4,000円の増となっている。

第4款、衛生費。衛生費は、一部事務組合の負担金の増により、前年度に対し4,112万7,000円の増となっている。

第5款、農林水産業費。農林水産業費は、経営構造対策事業の増により、前年度に対し3,304万3,000円の増となっている。

第6款、商工費。商工費は、観光関係普通建設費などの減により、前年度に対し912万5,000円の減となっている。

第7款、土木費。土木費は、町営住宅建設事業などの減により、前年度に対し1億722万8,000円の減となっている。

第8款、消防費。常備消防費1億1,427万8,000円、非常備消防費2,565万3,000円、消防施設費65万2,000円、防災管理費1,528万6,000円であり、前年度に対して829万1,000円の増となっている。

第9款、教育費。教育費は、建設事業費の減により、前年度に対し2億397万3,000円の減となっている。

第10款、災害復旧費。災害復旧費は、災害復旧事業費の減により、前年度に対して1,095万9,000円の減となっている。

第11款、公債費。公債費は定期償還金の減により、前年度に対して1億7,3

13万3,000円の減となっている。

第12款、諸支出金。諸支出金は、財政調整基金の積立減により、前年度に対して1億3,718万3,000円の減となっている。

11ページ、(ア)、不用額。当年度の不用額は3,191万5,000円、前年度5,965万1,000円で、2,773万6,000円の減である。予備費を除いた不用額は2,764万4,000円で、大部分が執行残や経費節減に伴うものである。節において少額であるが、予算計上のまま不用額になっているものも見受けられたので、執行においては状況を的確に把握し、早期計画を立て、適切な事務処理をお願いする。

(イ)、予備費充用。予備費充用については、違法な充用は見られず、やむを得ないものであったと思われる。本年度の予備費充用は8件、580万2,000円で、前年度に比べ、件数において1件の増、金額にして380万7,000円の増である。

(3) 収支の状況。最近3カ年間の収支の状況は第7表のとおりである。平成17年度の実質収支は5,335万円の黒字であり、前年度に比べ1,808万2,000円の減となっている。また、平成17年度単年度収支は1,808万2,000円の赤字で、基金積立金1億660万1,000円、基金取り崩し金が2億3,000万円となり、実質単年度収支は1億4,148万1,000円の赤字である。

13ページ、(4) 財政運営について。財政運営の目標は、財政の健全性を確保し、さらに、限られた財源を最も効率的に活用し、住民福祉の向上を図ることにある。この目標を達成するために、財政運営がその時代の要望に対応した行政目的の実現に最適なものであることが必要となるが、その財政運営の分析をするに当たっての基本原則は、1、収支の均衡の保持を目指した計画的な財政運営が行われたか。2、財政構造の弾力性確保の努力が充分なされているか。3、行政水準の維持と向上のために積極的な財政運営がなされているか。が挙げられているが、以下、これら3つの観点から普通会計に係る財政運営について総合的な検討を行った。なお、本町の財政の主な指数は第8表のとおりである。

ア) 収支均衡の原則。財政の健全確保の点からは、まず、実質収支額が黒字であることが必須の要件となるが、その黒字額は標準財政規模の3%から5%が望ましいとされているが、本町の場合は、第8表、第9表のとおりである。

14ページ、本年度の実質収支比率は2.1%となっている。前年度は2.9%であったが、本年度は標準値を下回り、前年度に比べ0.8ポイントの減となってい

る。歳入においては、99.3%の執行率であり、歳出においては、98.1%の執行率であるが、繰越事業費を除くと99.3%の執行率であり、計画された建設事業などは、計画どおり執行された。不用額については、消費的経費の節減に特に努力がなされている。

イ) 財政構造の弾力性の確保。財政構造の弾力性は、経常収支比率により判断できる。本町の経常収支比率は第8表のとおりである。財政構造の弾力性の確保について、経常的な支出は経常的な収入をもって充てながら、収支の均衡が保持されているか否かにあり、一般的に経常収支比率と公債費比率で判断できる。比率の目安としては、経常収支比率は75%未満が望ましいとされており、比率の低いほど弾力性があり、その余力は住民福祉の向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。このことは一般財源に余力があり、財政構造に弾力性があることを示すもので、本町の場合、前年度比91.7%が本年度は93.8%となって2.1ポイント上昇したことは、経常収支比率のみから見ると、財政構造において、硬直化しつつあることを、充分自覚する必要がある。さらに、公債費比率の目安としては10%以下が望ましいとされ、15%を超えると、財政硬直化の一因となるものとされているが、本町の場合は第8表のとおり、前年度は16%であったが、本年度は13.4%となり、2.6ポイント減少している。しかし、標準財政規模が年々減少していることから、将来的には厳しい数値も予想される。今後、この財政状況を十分自覚して、義務的経費、物件費、補助費などの節減を図ることはもちろんのこと、自主財源としての町税の徴収率の向上になお一層の努力を期待するものである。

ウ) 行政水準の確保向上の原則。住民の要望に応じて、積極的な行政水準の向上を目指したかということについて、その目安として、普通建設事業の伸びや人口1人当たりの決算規模などにより推測することができる。第10表によると人口1人当たりの決算規模は、平成16年度に比べ2.4%、1万4,462円減少し、普通建設事業においても、0.3%、337円減少している。これは、町道整備事業費、県道改良事業費などの減によるものである。普通建設事業の1人当たりの決算額は、10万6,128円である。

次に、第11表の一般財源充当状況を見ると、義務的経費に55.7%に、投資的経費6.7%、その他経費35.9%、残高が1.7%となっている。一般財源は主に義務的経費や物件費、維持補修費、補助費などのその他の経費に充当されており、投資的経費への充当が前年度より2.2ポイント低くなり、さらに残高においても前年度より0.7ポイント低くなっている。今後、さらに義務的経費やその他

の経費の節減を図りながら、住民福祉の向上にさらなる努力をされたい。

財政力指数は、地方公共団体の貧富の度合いを示すもので、この度合いが高いほど財源力が強く、積極的な行政活動を行うことが可能となり、それだけ余裕のある財源を確保していることになる。財政力指数の求め方は、次の計算の方法によるものである。本町の財政力指数については、第8表の財政諸指数の推移を見ると、本年度は0.237となり、前年度より0.006ポイント上昇している。財政力指数は、1に近いほど財政力があることになるが、自主財源の確保は大事なことで、第1次産業の振興を基本とし、第2次、第3次産業の振興にも努力され、町民所得の向上により、その結果として、財政力の健全化を図られるよう期待するものである。

公債費比率について、第8表を見ると、公債費は、土木事業や学校建設、消防施設、農業施設、農業基盤整備その他の建設事業などの建設的事業の財源として、国・県の許可のもと、長期資金として借り入れた借入金の元利償還金で、公債費比率は13.4%となり、前年度より2.6ポイント低くなっている。これは、定期償還によるものである。なお、起債制限比率は9.9%である。県内はもちろんのこと、全国的に各団体の財政状況は悪化しており、本町においても、今後、地方交付税などの削減がなされるなど、厳しい局面を迎えており、抜本的な対応策を考える時期に来ている。起債制限比率が15%以上は要注意、20%以上は危険とされているが、本町の場合、9.9%である。しかしながら、建設的事業を推進するには必然性に借入金に依存することになるが、本町については、過疎債など、交付税の需要額に算入される有利な借入れをした結果、適正な水準を保っている。今後においても、建設的事業の推進を図ると同時に、有利な借入れに努力され、さらに慎重を期し、公債費の推移などを踏まえ、減債基金積立や繰上償還の措置をとり、健全財政の保持になお一層の努力をすべきである。

以上のとおり、計画性、弾力性、積極性の3つの観点から見てきたが、本町の財政運営については、実質収支比率、経常収支比率、財政力指数、公債費比率、起債制限比率など厳しい中、関係者が真剣に取り組み、努力されてきたと伺い知ることができる。しかしながら、この中でも経常収支比率は93.8%と決して良好な状態ではなく、標準値として75%以下が望ましいとされている。本年度は前年度より2.1ポイント上昇し、93.8%になったことは、本町の財政構造の硬直化を示すものである。今後、地方交付税などが削減される中で、これらを十分自覚しながら、硬直化に歯止めを掛けるよう、徹底した行財政改革により、抜本的な見直しを

図り、真剣に財政の健全化に取り組む必要がある。義務的経費、物件費補助費などの節減を図りながら、借入金の繰上償還も視野に入れて検討実施し、経常一般財源の確保とともに、可能な限り、積極的な財政を堅持していくよう、特段の努力をされたい。

(5) 起債状況。平成17年度の起債状況は、12表のとおりである。平成17年度末の起債元金の残額は63億8,498万4,000円である。また、平成17年度の償還額のうち、充当された一般財源の額は7億3,665万1,000円で、約93.1%の充当率である。平成17年度末の政府資金は、59億5,728万8,000円で、93.3%である。

19ページ、2、特別会計。

(1) 国民健康保険特別会計。歳入総額10億4,592万8,000円で、対前年度比9,887万8,000円の増で、主なものは保険税2億3,416万9,000円、国庫支出金4億1,652万5,000円で、全体の62.2%を占めている。その他、繰越金9,775万7,000円、繰入金6,626万6,000円、療養給付費等交付金1億5,965万6,000円などで、第13表のとおりである。

20ページ、歳出は第14表のとおり、歳出総額9億7,375万円、対前年度比1億2,445万6,000円の増で、主なものは保険給付費6億6,748万6,000円、老人保健拠出金2億1,498万5,000円で、全体の90.6%を占めている。比較増減額では、保険給付費1億1,456万7,000円の増、これは主に退職者医療費の増である。

次に、歳入歳出差引残額は7,217万8,000円で、単年度収支は2,557万8,000円の赤字、実質単年度収支はマイナス2,550万円。収支状況は第15表のとおりである。

当年度の実質収支は7,217万8,000円、実質単年度収支は2,550万円の赤字で、国民健康保険税収納状況は、第16表のとおりである。

国民健康保険税の滞納被保険者に対しては、短期保険証を交付して、保険税の収納を図り、また、滞納世帯に対して、時間内外を問わず、税徴収に努められているところであるが、毎年増加している滞納額が、平成17年度においては、4,481万6,000円であることを再認識され、さらなる納税意識の高揚を図り、滞納整理に格段の努力をお願いする。また、保健事業として、人間ドック助成事業、血管若返り事業、血糖検査、健康家庭及び無受診家庭表彰などを実施され、町民の健康管理に努められた。今後において、被保険者の高齢化・医療技術の高度化等によ



り、医療費の増大は免れないという認識のもとに、町民の健康管理意識の高揚を図り、さらには、各種健康診断・集団検診の受診率の向上、病気の早期発見・早期治療の推進により医療費の節減に努められるよう要望する。

### 23 ページ、(2) 老人保健特別会計。

歳入総額11億3,329万6,000円、対前年度比3,027万5,000円の増で、支払基金交付金6億3,585万1,000円、国庫支出金3億1,455万4,000円が全体の83.9%を占めている。その他、県支出金7,877万3,000円、繰入金9,244万5,000円などであり、第17表のとおりである。

歳出総額は11億3,329万5,000円、対前年度比3,960万円の増で、第18表のとおり、医療諸費が11億1,112万9,000円で、総額の98%を占めている。

前年度に比べ、受給者数は減少しているものの、1人当たりの医療費は5万2,482円の増となっている。本年度においては、医療費安定化のために、健康診査、説明会、健康相談、訪問、また、寝たきり・認知症防止のための機能訓練、回復教室などの事業を推進され、努力されているが、今後においても、健康づくりの推進と適切な検診、また健康診断後の受診の促進などにより、受給者自らが健康に対する意識を高め、本事業への理解が深まるよう、なお一層の啓発を図られるよう要望する。

### (3) 介護保険特別会計。

歳入総額は6億3,776万3,000円、対前年度比1,834万1,000円の増で、第20表のとおりである。主なものは、支払基金交付金1億8,171万1,000円、国庫支出金1億7,037万7,000円、繰入金9,137万2,000円、保険料8,750万6,000円で、全体の83.2%を占めている。

歳出総額は5億9,808万9,000円、そのうち保険給付費5億6,231万円が全体の94%を占めており、対前年度比1,410万3,000円の増で、第21表のとおりである。また、1人当たりの介護給付費は第22表のとおりであるが、平成16年度と比較して、介護報酬単価などの法改正により、介護給付費などは減少したが、しかしながら、増加した介護認定者は、軽度な要支援対象者であることから、1人当たりの金額は減少することになった。

### 27 ページ、(4) 簡易水道事業特別会計。

歳入総額3億6,504万7,000円で、対前年度比2億125万1,000円の増で、主なものは、地方債1億2,530万円、使用料及び手数料1億557万

7,000円、国庫支出金7,921万4,000円、繰入金3,920万8,000円で、全体の95.6%を占めており、第23表のとおりである。

歳出総額は、3億6,171万8,000円、対前年度比は2億474万円の増で、第24表のとおり、水道費3億421万円、公債費5,750万8,000円となっている。投資効果が十分に発揮されるとともに、住民の意向を的確に把握しながら本事業がスムーズに運用できるよう、事業推進に努力されたい。

28ページ、(5) 農業用水供給事業特別会計。

歳入総額1,438万5,000円、対前年度比136万8,000円の減で、主なものは、繰入金1,000万円で、第25表のとおりである。

歳出総額は1,388万4,000円、対前年度比51万9,000円の減で、第26表のとおりである。本会計は、基金の運用益収入を唯一の財源として運営されており、国の金融政策、用水供給施設の維持など、長期的見地から財政運営に特に配慮する必要がある。

29ページ、(6) 鉄道経営対策事業基金特別会計。

歳入決算額は2,581万3,000円、主に基金繰入金2,522万円である。歳出決算額は2,581万3,000円、主に鉄道経営対策事業負担金2,522万円である。本会計は、基金の運用益収入が唯一の財源であり、今後の財政運営に十分な配慮が必要である。

30ページ、3、資金運用状況。平成17年度の各会計の資金運用状況は第27表のとおりである。

32ページ、ア) 第1四半期は、年度当初であり、支出も義務的な諸経費が主体であり、収入は主として町税及び地方交付税で支出に対処されている。特別会計では、4月に収入不足を生じているが、一般会計の余裕金を繰り替え、流用することにより処理されている。

イ) 第2四半期から第4四半期では、各会計ともに収入不足を生じ、3月において、資金不足となったため、一時借入を行い、支出に対処されている。

ウ) 出納閉鎖期間では、4月に一般会計、簡水特別会計に収入不足を生じ、持ち越し資金によって対処されているが、5月には町債、国庫支出金等で一般会計においては5,346万9,000円、特別会計では1億1,568万3,000円、全会計で1億6,915万2,000円の歳計剰余金となっている。以上のとおり資金運用は良好に行われている。

(二) 財産の管理状況。

ア) 有価証券・出資による権利及び債権の管理運用状況は良好である。また、金融環境に対する新たな取り組みとして、昨年より基金の一部について、国庫債券による運用がなされているが、今後においても、自らの公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で、債券運用を含め、确实かつ有利な管理運用に努められたい。また、土地・建物・山林などの公有財産台帳についても概ね整備されている。なお、公共用地の登記事務については、一部登記漏れなども見受けられた。随時適正に整備されているが、今後、台帳なども再認識され、登記漏れなどのないよう、土地利用計画の整合性も図り、効率的な財産の管理に努められたい。

イ) 物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備え、各課で使用保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされている。備品は町の財産、言い換えれば、町民の財産であり、使用及び保管については慎重に対応されるよう強く望む。

ウ) 車両については、運転日誌などの整備もよくされており、今後も車両の点検を充実し、特に、冬季の車両の管理には充分注意をはらい、安全確保を図られたい。

エ) 公共施設については、管理状況及び利用状況からして、公共施設としての位置づけができないものもあり、今後において充分検討されたい。

基金。地方自治法第241条第1項前段、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めた。

むすび。

平成17年度高森町の一般会計及び特別会計決算の結果は、前述のとおり、各会計決算及び基金ともに計数に誤りもなく、非違な点も見受けられず、適正に処理され、証拠書類も整理されており、会計経理は正確であった。事業なども国の予算配分の都合により、繰越があったものの、ほぼ計画どおり執行されており、各会計ともに収支の均衡を保持した財政運営がなされ、実質収支は黒字決算をもって、翌年度に引き継いで、前述のとおり、おおむね適正であると認めた。しかしながら、国においては、昨年度に引き続き、地方団体への国庫負担金の削減、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分見直しなど打ち出す中、本町においても、大変厳しい財政運営が求められている。このような現状の中、経常的な経費の削減を基本とし、旅費、需用費などの見直しによる物件費の削減などに取り組み、一層歳出の抑

制を図られたことは、敬意を表するものであるが、本町の財政構造を示す経常収支比率93.8%、また、公債費負担比率22.8%であることを充分認識され、今後の財政運営に当たっては、町税などの徴収率を高めると同時に、町民所得の向上による自主財源の確保を図りながら、さらに、行財政改革などにより、改善できるものは徹底的に見直しをされ、本町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望するものである。

また、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計については、高齢化社会のもと、医療費の上昇など、厳しい財政状況の中、健康保持施策などに努められたことは評価するところであるが、年々増大する予算の現状を踏まえ、関係各課において、今後、町民の健康保持増進対策や医療費削減対策などになお一層の努力を望むとともに、保険税の滞納防止にも努力されたい。

平成17年度各基金の運用状況審査意見書。

第1、監査について。

地方自治法第241条第1項後段の定額の資金を運用するための基金が設けられているが、法令並びに条例に基づいて適正に効率的運用がなされているか。計数に誤りはないか。また、基金の目的に沿った運用がなされているか。審査した結果は、次のとおりである。

第2、審査の結果及び意見。

定額の資金を運用するための基金は次のものであり、審査の結果、適正に運用され、計数及び関係書類等審査の結果、適正と認めた。今後とも基金の目的に沿って運用されたい。

○国民健康保険高額療養費支払資金貸付金。

この基金は、被保険者で高額な医療費を支払うことが困難と認めた者の属する世帯主に貸し付けるもので、500万円の基金が設定され、その目的に沿った運用がなされていることを認めた。今後も高額医療費を抑制するよう、健康保持増進対策に努力を望む。基金の運用状況は、期中貸付運用は15件、234万4,900円で、期中において、全額返還され、期末残額は500万円である。

以上をもって、平成17年度の決算審査の報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 色見代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

-----○-----

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第5 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見

を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてをご説明を申し上げます。

現在の擁護委員の馬原清二氏は、5期15年にわたり、人権擁護行政にご尽力、ご協力をいただいておりますが、その任期が平成18年12月31日をもって満了するため、その後任委員として、高森町大字津留592番地1、田上寅光氏を推薦するものでございます。

同氏は、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、速やかにご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件については、田上寅光氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、田上寅光氏を適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第6 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてをご説明を申し上げます。

現在の人権擁護委員の山室英子氏は、1期3年にわたり、人権擁護行政にご尽力、ご協力をいただいておりますが、その任期が平成18年12月31日をもって満了するため、その後任として、高森町大字上色見1702番地1、荒牧邦彦氏を推薦するものでございます。

同氏は、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、速やかにご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、ご説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件については、荒牧邦彦氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、荒牧邦彦氏を適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第7 同意第5号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第7 同意第5号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第5号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求める

ことについて、ご説明を申し上げます。

現在の教育委員会委員の平田ルリ子氏は、人格高潔であり、識見も高く、これまで2期8年にわたり、本町の教育行政の一翼を担っていただけてまいりました。その任期が本年9月30日をもって満了するために、さらに同氏を教育委員会委員として、任命いたしたく、再任推薦するものでございます。

どうか速やかにご同意をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

暫時休憩といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。10分間休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

後藤英範議員については、会議再開後は、本日は、欠席するとの届け出があつて

おりますので、報告をしておきます。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第 8 議案第 50 号、野尻親水公園条例の制定についてから日程第 24 議案第 66 号、平成 18 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、本日は、提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第 8 議案第 50 号から日程第 24 議案第 66 号までは、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

日程第 8 議案第 50 号 野尻親水公園条例の制定について

日程第 9 議案第 51 号 鍋の平キャンプ場条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第 8 議案第 50 号、野尻親水公園条例の制定について、及び日程第 9 議案第 51 号 鍋の平キャンプ場条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第 50 号及び議案第 51 号について、提案理由の説明を求めます。商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 議案第 50 号、野尻親水公園条例の制定について、議案第 51 号、鍋の平キャンプ場条例の制定についてご説明を申し上げます。

高森町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針をもとに、高森町直営施設改革推進計画が策定されまして、庁内検討委員会において、検討いたしました結果、条例の整備が必要となったため、本条例の制定をお願いするものであります。

以上、条例の制定についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第 10 議案第 52 号 高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 53 号 高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第 10 議案第 52 号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、及び日程第 11 議案第 53 号 高森町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 52 号及び議案第 53 号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。



○**税務課長（二子石衛君）** 議案第52号、議案第53号について、ご説明を申し上げます。

議案第52号、高森町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明をいたします。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険法の改正に伴うもので、第5条の改正につきましては、70歳以上で一定所得以上の被保険者の一部負担金、自己負担分ですね、窓口で支払う分の割合を現在の2割負担を3割負担とするもので、本年10月1日から適用することとしております。

第6条の出産育児一時金の改正につきましては、現行30万円を35万円に改正するものであり、本年10月1日以後の出産から適用することとしております。

議案第53号、高森町税特別措置条例の一部改正について、ご説明をいたします。

今回の改正につきましては、租税特別措置法の改正に伴い、町内の誘致企業等、製造業の機械設備などの償却資産について、固定資産税の課税免除の根拠となる特別措置法の適用条文の整理によりまして、この税特別措置条例を改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、速やかなご決定をお願いし、説明を終わります。

-----○-----

日程第12 議案第54号 高森町山村広場条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第55号 上色見生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

○**議長（相馬俊行君）** 日程第12 議案第54号、高森町山村広場条例の一部を改正する条例について、及び日程第13 議案第55号 上色見生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第54号及び議案第55号について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 杉田則秋君。

○**教育委員会事務局長（杉田則秋君）** 議案第54号、議案第55号について、ご説明を申し上げます。

議案第54号、高森町山村広場条例の一部を改正する条例については、山村広場の名称より、町民グラウンドの方が町民にわかりやすく、また、親しみやすいとの意見が多いことから、条例の題名並びに本則中、山村広場を町民グラウンドに変更

するものであります。

議案第55号、上色見生涯学習センター条例の一部を改正する条例については、上色見生涯学習センターの研修棟を普通財産に移管するため、本則中の研修棟等を体育館等に変更し、別表から研修室部分を削るものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いを申し上げ、説明を終わります。

-----○-----

**日程第14 議案第56号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について**

**日程第15 議案第57号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（相馬俊行君） 日程第14 議案第56号、高森町保育所条例の一部を改正する条例について、及び日程第15 議案第57号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第56号及び議案第57号について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第56号、及び57号について、ご説明を申し上げます。

議案第56号でご提案いたしました高森町保育所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

かねてより、建築を進めておりました高森東保育園が、本年8月末をもって竣工いたしましたので、野尻保育園として位置の変更を行い、来年3月まで開園するための条例改正でございます。

次に、57号で提案いたしております高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この条例は、障害者自立支援法が10月から施行されることに伴う負担につき、進行性筋萎縮症者及び障害児施設医療利用者について、一部負担金と見なすことを定めたものでございます。

どうか審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

-----○-----

**日程第16 議案第58号 高森町農業労働力調整協議会条例等を廃止する条例について**

○議長（相馬俊行君） 日程第16 議案第58号、高森町農業労働力調整協議会条例等を廃止する条例についてを議題といたします。

議案第58号について、提案理由の説明を求めます。農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） おはようございます。

それでは、議案第58号、高森町農業労働力調整協議会条例等を廃止する条例について、ご説明いたします。

今回廃止いたしますのは、昭和38年制定の高森町農業労働力調整協議会条例、同年制定の高森町農業構造改善事業協議会設置条例、昭和48年制定の高森町林業振興事業協議会設置条例、昭和59年制定の熊本県畜産開発公社営畜産基地建設事業分担金徴収条例です。廃止いたしますのは、提案理由のとおり、それぞれ各事業の完了に伴い、廃止するものです。

慎重にご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第17 議案第59号 サンシーセンター「高森町産業観光館」設置条例を廃止する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第17 議案第59号、サンシーセンター「高森町産業観光館」設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案第59号について、提案理由の説明を求めます。商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 議案第59号、サンシーセンター「高森町産業観光館」設置条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

国の新行政改革指針に基づく公の施設の見直しに伴い、本年1月議会全員協議会でご説明いたしましたが、財産の処分についても、本年8月30日付けで県より承認をいただいております。当該施設につきましては、所有権移転後も整備当時の目的に沿って、利活用されること、所有権移転により、町の経費削減が図られることなどから、南阿蘇鉄道へ譲渡する予定であり、本条例を廃止するものであります。

以上、廃止する条例について、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第18 議案第60号 平成18年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第18 議案第60号、平成18年度高森町一般会計補正

予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第60号で提案いたしました平成18年度高森町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、退職予定職員の手当や人事異動に伴います給与関係経費の補正、障害者自立支援制度改正による組み替え、農業用水路改修工事、スクールバス停建設等の補正であり、6,060万4,000円の追加補正を行うものであります。これを現予算と合算いたしますと、総額で42億531万9,000円となります。

8ページの第2表の債務負担行為の設定は、町長車の再リースに伴います2年間の限度額の設定と、指定管理者制度に移行しますオーガニックアグリセンターの指定管理料の限度額の設定を行うものであります。

また、第3表、地方債補正は、地方債申請において、これまで県からの許可が必要だったものが、地方公共団体の自主性をより高める観点から、許可制が廃止され、地方財政の健全性の確保等を図ることを目的に、国、または都道府県との事前協議を行うこととされ、予算計上額を現時点での申請額と同額にするようになったことにより、従来、年度末に調整しておりました町債の補正を今回行うものであります。

以下、歳入予算の主なものについてをご説明を申し上げます。

12ページの町税の法人に係る減額は、企業の平成17年度分決算に伴う法人町民税の申告の結果、納税が行われないこととなったため、今回、減額補正するものでございます。

13ページの民生費負担金は、障害者自立支援法改正により、障害者が支払うこととなりました自己負担金であります。また、農林水産業費負担金は、大字草部の木郷地区水路改修に伴います受益者負担金であります。

14ページの農林水産業費国庫補助金の強い農業づくり交付金は、牧野改良事業への国庫補助金を受け入れるものであります。

16ページの農林水産業費県補助金の林業振興費補助金は、間伐材流通促進対策に対する県からの補助金であります。また、木郷地区用水路改修補助金は、木郷地区の農業用水路改修工事のための補助金を受け入れるものでございます。

17ページの繰入金は、老人保健特別会計、介護保険特別会計から17年度事業の精算金を繰り入れるものであります。

18ページの雑入は、今年3月で解散となり、清算が終了いたしました奥阿蘇物産館管理運営組合への町出資金が返還されるものであります。

19ページの町債の補正は、起債申請が従来の許可制から協議制へ移行したことに伴います補正を行うものであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

21ページの総務費の一般管理費については、退職予定者に係ります手当等の補正を行うものでございます。また、異動等に係ります給与関係費の各費目全般にわたって調整を行うものでございます。

24ページの民生費の障害福祉費については、障害者自立支援法制度改正に伴います委託事業の追加と組み替えに係る補正を計上しております。

30ページの農林水産業費の畜産事業費では、低コストの飼料で高品質の肥育牛を生産する試験事業と草地改良事業への負担金を計上しております。なお、これらの事業は、県からの全額補助により実施されるものでございます。また、農地費につきましても、大雨等による土砂が堆積し、農業用水供給に支障が出ております本郷地区の水路改修事業経費を計上してございます。

31ページの林業振興費につきましても、農業とともに基幹産業でございます林業の間伐補助の増加に伴う促進事業補助金の追加2,000立米分を計上してございます。ご承知のように、林業を取り巻く情勢は、大変厳しく、木材価格の低迷が続いており、森林への興味は薄れ、森林の荒廃が危惧されております。特に、本町は林齢35年以下の若い森林が森林面積全体の21%を占めており、間伐を適正に進めることが重要であることから、今回、追加補正をするものでございます。

34ページの土木費の住宅管理費は、築後約40年経過し、老朽化の進む町営住宅中川原団地の屋根改修工事経費を計上してございます。

35ページの教育費の事務局費の委託料は、これまで国際交流事業費に計上しておりましたALT事業が当事者の早期帰国等の理由により、十分な成果を上げることが見込まれないために、長期的英語指導助手の確保策として、町費での委託を行うため、組み替えを計上しております。

また、工事請負費は、色見地区の広域農道周辺地域の児童生徒の増加に対応するために、新たなスクールバス停の停留所を2カ所設置するための経費であります。

38ページの社会教育施設費は、草部南部小学校跡地整備事業の設計委託料を平成19年度事業とするための減額でありまして、これは、地元住民の方々との建設スケジュール調整に伴う措置でございます。

以上、今回、提案しております補正予算の主なものについてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定を賜りますようによろしくお願いを申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

**日程第 19 議案第 61号 平成 18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について**

**日程第 20 議案第 62号 平成 18年度高森町老人保健特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 19 議案第 61号、平成 18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、及び日程第 20 議案第 62号、平成 18年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第 61号及び議案第 62号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 議案第 61号、62号について、ご説明いたします。

まず、議案第 61号、平成 18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,245万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10億4,845万4,000円とするものです。

歳入補正の主なものにつきましては、7ページ、第3款第2項の国庫補助金、国庫補助事業としまして、国保のヘルスアップ事業が認められましたので、その補助金として 171万3,000円、第6款第1項の共同事業交付金は、今年の 10月 1日より新規事業として創設されます保険財政共同安定化事業交付金 6,577万円を新規に、第9款第1項の繰越金は 2,502万9,000円の減額。

歳出補正につきましては、第2款第1項の療養諸費のうち、療養給付費、これは一般分ですが、2,052万2,000円、退職者分につきましては 1,211万6,000円、合計 3,263万8,000円を減額、第5款第1項の共同事業拠出金、これは新規事業です。保険財政安定化事業拠出金として 6,126万3,000円を新規に計上しております。第6款第1項の保険事業費につきましては、国の補助事業の決定を受けまして、国保ヘルスアップ事業費としまして、講師謝礼各種精密検査委託料、備品購入費など 171万3,000円を計上しております。10ページ、第8款、諸支出金、第1項の償還金及び還付加算金につきましては、退職被保険者の療養諸費等の平成 17年度の清算返納金 1,211万6,000円などを補正

しております。

歳入歳出それぞれ4,245万4,000円を補正しております。

続きまして、議案第62号、平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、平成17年度の決算に基づき補正するもので、歳入につきましては、国庫負担金1,013万5,000円、その他支払基金交付金などが347万8,000円、合計1,361万3,000円を、歳出につきましては、繰出金、これは一般会計への繰り出しとなりますが、1,361万3,000円を補正しております。これにより、既定予算の歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ1,361万3,000円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,821万3,000円とするものであります。

ご審議の上、速やかなご決定をお願いし、説明を終わります。

-----○-----

**日程第21 議案第63号 平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 日程第21 議案第63号、平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第63号で提案いたしました平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なものは、所得の確定に伴う1号被保険者保険料と17年度の保険給付費及び事務費等の確定による繰越金でございます。これに伴う歳出の主なものは、8ページに記載しておりますが、介護認定調査費に54万円、施設及び居宅介護サービス費用に充てる介護サービス等諸費に1,416万2,000円、要支援1、2の方が対象となる介護予防サービス等諸費に276万5,000円を補正いたしました。また、17年度の保険給付費及び事務費確定に伴う国・県さらには支払基金への償還金に1,690万3,000円を町の一般会計への繰出金に278万5,000円を補正しました結果、これまでの総額に3,715万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を6億5,778万4,000円とするものでございます。

慎重にご審議いただき、決定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

-----○-----

**日程第22 議案第64号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につ**

いて

**日程第 2 3 議案第 6 5 号 平成 1 8 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算  
について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 2 2 議案第 6 4 号、平成 1 8 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、及び日程第 2 3 議案第 6 5 号、平成 1 8 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第 6 4 号及び議案第 6 5 号について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 6 4 号、平成 1 8 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に 1 5 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 2 億 2, 4 7 0 万 8, 0 0 0 円とするものです。

地方債の補正は、5 ページの第 2 表のとおりで、過疎対策事業債の申請額の増額により、限度額を変更するものです。7 ページからの補正予算の概要ですが、歳入は、平成 1 7 年度決算に伴う繰越額と野尻地区簡易水道施設改良事業他の地方債の補正増、歳出は、人件費を減額し、予備費を増額計上しております。

次に、議案第 6 5 号、平成 1 8 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第 1 号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に 4 万 4, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 億 1, 6 5 4 万 4, 0 0 0 円とするものです。

概要につきましては、歳入は、平成 1 7 年度決算に伴う繰越額を計上、歳出は、需用費を減額し、B 基金への積立金を計上いたしております。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

-----○-----

**日程第 2 4 議案第 6 6 号 平成 1 8 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正  
予算について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 2 4 議案第 6 6 号、平成 1 8 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第 6 6 号でご提案申し上げました平成 1 8 年度高



森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ4,745万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,837万7,000円とするものであります。

歳入は、次にご説明申し上げます財源として、自治体基金から4,745万3,000円を繰り入れるものでございます。今回の繰入によりまして、自治体基金は、2億5,340万円となります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。まず、平成17年度の経常損失補填金として、1,245万2,986円を計上いたしております。これは、営業面で原油価格高騰等の影響を受けたものの、全経費では前年度より約620万円の削減がされておりますが、通学定期の減少が大きく収入が費用に追いつかない状況となり、損失分を補填するものであります。

次に、製造後40年余りを経過しておりますトロッコ客車2両の補修費とトロッコ車両1両を新しくつくるための経費を計上いたしております。現在、南阿蘇鉄道におきましては、イベント列車や旅行業、また人員削減などで赤字縮小の努力がされておりますが、定期客、一般利用者、通勤通学定期者の減少があり、このような中におきまして、今後、運営で期待されるのが、天候にも左右されますが、トロッコ列車のみの状況であります。現状では、当日乗車も空席待ちであり、団体予約も捌ききれないとのことでもあります。補修車両2両と新造車両を使うことにより、乗車定員が約30名増加するとともに、現在3人がけを2人がけにすることによりまして、苦情の解消とサービスの向上が図られることとなります。なお、車両整備後の平成19年度におきましては、約900万円の増収が見込まれております。

なお、以上のことにつきましては、本年9月6日に開催されました南阿蘇鉄道運営協議会にも報告され、イベント時の仮設駅の設置、白川水源駅の新設などにより、利用者の増加を図るなど、その際、出されました提案、意見を生かし、今回の整備により、トロッコ列車が通常分の赤字を埋めることができるよう、経営にご努力いただきたい旨が会社に対して伝えられております。

以上、ご説明申し上げますが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午前11時48分

9 月 1 5 日 (金)

(第 2 日)

## 平成18年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成18年9月15日

午前10時03分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑・付託並びに採決

日程第2 休会の件について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	岩 下 昭 久 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	二 子 石 衛 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	後 藤 秀 希 君	草部出張所長	岩 下 生 人 君
野尻出張所長	桐 原 一 紀 君	収 入 役 室 長	佐 伯 実 範 君
教育委員会事務局長	杉 田 則 秋 君	オーガニックアグリ センター長	廣 木 富 八 君

企画財政審議員 甲斐敏文君 総務課長補佐 古澤建生君  
企画財政課長補佐 後藤正三君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 長尾和博君 議会事務局次長 古庄良一君

開議 午前10時03分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 議案に対する質疑・付託並びに採決

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案に対する質疑・付託並びに採決についてを議題といたします。

なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

#### 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、13番 佐伯です。

本来ですと、専決処分については、提案された日に採決をしていただきたいというふうな希望を持っておりますけれども、今回にしましては、歳出のところで、公共土木施設の災害復旧工事の委託料、または工事請負費等が、応急工事という形で出ております。それに関連してでございますけれども、本年は、台風についても、それほどの被害もなかったというふうに、私としては感じております。その意味からいたしまして、現在の災害に係る様々な復旧工事等の入札等も行われているようでございますけれども、本町内において、このように災害査定をしなければならない、また、控えておるような場所が何カ所程度あるものかということを担当課長さんの方にお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 平成18年度の災害状況ですが、6月21日から6月29日までの豪雨の際の被害として、現在、うちの方で、一応査定準備しております件数が9件ございます。

それから、6月30日から7月25日にかけての被害状況ですが、こちらの方が4件ございます。併せまして、農地災害等5件、合計しますと、18件の災害の査定の準備を現在行っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第9号について採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

#### 認定第1号 平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 認定第1号、平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

17年度の高森町の各会計歳入歳出決算書の認定についてでございますが、この件につきましては、莫大な資料、また、莫大な帳簿等を代表監査委員さん、また、議会選出の監査委員さんが遅滞なく調査をしていただいて、このような意見書が出たことに対して、このご苦勞に敬意を表するというふうに思っております。

町長さんの方にお伺いをいたしたいと思うんですが、会計決算審査意見書等では、毎年毎年なんですけれども、やっぱり財政の悪化というのを懸念する内容で、代表監査委員さん等からの意見書が出されております。

本年も例外なく、内容等についても、詳細に報告がありまして、非常に厳しい状

況は以前と変わりがないと、まして、様々な分野においても、だんだんだんだん階段を上るんじゃなくして、階段を下りていってしまっているような、解釈ではそういうふうにとれる報告がなされているようでございますが、同じような、審査意見書にこうなりますと、毎年なってくるわけなんです、それについて、町長としては、どのような努力をされてきたのか、これをどのように、自分としてはとらえているのかということをお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今回、平成17年度の監査報告ということで、本当に代表監査委員、また、三森監査委員には大変ご苦勞をおかけしたところでもございます。

皆さんもご存じのように、厳しい、厳しいと、国庫負担金等の減少、また、地方交付税に対しましても、改革等が大変なされております。その中で、昨年と申しますか、金額となるとかなりの減少を見ておるところでもございます。

今回は、私どもも総理大臣さんが変わることに、少し良くなるかなと、こればかりは期待をする以外に何も無いわけでございますけれども、それを望みながら、また、私どももいろんな町村、市と協力しながら、この地方の苦しさ、地方の痛みをわかっていただくような努力をいたしておるところでもございまして、また、それと、何を努力したかということになりますと、やはり、何と言いましても、依存財源だけでは大変困るわけでございまして、何とか自主財源をとということで、今、いろんな会社、いろんなものに関しまして、自主財源探しをやっているところでもございます。

また、その一方では、集中改革プランということで、今、改革をやっております。まずは、私どもがいつも扱っております行政の中での改革を厳しく、来年度から、平成19年度から実行しようということで、今、改革プランを練っているところでございます。まだ、案もまだ途中でございますけれども、ここ12月ごろまでには、議員の皆様にご報告ができる状況になるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 中の帳簿等については、もう以前、町職員の不祥事等があり、それ以来、中のシステムの変更、また、倫理の方法等についても、改善がなされて、非常に見やすい帳簿の整理、証憑の整理になってきておるといふように、私は見受けておりますし、ただ、問題は、やはり、例年例年、同じような内容で、代表監査委員さんの方から決算審査意見書が出されておると、しかしながら、いつに



なったら、同じような文書が変わってくるのかなというような不安な気持ちがございます。

町長等は4年4年で変わりますから、その時の政治のスタイル等で変わってくると思うんですが、ただ、やはり、庁舎内職員のトップである助役、収入役については、本来、役場で長年務めてきて、その経験を生かして、三役に座られていらっしゃるということで、非常にこの高森町の財政の運用の状況等も入られた時から、長年見ていらっしゃるし、長年いろいろな町長さんに付かれて、職務を全うされてきたという経緯がございますし、それを評価した上で三役に就任ということでございますが、しかしながら、やっぱりそういうふうに変っていく、世の中が変わっていきながらも、町の財政はどんどん厳しくなってきたということ、それに対して、三役で協議等をなされることもあると思うんですが、スタイル的に、助役、収入役等については、この決算の審査意見書について、どのようにお考えであるかということ、それぞれ助役、収入役の方にもお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 決算という大きなひとくくりにつきまして、ご指摘をいただきましたが、これは、なかなか大変難しい問題でございます。答弁に危惧するところがございますけれども、少々、私の感想めいた形の上での答弁ということで、お許しいただければと思います。

現在、国も地方も巨額な財政赤字になっておりますことは、ご指摘のとおりでありまして、大変憂慮すべき事態であろうかと思っております。このようになった背景といたしましては、まず、歳出面におきまして、既得権的な対前年の伸び率や、あるいは、固定した観念で盛り込まれてきました財政規模が肥大の一途を辿ったことにも一つの原因があるのではなかろうかと思っております。

一方、歳入面を考えますと、経済の足踏み状態の中で、税収の伸びが思ったように望まれませず、また、こうやって少子高齢化が進みまして、働く者の所得を源泉とする税構造で立ち行かなくなることは、理の当然でありまして、消費を源泉とする税構造への転換が円滑になされなかったことも一つの背景ではなかろうかと、このように思っております。

このような財政の推移のもとで、直接、あるいは、間接に影響を受けます私ども地方自治体にとりましても、一時的につじつまを合わせるというような形で推移してきた結果、地方債残高もご案内のように、膨らんできたことも周知の事実である

うかと思えます。

今後、事態の抜本的な改革は望まれるところでございますけども、やはり、歳出面でのむやみな肥大化を現に、慎んでいくということが、今後、肝要であろうかと思っております。

いずれ、必要なものは、いたずらにあとに繰り延べるといような形をとることではなくて、必要なものは適時適切に取り上げていくことも必要でございますし、長い目で町政の発展に役立つものは、きちんと処理していくことも必要ではなからうかと思っております。

健全財政運営ということが最も基本的なことではございますけれども、ただ、これをもってのみ、金科玉条にするというのではなくて、限られた財源の中で、できるだけメリハリの利いた予算の編成を今後、していかなければならないものというふうに考えておりますので、どうぞよろしくご指導をお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 収入役 芹口誓彰君。

○収入役（芹口誓彰君） まず、財政環境につきましては、ただいま、助役が申し上げたとおりでございます。決算意見書を見てもみますと、特に、経常収支比率が90%以上増えているということで、これは、非常に注目をし、また、注視していかなければならないような点ではなからうかというふうに思っておるところでございます。

今後は、行財政改革を強力に推進してまいりますとともに、事業の取捨選択をしながら、健全財政に努めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

久しぶりに収入役の声を議場で聞きまして、私も安心しました。

助役さんの答弁、誠にそのとおりであるというふうに思っております。非常に、財政運営というものは難しいもので、どのような事業が本当に高森町全体のものになるのか、やはり、予算の配分、予算を立てるにおいては、やっぱり公益性、公共性等も踏まえながらやっていかなければならないということで、限られた予算の中で運用することの厳しさというものをつくづくお三方、痛感されていることだというふうに思っております。

私が本当に助役、収入役等をお願いをいたしたいのは、私達議員も含めてでございますが、選挙で選ばれてくる者は、やはり、有権者にどういうふうに自分達の政策を提示していけば、継続して、この政治家を続けられるのかとか、どのように、

自分の評判等を上げていくのかというようなことを常日頃から考えております関係で、政治的な事業配分等になりがちでございます。

ですから、これは、町長も例外なく、政治的な動きも、政治的な予算配分も出しはしないとは言いつつも、やはり、見る人の目によっては、そういうふうに見られる事業も多々出てくるわけで、そこに、どのようにして、事務方である助役、収入役がブレーキをかけて、適正な予算配分をしていくかということが、やっぱりこの監査報告書の中でも要望として、やはり出てきておるのではないかなと思っております。

ですから、助役さんあたりに再度、お伺いをいたしたいと思いますが、やっぱり当初予算を本流として、できれば、当初予算をつくった時の苦労を忘れることなく、運営をしていくのが筋なのか、それとも、やはり、自治法等でも書いてある、また、地財法等でも認めてあるように、補正予算等もその場では認めざるを得ないけれども、やはり、できれば、当初予算をそのまま踏襲していくやり方というのが、基本であるのかということを再度、ご質問をいたしまして、ご答弁、よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 当初予算の編成におきましては、景気の動向にも配慮いたしますと同時に、歳出をできるだけ抑えまして、町として、取り得る対策を精一杯盛り込んだ内容の、いわゆる緊縮型の予算となった平成18年度予算でございました。これまで、景気の早期回復が何よりも優先すべき課題と考えて、本町の財政事情の許す限りで、国の経済対策にも呼応してまいった経緯がございます。

しかしながら、現下の財政状況は、低迷する税収に加えまして、これまでの景気対策として実施してきました事業についての公債費の累増等によって、厳しさを増してきたのも事実でございます。

こうした中にありまして、今後、地方行財政制度や、あるいは実質的に国が地方の歳出水準の大半を決めております公共事業、公共投資、社会保障、教育の分野などを中心といたしました国の施策でございますとか、あるいは、制度の見直しの状況も十分に見極めをいたしまして、健全な町財政の運営を至上命題としていかなければならないものと思っております。

先ほど、ご指摘がございましたように、当初予算で編成されました予算につきましては、できれば、補正の形がないような方向が望ましいわけでございますけれども、やはり、生きた社会でございますので、それぞれの補正事情が出てくることも

確かなところでございます。

今後は、できるだけ、緊縮予算にいたしまして、できれば、40億円程度の当初予算編成となるよう、努力をしてみたいと、このように考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番 野中です。

先ほど、佐伯議員からもご質問がありましたけども、さらには、収入役の方からもご答弁がございましたけども、この監査意見書の中で、どうしても、監査委員さんの方からのご指摘があったのが、やはり、経常収支比率、この部分の対策でございますけども、まず、最初に、町長の方にお伺いしたいと思いますけども、この経常収支比率は、財政で一番見るのは、僕はこれだと思っております。この値に対して、町長、今後、どういったお考えで進めていかれるのかをまず、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 経常収支比率は75%以下が大変望ましいと書いてございます。今までのいろんな経験の中からそういうふうになったのだと思っておりますけども、今年も93.8%になりました。やはり、この経常収支と申しますのは、私どもが日ごろ、お金を出すことにおいて、比率が大変高くなってございます。言いますならば、私の考え方だけで申しますならば、公債費等、いろいろなものが今まであつてございますことと、そして、今までにいろんなハード面で通したものがございます。これが景気のいい時に、大きく跳ね上がっておるといふことも1つの原因ではなからうかなと、そのように思っておるところでございます。

今までハード面、いろいろなものがございますけども、私どもも今回、本当に投資的な経費と申しますか、どの程度のものか、今から十分検討しながら、少しでも経常経費が少なくなるように、努力をしてみたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 今のわかったようで、わからないような答弁だったんですけども、1つは、質問がちょっと前後しますけども、数字で収入役さんの方にお伺いしたいんですけども、一般会計、特別会計、決算審査意見書の12ページのいわゆる一般会計の収支、17年度の予算ですね、45億1,355万円、この数字と、この青色の方の添付資料、付属資料なんですけども、これの2ページの17年度の最

終歳入歳出、この数字の違い、いわゆる普通会計、一般会計、僕、その違いがよくわかりませんが、その違いをまず、教えていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えいたします。

議員の言われました決算意見書の方でございますが、この数字につきましては、これは、一般会計のみの数字でございます。

この青本の付属資料に付けておりますこの数値は、決算統計上、用います、これに鉄道特別会計、農業用水特別会計を含んだ部分で、制度的に決算数値を出すための数値ということで上げておりますので、その差は出てまいります。普通会計がこの決算付属資料になります。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

本題の質問に入りたいんですけども、経常収支比率、これを健全化するために、どういった努力をするかということで、やはり、経常的経費の削減、意見書の中にも書いてございますけども、努力する部分、努力目標が書いてございますけども、その辺について、やはり、真剣に取り組むべきだと思っております。特に、扶助費、繰出金、このあたりをどういった対策を講じるか、やはり、執行部と議会、真剣にこの部分を取り組まないことには、経常収支比率、これはどんどん上がるばかりでございます。平成12年度ぐらいから上がりっぱなしでございますので、逆に考えてみれば、93.8ということであれば、残った6.2%で住民の福祉、そういった部分に対して、がんばっていきなさい、いわゆる行政が、地方公共団体が本来の任務としてやらなければいけない住民の福祉向上のための事業というのが、おろそかになっていく、それをやるためには、さらなる起債を膨らませていかなければならないという、非常に悪循環に、僕は入っている状態だと思っております。

例えて申しますならば、昨年度の決算書の中でも、代表監査委員、監査委員の方から「高森財政はイエローカードですよ」というふうに指摘されております。さらに、本年度も、17年度の決算も「イエローカードですよ」と、サッカーで言うなら、2枚イエローカードが出されたということは、当然、退場ですよということになりますけども、そういった状況の財政、やはり、真剣に経常的経費の削減、この部分を真剣に取り組む必要があると思っております。その辺について、対策として、今後はこれを助役さんの方にお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 経常収支比率につきましては、監査委員さんの審査意見で大変厳しいご指摘をいただいているところでもございます。本年度は93.8%になっております。これは、大変、私ども財政を預かった経験者として憂慮すべき決算の数値と思っております。経常収支比率は申し上げるまでもございませぬが、経常的経費に占める経常一般財源の比率を言うわけございまして、これの基準となります75%のラインを低下すれば、その分を建設的事業等に振り向けができるというような形でございます。

ただ、ご案内のように、93.8%と言いますと、本当に100%に近くなりまして、一般財源で対応し得る部分が、かなり狭くなってきたということも事実でございます。

それでは、これはいったいどういったふうに落としていくかということになりますと、これは非常に難しいわけでございますけれども、やはり、私どもといたしましては、節約をして、経常的な部分を少しでも落としていくというような形をとっていかなければならないだろうというふうに思っております。

また、この中には、人件費等に対します一般財源も関連してまいりますので、今後、行財政改革等によりまして、今、集中改革プランも策定中でございますけれども、そうしたことも併せ持ちまして、経常収支比率の低下につながるよう、一層努力をしております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 後の方の質問については、ちょっとまとめて質問させていただきます。

1つはしくみ、前金払い、あるいは資金前途概算払いといった形で普通言われますけれども、今、本町の財務会計上、どういった処理で進められているのか、これが1つ。

次に、前後しますけれども、経常収支比率の類似市町村との比較、このあたりについて、県の平均がどれぐらいになっているのか、各市町村の平均ですね、さらには、熊本県自体がどうなっているのかの数字、この数字に関しましては、県の方から当然、年に1回、決算統計というのが各町村に送られていると思っておりますので、その分について、説明をしていただきたいと思います。

もう1つ、不納欠損の扱いについて、どの条項に基づいて、不納欠損が対処されておるのか、その部分を1つ。

次に、財務規則の中で流用禁止というのがございますけれども、今回も多少流用は

されております。その流用禁止にすべて該当していないのか、どうか、これを一つ。

それと、基金の取り崩し、これもされておりますけども、基金の取り崩しをされた理由、どの基金について、この理由で取り崩しをしましたという理由、これについて、答弁の方、以上、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 前渡し資金関係につきましては、財務規則で自治法に則り、制度化されております。

次に、経常収支比率の関係でございますが、私、県平均、町村平均の数値は持ちませんけれども、類似団体というのがございます。高森町は、類似団体でいきますと、2-1という区分になりますけども、人口で大体想定されておりますのが6,613名、それと、面積的に151平方キロメートルということで、全国をそういうふうに関連団体というのが30項目くらいあったんだと思いますけども、そういった分類を行います。それで行きますと、平成17年度の高森町の経常収支比率93.8%に対しまして、類似団体は85.9%でございます。

次に、流用禁止の関係でございますが、すべて流用決裁に基づいてやっております関係もございまして、流用禁止項目に当てはまる流用は行っておりません。

17年度につきましては、財政調整基金からと社会福祉振興基金の繰入を行っております。財政調整基金につきましては、経済情勢等の変化によりまして、歳入に不足が生じた場合に、その不足分を埋めるという形での繰入を行っております。それと、社会福祉振興基金でございまして、これにつきましては、17年度は、中央小学校のヘルパー派遣事業、それと美化側溝の方に充当しております。そういうことで、今回は対応させていただいております。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 不納欠損につきましては、税法に基づいて行うわけですが、端的に申し上げますと、税の負担能力はもう全くないという状態ですね、それだとか、例えば、徴収することによって、生活を圧迫する、生活ができなくなる、そういった状態もあるわけですね。それから、生活保護の適用を受ける方だとか、あるいは死亡された時、そういったことであるわけですが、今回の処分につきましては、執行停止をした後の不納欠損処分ということになります。それはどういうことかと言いますと、時効が来るまでの間に、納付していただける状態であれば、すぐ停止をして、徴収するんですけども、そういう状態になかったと

いうことで、今回は不納欠損処分としております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

今の答の方から、不納欠損の方は、地方税法の中で定められておりますし、もう1つは、自治法、議会の議決の権利放棄、こういった部分もございますので、できますならば、地税法だけではなくて、やはり自治法の部分でも出していただければ、議会でやはりその部分も審議したいと思いますので、その点は、今後もよろしくお聞きしたいと思っております。

さらに、基金の取り崩しのことに関してなんですけども、経済事情の著しい変動、どこの自治体でもこの理由はやっておるんですけども、ないからしょうがないと言えどもそれまで、しかしながら、もう1つの社会福祉の振興基金の方、美化側溝なんかは緊急を要するわけではないし、大規模な土木でもない、やはり、僕はその使途については、慎重を期すべきだと、以前から申し上げておりますけども、やはり本来の目的に僕は戻すべきだと思っております。財政そのものが最初のスタートから何か流用するような感じで、僕は本来の目的ではないような気がいたしますので、その辺を再度、お聞きしたいと思います。

それと、最後の方の質問になりますけども、ちなみに、経常収支比率、16年度、全県下の平均が91.6%です。これはもう統計資料が配られておりますので、町村にあるはずですが。熊本県自体91.8%、おもしろいことに、100%を超えている自治体も1つありました。天草市なんですけども、103.2%なんて、とんでもない数字なんですけども、それはそれとして、再度、その辺をお聞きしたいと思いますし、もう1つ、最近、複雑な税務法規ということで、頻繁に改正されております。その辺について、職員の勉強、研修体制をどうやってとっていくか、僕は非常に大事なことだと思いますので、その辺の対処を今後、どうされていくのかを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） まず、基金のことです。先ほど、社会福祉振興基金を美化側溝にということで、本来の姿にというようなお話がございました。これにつきましては、美化側溝、段差解消も含めまして、バリアフリー化ということ念頭に、社会福祉目的でも基金の目的には沿うという判断から、充当させていただきました。

次に、経常収支比率でございますが、これにつきましては、県が91.6、市町



村平均91.8というような、今お話がございました。高森町におきましては、それを上回ります93.2%ということで、これにつきましては、先ほど、助役等、申し上げましたように、必要なものは必要でございますが、冗費の節約に積極的に努め、とにかく、いずれにいたしましても、歳出の削減、経常的な経費の削減に今後とも努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 最後に、町長に1つだけ、公債費の問題なんですけども、公債費比率はいろんな出し方がございますけども、僕は、公債費の負担比率の方で見ると筋かなと思います。公債費の負担比率の方が高森の場合は非常に高くなってきておまして、22.8%、本来、負担率の方は15%ぐらいから注意、18%危険、22%なんてというのは、もう論外な数字になってくるんですけども、このあたりについて、町長、いかがお考えかを最後にお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほどから申しましたように、公債費負担比率ということでございますけども、公債費負担比率、1つの借銭でございますけども、極力、そういうものに頼らずにできるように、また、今、22.8%に上がっていますのは、今までのいろんな投資的な経費とか、いろんな面が多く重なってきた結果だろうと思っております。結局、そこは今からそういうことがないように、減らしながら、がんばってまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第50号 野尻親水公園条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第50号、野尻親水公園条例の制定についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。12番 三森義

高君。

○12番（三森義高君） 野尻親水公園については、要するに、親水公園という項目そのものが色々以前問題になった場所ございまして、結局は、条例化をするという今年度までの経緯を一応、お尋ねをいたしたいと思います。どのような形で、条例化にたどり着いたのか、どの程度、今まで整備等ができておったのか、そこらあたりをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） お答えいたします。

野尻浸水公園につきましては、かねてから、いろいろ野尻地区の憩いの場ということで、利用されるという観点から、施設の方を整備して、トイレの方も公園内に設置するというので、完成をしたわけです。ただ、現在、新川田代橋も開通いたしまして、利用者の方も年々、その入り込みですかね、そちらの方にいたしましても、最近は、増加の傾向があるということで考えております。その前の経緯については、私、ちょっとまだ調べておりませんので、申し訳ありません。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 前の経緯を教えてくださいというわけではないわけです。それから、こっちの整備状況はどうであったのか、どういう管理をされていたのか、また、この親水公園を今後、どのような形で維持されていくのか、また、県の事業としても、承っておったと思いますけども、そちらあたりは、今後、どうなるのか、そこらあたりもお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 現在は、うちの方の課で管理をいたしております、野尻出張所の方にも協力をいただいて、連携をとりながら、現在、管理いたしております。年2回、野尻の甲斐さんの方に管理をしていただいております、草刈り等の方も実施いたしております。今後、町の管理下として、指定管理者の件もありますけれども、小規模でもあるということでありまして、うちの方の直営の管理になるかと考えております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） せっかく、金をかけて、条例化して、親水公園という正式名称になってくるわけでございます。この公園を今後、利用する上において、管理体制というものが、慎重にされるべきではないか、公園というものがなかなか高森にも相当数あります。その管理状況はどうであるかということ、なかなか段差が大きい

と、いいところと悪いところが甚だしい、管理状況があまりよろしくないというのが、今の現状ではなかろうかと思えます。そこらあたりは、せっかく条例化してやりますならば、そのあたりまで、きちっとした整備ができる状況をつくっていただきたい、その目的をもってやっていただきたいと、このように思うわけでございます。それについて、町長の方に一言お願いいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 公園条例の制定につきましては、今までなかったのではなかろうかなと思っておりますことと、今、私、思いますに、管理が十分できていないというところでございます。各議員さん達が一緒になって、すばらしい野尻の親水公園をつくったところでございますけども、管理を地域の方々をお願いしておりますことと、今回は、そうやって、ただ、地域の方々をお願いするじゃなく、一つ、条例化してやるべきじゃないかということじゃなかったかなと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

親水公園、やっとなあそこの橋が架かりまして、形になってきたかなと思えます。しかしながら、東小学校のところからの道がまだまだ改良されておられません関係で、現状においては、やっぱり外部の皆さん方の利用しにくい公園ではないかなと思っております。津留町付近の皆さん方については、イベントする際には、あの公園は十分効果を発揮する場所であるというふうに、私は考えておりますが、公園なんですけれども、公園というからには、広いんですが、保健福祉課長の方にちょっとお尋ねなんです、たまには、あそこで、野尻地区の浄化槽とか、トイレ等のくみ上げをしたのを小型車から大型車に積み替えているというようなお話も聞いたことがございますが、これの事実関係はいかがなものでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 私の方では、その確認はしておりませんし、今、初めて、そのお話は何いしたところでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私も野尻のことは、いつも心配しておるわりにはあまり上っておりませんので、大変申し訳なく思っておるんですが、あそこは、三森議員の方から質問がございましたが、元々は川田代橋が昔の古い橋が下でございますが、通常、観光客の皆さん方は、あそこから下りて、下の川で魚釣りをされたり、今から

先の紅葉の時期には川面に浮かぶ紅葉を見ながら、秋を楽しむということで、非常にすばらしい景観の地であると、それがその橋を通らなくなるわけですから、当然、上にかかりますと、また眺めも変わってくると思いますが、せっかくいい景観の場所だから、あそこに車を止めていただいて、あそこから歩いて、旧川田代橋の方に下りていただいて、あの辺りを楽しんでいただくと、当時、あそこの橋を架ける計画の際に、学校教育の一環として、子供達を水で遊ばせようじゃないとか、水辺公園構想等もありました。それに非常にこれは東小学校、中学校も近いものですから、野尻というところは大変水がきれいなところでございますから、それを利用する形でできれば、あの橋をつくる場所に、そういうふうな公園も設置して、子供達も遊ばせましょう、そして、観光客の皆さん方にもあそこで自然を楽しんでいただいて、できれば、キャンプもしていただく、そして、下の野尻川の方で魚釣り、また、紅葉等を楽しんでいただく、非常にすばらしいマッチングができるんじゃないかなというような構想のもとで、確か、親水公園という計画が立ち上がってきたような経緯があったとも思います。それにはまだ裏があるんですけども、表の話だけで結構でございますから、そういうふうな形で行きますが、やっぱりそういうふうになってきますと、親水公園、今後、町が管理していく上において、いかにあそこで、今までは朋遊館等でも祭等をやっておりましたが、ヤマメ釣り大会もなくなりました。野尻地域、津留町の活性化、ましてや、川のない高森町からすれば、魅力的な地域での親水公園条例の制定ということになってくると、すべての面において、期待は膨らむわけですが、今後、親水公園、商工観光課の管理ということになります、どういうふうなことを、野尻地区の皆さん方との協議も必要だと思いますが、持ち出していくつもりであるのか、何か構想等があれば、それも伺いたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 今後の予定ですけれども、まだ具体的には考えておりませんけれども、今、13番議員さんがおっしゃいましたように、野尻地区の方々との話し合い、または、出張所等もありますので、十分そのお互いの意思の疎通を図りまして、今後、管理面も含めまして、充実していきたいと考えております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第51号 鍋の平キャンプ場条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第51号、鍋の平キャンプ場条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

この鍋の平キャンプ場の条例についてなんですけど、これについても、いろいろと今後、充実していくための条例の制定であるというふうに見受けられますが、今年、鍋の平キャンプ場方面という形で、矢印が道路のそばに立っております。がんばっているなというふうに思いました。話を聞いてみますと、中の整備も十分できているようで、今、あそこの担当になっている方達が一生懸命環境整備をしているそうです。ちなみに、今年の鍋の平キャンプ場の利用状況等をご存じであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） お答えをいたします。

今年の利用状況は、ちょっと今のところ、把握はしておりませんが、17年度の事業経過の中で、事業の報告がまいっております。その中では、人数がちょっと入っておりませんが、ちょっとはっきりしたことは言えませんが、夜間の桜の照明の点灯とか、今お話がありました看板等の設置とか、いろいろ今の役員さん方が努力をされて、少しずつではありますが、年々、増加の傾向があるということで、今、話し合いを進めております。今、キャンプ場の方もとても熱心にされておりますので、そういう成果が上がっていくのじゃないかということで、町の方も期待しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 数字がまだ把握されていないということになると、熱心にするかしよらんかというのは、わからんのではないですか。熱心にされているのが

わかっているというのは、大体利用客が増加に転じた時なんかは、ああ、一生懸命がんばっているから、熱心にされておるなというふうに、評価ができると思うんですが、熱心にしているか、それとも、現状維持かという評価はやっぱり利用客の推移で通常は評価するものだと思います。私が熱心になんかしているなという評価は、今回の評価は、数字はわかりませんから、ただ、国道沿いにきれいな鍋の平というふうにキャンプ場への案内板が設置されたことに対して、がんばっているなという評価をしたわけで、ですから、それにプラスをするためには、やっぱり利用客の増加がどれほどあるのか、利用客がどれほどあるのかというのが興味があります。ですから、そこあたりについて、お聞かせ願いたかったわけですね。ちなみに、条例の中にも、その入場料とか、料金等があります。ですから、この料金等についても、やっぱり運営とか、管理する費用に対して、どれだけの収入がないとできないからということで、やっぱり料金設定もなされているというふうに思いますので、来られる数がわからないんじゃ、こういう設定もおそらくできませんから、そのあたりの数字をお聞かせをいただきたいと思います。

それと、以前、話を聞いたんですが、キャンプ場にトイレがございまして。そのトイレについても、障害者向けのトイレもほしいんだけどというような話もちょっと聞いたような気がいたしますが、そのあたりの改善とかはなされておるのかどうか併せてご答弁を、担当の方にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 17年度入村数ですけれども、481名で、実質的に、入場料の500円をとっておられますので、24万500円、それから、諸々の材料費、それから雑収入、それから町の助成金といたしまして、草地保全も含めまして、管理をお願いしておりますので、そちらの方が40万円、合計の77万8,000円程度の収入に対しまして、支出の方でいろいろ労務光熱費、いろいろ使われておるのが、今、手元の方にまいっております。

特に、今、がんばっておられると言いますが、村長さんを他の方に、今まで委託されておりましたのを地元の組合の方で、自分達でやられておりますので、その点も努力されておると思っております。

身障者のトイレにつきましては、まだ、要望は聞いておりませんが、トイレの方のシャワーの方とかもありますし、現在のところは聞いておりませんが、また、詳しくは打ち合わせてみたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 以前、私も鍋の平のキャンプ場、まだ整備される前、行ったことがあるんですけども、なかなかあの場所、キャンプしようと思ってもできなかったわけですね。今、話をいろいろ聞いてみるんですが、かなり、上色見の皆さん方達、要するに、造園業をされている方達が一生懸命されて、すばらしいモデル地域みたいになるようにやっているみたいですね。キャンプ場というのは、大体川がほしいんですが、やっぱり川のかわりに、そういうふうな景色とか、環境面において、そういうふうな努力をされておるわけです。ですから、やっぱりそこあたりからすれば、私達としても、どんどんどんどん町の観光、要するに、観光行事の中に鍋の平のキャンプ場等も入れていただきながら、彼らの努力に報いるような町のやり方というのをつくっていただきたいと、それと、障害者用のトイレなんですけど、やっぱり障害者の皆さん方にもキャンプする権利は当然、ございます。特に、キャンプ場については、傾斜地でもありますから、やはり、そういうところは、敬遠されるということではなくして、障害者用のトイレについても協議をしていただいて、健全者だけがキャンプするんじゃなくして、万人、皆さん方、どなたでもやっぱりお年寄りでも誰でもがキャンプに来れるように、いい景色というものを満喫していただけるための環境というものは、町も一緒に手を貸していただいて、つくっていただきたいと思います。

協議等については、随時、会議をされていらっしゃるのか、それとも、向こうから要請があった時だけ協議をされるのか、そのあたり、最後にお答えをしていただいて、質問を終わりたいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） トイレの方につきましては、先ほど申しましたように、また、地元の村長さん以下、役員の方々と協議をいたしておきたいと思っております。地元との協議も進めていきたいと思っております。

協議の方ですけども、予算の関係もありますので、定期的と言いますか、予算の始まります前と後と、それから地元の方の村長さん以下、役員さん方から申し出があった時に、こちらが対応している状況でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番 野中です。

非常に初歩的なご質問なんですけども、鍋の平キャンプ場、今管理されておりますけども、この経営体系がどうなっているのかをちょっとお聞かせ願いたいんです。もちろん、入材料、あるいは、諸々の経費がありますけども、そういった部分

がどういふふうなお金になっているのかをお教え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 予算の方にも上げておりますけれども、草地保全の目的といたしまして、それも含めまして、キャンプ場の方の管理の方と合わせまして、鍋の平キャンプ場の筆耕人夫賃ということで、40万円うちの方から計上いたしております。あと、収入の部といたしましては、17年度の方ですけれども、先ほど言いました入村者の方の入園料ですかね、それから、雑収入、前原の区よりの助成金、それから、テントの使用料、毛布の使用料、キャンプの使用料、それから、先ほど言いましたうちの助成金ということで成り立っております。それから、支出の部としましては、先ほど言いました労務費、光熱費、通信費、それから、雑費、消耗品と、いろいろありますけれども、一番の支出の方は、労務の先ほどの委員さんの手当と、それから、前原区の草地保全の人夫賃というのが、大きな金額となっております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） じゃあ、すべて組合の方にお任せして、こっちから助成金、補助金出して、その中で独立採算みたいな形でやってくださいという体系になるわけですかね。

もう1つは、これに関連はしないんですけども、公金制、いわゆる入場料とか、入園料とか、そういった部分がございますけども、どの時点から公金として、その性質が変わるのか、他の利用料、キャンプ場もそうなんでしょうけども、入園料とか、トンネルなんかも入園料をとっております。どの時点からが公金になるのか、公金として扱われるのか、ちょっと話がそれるかもしれませんが、トンネル公園なんか、かなりの入園料、入場料がありますけども、そういった現金の処理についても、非常に苦慮されていると思いますので、それるかもしれませんが、よければ、答えをお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 当然、収受した時から公金という考え方を持っております。と言いますのは、公金の収受を私人に委託する場合は、契約なり委託契約なりやっております。当然、公告もやっております。我々会計職員と同じような効力を発しておるということで、収受した時から公金扱いということになります。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。



○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。ということは、もう会計吏員と同じような扱いで、その管理者が責務を負うという解釈でよろしいわけですか。わかりました。ありがとうございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 鍋の平のことでございますが、これは、初めは高森町の商工会がやっていたと思います。ところが、やっぱり人数が減り、いろいろな関係上、部落に下ろして、部落が町おこしに一生懸命にがんばっておると思います。そういうことでございますので、まだ、議員さんあたりも初めのことはわからんのではないかと考えております。これは、今後、高森町が観光として生きるためには、やっぱり道路が一番と思います。そういうことで、また、一般質問をいたしたいと思っておりますので、その時、町長にご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

議案第52号 高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第52号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金

也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

国民健康保険条例の一部を改正する条例について、内容でちょっとご質問させていただきますが、出産育児一時金、主に大体出産費用に皆さん方、充てていらっしゃいます。大体出産費用が現在、約30万円ぐらいじゃないかなと思います。出産にかかる病院に払うお金がですね。当然、国民健康保険でお産をされる皆さん方は、これが大変役に立っておりました。今回、30万円が35万円になるということですが、そうすると、現状の医療費の中でいくと、出産される方達に対しては5万円ぐらいの出産祝い金みたいな感じの手当になるようにも思えます。しかしながら、それとスライドして、これは、産婦人科に払うお金が35万円になってしまったら、また、何にもならないような気がいたしますが、医療費の推移等で出産に係る経費等は、大体现状のところ、どういう形で推移しておるのか、やっぱりまだ30万円以内ぐらいで出産費用というのは終わっているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思いますが。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 私も子供、特に、孫がいるわけではございませんし、このあたりは詳しくは調べておりませんが、実は、全国平均でいきますと、もちろん、通常分娩の費用ということですが、それによりますと、30万円から37、8万円というようなことを聞いております。そういうことからしますと、35万円というのは、平均をとってはいるんじゃないかなと思いますし、これは、もう1つは、出産一時金、これによって、少子高齢化対策の一環としたいという国の思惑もあったと聞いております。そういうことから、35万円ということでおります。ただ、これ、いわゆる社会保険、共済組合だとか、組合保険ですね、これは、非常に給料の1.何倍だとか、そういったことで、支給していたということ、これを統一しまして、恒久措置としまして35万円ということが決まると、そのように聞いております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 通常分娩ですと、ほぼ30万円を中心に、大体そのぐらいで推移しておるのではないかなとも思います。異常分娩になりますと、それぞれ高額療養の問題とか、高額医療の問題とか、生命保険等の入院特約の部分とかで対応されるということもございますから、出産育児一時金が35万円になってくれば、どうにか出産するのに対しても、あまり経済的な負担は負わなくはなるのではないかと

などと思います。これについては、国の政策ですから、とやかくも言えないんですが、町として、これだけやっぱり少子高齢化、少子高齢化と、何年も言われてきておりますから、今後、10月1日から施行ということですので、10月1日以降に分娩された方達に対して35万円なんですね。ですから、10月1日より前に妊娠された方達に該当してもいいんじゃないかなというふうに私は思っておるわけですね。出産一時ですから、出産というふうに限定されておりますから、それはそうなんでしょうけれども、しかしながら、じゃあ、平成18年4月1日から、通常補助事業というのは、年度年度でいきますから、やるんですが、ですから、この制度については、10月1日ということになってくると、以前に生まれた子供達、お母さん達には該当しないということになってきますので、ちょっと何か、その方達がかわいそうだなというふうに思います。5万円なんですが。ですから、今後、ランドセルとか、いろいろ町長は子供にやっておられるんですが、この辺についても、十分、先ほどから財政の話、決算認定やったばかりでございます。日程の審議をやったばかりですから、あまりには言えないんですが、この件について、十分内部で協議していただきたいと思いますが、町長さんあたりいかがでございますか。やがて、また孫が増えると思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今回の10月1日からと言いますのは、国の少子化対策の一環ということで、今回、条例が改正されたものと、そのように思います。町の方で独自というお話ではなかろうかなと思いますけども、今のところ、そのことに関しましては、あまり考えておりません。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第53号 高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第53号、高森町税特別措置条例の一部を改正する条例に

ついてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、高森町税特別措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第54号 高森町山村広場条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第54号、高森町山村広場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

山村広場の名称、これは非常にありがたいなど、住民の皆様がわかりやすくなるなどというふうに感謝いたしております。合わせて、もう1つ、町民体育館もございますけども、そのあたりの検討はいかがされるかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 杉田則秋君。

○教育委員会事務局長（杉田則秋君） ただいまの質問でございますけど、町民体育館につきましては、現状、町民体育館、あまり住民の方にも不都合ではないと思われまますので、今後、使用状況等の変動に伴って、将来にわたって、必要があれば、検討するというところでございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、高森町山村  
広場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第55号 上色見生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第55号、上色見生涯学習センター条例の一部を改正する  
条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金  
也君。

○13番（佐伯金也君） この件については、上色見、下色見の方、それぞれ建物が建  
って、いろいろと使用方法が変わってくるということも踏まえながらの条例の一部  
改正であると思いますが、しかしながら、これは、町管理が体育館になってくるん  
ですけれども、ちなみに、町管理の施設でお伺いをいたしますが、現在、私ども喫  
煙者は、庁舎内でもたまたま隠れてたばこを吸っております。非常に反省はするん  
ですけれども、止め切れませんので、どうかこうにか、やっておるわけですが、話  
を聞きますと、町内の公共的な施設内は、ほとんどが建物の中については禁煙だど  
いうふうに伺っております。これは、1つは、やっぱり火災の発生を防いでたり、  
たばこを吸われない方達の迷惑を考えての措置であるし、社会全般、国内のそうい  
うふうな流れに沿う形での措置であるというふうに思いますが、この体育館も含め  
て、生涯学習センターと呼ばれるものが他にもございますけれども、公共的な施設  
の中で、禁煙措置は100%なんでしょうか、ほとんどの施設が。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私の方では、いわゆる庁舎内、高森総合センター内の禁  
煙は打ち出しておりますけれども、他の施設については、体育館等につきましては、  
教育委員会の管理だということで、全部が全部禁煙を実施しているわけではござい  
ません。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君）　しかしながら、ほとんどの施設が、灰皿があるところは灰皿のあるところでたばこを吸っていらっしやると思います。公共的な施設と言われるものについては、その建物内は、だんだんだんだん禁煙という言葉、禁煙という貼り紙を見受けてまいりました。非常に私としては苦しいわけで、税収的にも、これは非常に町税としても大きいわけですから、不満もあるわけなんですけど、今現在、世間一般で騒がれておるのは、以前は喫煙問題で騒がれておったんですが、今は飲酒問題で騒がれておるんですね。飲んで運転する、今も毎日、防災無線で言われておる。今日も回覧板が回ってきました。町からの。飲酒運転撲滅、飲酒運転をしない、させないというのが出てきました。飲酒運転をさせないというのは、させる側がやっぱり気を付けなければならぬんですが、飲酒をする場所が自宅であったり、そういうふうな飲食店だったりということは、それはそれでわかるんですが、やっぱり公共的な施設についても、できれば、いろんなイベント等でお酒を飲む機会はあろうと思うんですが、私からすれば、公共的な施設の建物の中、外は別として、建物の中についての飲酒というのは、私は禁煙と一緒に飲酒についても、極力やめさせていく必要があるんじゃないかなと思っております。

それは、なぜかという、やっぱり飲んだら運転しないつもりで来ていても、やっぱり駐車場がある公共施設、そういうところに軽い気持ちで行って、その内部で酒を飲んだ、そして、たまたまそこから乗らないつもりだったけど、このぐらいならというのが事故のもとなんですけど、このぐらいならという形で、車を運転される、そして、結果的に運がいい人達は事故もしない、違反もしない、警察にも止められないで自宅に帰るんですが、運が悪い人がたまにはいるんですね。やっぱりそうなった時に、私は飲み屋で飲んできましたと言え、それは飲み屋の責任なんだろうけれども、どこそこの町の施設であって、そこで飲んで帰ってきましたとかということになった時に、町の責任というの、私は事故に遭われた被害者側からすれば出てくるんじゃないかなと思います。

ですから、総務課長さんにお伺いをいたします。酒が嫌いというふうには伺っておりますから、今後、これほど飲酒運転が世間で騒がれる、そうなってくると、いろいろと祝い等はあろうと思うんですね。早速、敬老会とかありますし、いろいろ成人式もありますし、いろいろあろうと思うんですが、建物内での飲酒、公共的な、私達高森町が管理する公共的な施設の建物内での飲酒というのは、私は禁止していてもいいような気がいたしますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君）　総務課長　岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今、テレビ・新聞等でお騒がせをいたしております飲酒運転の話でございますけども、これ、いずれにしても、本人のモラルが一番かとは思われますけれども、今後、警察、その他行政の方でも、国の方でも、法改正をというようなお話も最近耳にしておるところでございます。そういうことになれば、実際、飲ませた方、場所を提供した方、そこらあたりにもいろんな罰則が定められてくるんじゃないかというふうに考えております。現在のところ、今、議員さんおっしゃいましたように、18日は一斉に敬老会をいたしますので、当然、公共施設を使うことになっております。

例えば、地域的なこともあるかと思えます。当然、町中でありますと、飲食店等、食堂等、場所の提供が可能かと思われましてけれども、特に、山東部の方に行きますと、そういう場所もございませんので、今すぐに飲酒を禁止するということは非常に難しい面もあろうかと思えます。国なりの法の今後の改正を多分、これはもう急がれてされるんだろうというふうに考えております。国会においても、そういうのを論議したいというふうなお話でございますので、そうなった時には、それに即応すべく対応をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 法改正等があればということでございますが、やっぱり高森町が率先して、いつも悪いことばかりが新聞に載るんじゃなくして、こういうふうに社会的に騒がれている時にこそ、高森町は町が管理する公共的施設内での飲酒は禁止しますというぐらいの条例制定ぐらいをしておかんと、やっぱり高森町はいつも何じゃ、何じゃと言われていながら、そういう形で終わってしまうんですね。ですから、やっぱり施設内での飲酒については、今後、禁止をしていくというふうな方向で、私は進んでいただきたいと思えます。

本人のモラルの問題と言われるんですが、総務課長さん、一番思い出される、一番経験者でもあるんですが、皆さん方、飲む前はモラルがあるんですよ。でも、飲んでいる途中からモラルが少し薄くなってくる人達がいるんですよ。全部が全部とは言いません。飲む前から飲んだ後まで、家に帰るまで、ぴしっとそのままの状態の方もいらっしゃいますけれども、やっぱり自分で気づかないところが相手に気づかれたりするところがあるんですね。だから、交通事故も起きるんですよ、飲酒運転での事故が起きるんです。本人のモラルの問題と総務課長さん言われましたが、じゃあ、福岡で起きた飲酒運転の問題も本人のモラルの問題だけで済んでいるかということです。結果的には、本人が事故はしたんですよ。でも、今、社会で騒

がれているのは、地方自治体の職員が飲酒運転をした時の処分の内容はどうかという形で、熊日新聞にも載っていた。各町村の飲酒運転での懲戒処分とか、懲戒の状況とか、どのランクでどうなるかというのが、結果的には、本人のモラルでは済まないんです。被害者が出る以上は。だからこそ、私は、そうやってきた時に、高森町は、町が管理する公共的施設内での飲酒は禁止して、被害者が出た時に、高森町がその施設内で酒飲みをさせたからこういうこになったというような苦情を受けないようにしておかないといけないと思う。そこあたりを私は率先して進めていただきたいと思うんですが、ただ単に、私が酒が嫌いだけじゃないんですね。やっぱり迷惑なんですよ、これは。飲酒運転をされて、被害に会うということを考えて、私達が被害者側に立った時のことを考えると、もしかしたら、正常人達が運転しているんだっただけならば、事故にも遭わなかったと、ところが、この人間が酒を飲んでいたら事故の被害者になったということを考えると、迷惑なんですよ、これは。ならば、そういうような迷惑行為は、これは喫煙と一緒になんですね。たばこを横で吸われるから迷惑。酒も飲んでから事故をされるから迷惑というなら、事前に飲酒は禁止するぐらいの、私は気持ちがあってもいいんじゃないかと思う。

以前、前回できた中心市街地の観光交流センターでもビヤガーデンとかといってチラシが出た。1日で消えて、翌日、中止になりましたね。無理矢理あそこでもなくてもいいんですよ。町内には飲み屋いっぱいあるんだから。わざわざあそこでする必要もない。だから、そういうところで、私は町の公共的な施設内における飲酒については、できれば、こういうふうな社会の流れの中、被害者の心情を考えると、やっぱり禁止をしていく必要があるんじゃないかなと思います。施設外は別ですよ。テントを張って、イベントをする時に、テントを張って、そこで生ビールとかカップ酒が出たと、テントを張ってですね。でも、施設の中だけはやっぱり限定的に禁止はしていく必要があると思いますが、再度、これは総務課長さんじゃわからんかもしれんですね、町長さん、いかがですか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 飲酒運転ということですが、やっぱり飲酒運転というのも、大変国の方の法律でも大変厳しい罰則が与えてございます。また、それに係わらず、飲酒運転が行われているということで、ここ最近、大きくクローズアップされているのも現実でございます。いろんな公共施設での飲酒ということでございますけども、なかなか私どものような田舎を抱えているところは、なかなか飲酒の場所というのは、高森町、町中は別にいたしましても、いろんな会合があるところで飲酒を



禁止しなさいというのは、なかなか難しい分があるんじゃないかなと、交流センターで今、生ビールの話も出ましたけども、あそこにそういう施設がございますから、そういう意味で観光、皆を集めてやるということで計画をされたものだろうと、そのように思っておりますけども、それも中止になりましたけども、今、飲酒を禁止するというのは、なかなか難しい部分があるんじゃないかなと、たばこと飲酒は、たばこを吸うて、どうのこうのじゃありませんけども、難しい部分があるんじゃないかなと今思っております。

もちろん、今、私が思いますには、シートベルトは90%、また今一時は携帯電話も絶対いけませんというようなお話でございましたけども、なかなか携帯電話もかけながら運転する方を本当によく見ると、信号機で止まっておれば、すぐ携帯をかけると、そういう人もよく見ますけど、あれも違反は違反であるというふうにお聞きいたしております。その辺が、やはり最終的には、本人のモラル、そして、加害者、被害者と出るわけでございますけども、本人の意識改革を徹底していくと、また、こうやって、公務員、本当は福岡の場合は、指導する立場の方がああいう大きな重大な事故を起こしたということでございます。きっとその方々はいつもそういうことをやられていて、捕まらないから安心してやられた部分があるんじゃないかなと、そのように思っております。今、公共の施設での即飲酒を禁止というのは、今のところ考えておりませんが、今後、だんだん罰則等も厳しく、また、これ以上の厳しさが出るものと思います。その時点で、十分、議会の方々とも相談してから、決めていきたいと、そのように思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 公共的な施設、うちで言えば、隣の総合センター、それに観光交流センター、町民体育館、それに教育委員会の財産である中学校とか小学校の体育館それぞれございます。

町長、総務課長が言うように、人が集まる、多く集まる場所がそんなにはないんだと、だから、そういう施設を使わざるを得ませんよと言われるんですが、大体会議とか交流会にお酒が必要であるかということですね。やっぱりアルコールを飲酒して、車を運転したら、正常な運転ができないということは、脳の活動も完全じゃないんですよ。脳の活動が完全じゃないような状態で、交流会、またいろんなイベントを開催しても、それが正常に機能するかということを考えれば、人間は素面で何でもした方が一番機能的に動くわけですね。ですから、そうなると、やはり、私は公共的な施設における飲酒というのは、私は将来的には禁止をしていって

ただきたいというふうに思っております。

携帯電話の話が出ましたが、携帯電話は確かに運転中は禁止でございますが、車を停車して使用は可能ですね。今、携帯電話を使用される方達がお互い注意するのは、「今、運転中や」と言うた時には、「なら、また後からそっちからかけてくれ」と言ってみたり、かかってきた時には「ちょっと待って、止めるから」と言って止めたり、そういうことが正常に機能するわけですよ。酒飲んでないから。ところが、酒飲んでると、正常にそういう思考が機能しないから事故が起きるんですね。飲まないで事故する人達もいらっしゃいますが、往々にして、飲んで事故する確率が高いからそういうふうに道路交通法も決まっておる、そして、今、まだ厳しくしようという話が出ておるわけですよ。厳しくしても、まだするんですね。この前から福岡でああいう悲惨な事故があったにしても、あれから、今までの間に、毎日、毎日、飲酒運転の事故の話がワイドショーあたりで出てくるんですよ。やめないんです。でも、取締りをされて、捕まった人達にマスコミがインタビューすると、「飲む前はそういうつもりはなかったんだけど」とか、そういうふうな答えが必ず返ってくるんですね。だから、飲む前と飲み始めてからと、飲み終わってからの人間の心理というのが、これほど、変わらせるというのは、アルコールでしかない。そうすると、やはり、アルコールを入れなくて、こちらに入ってきた時、公共的施設に入ってきた時、中で、アルコールを入れられて、自分の思考回路を麻痺して、出るということだけは、公共的な施設を管理する町、またそれを見ている議会としては、被害者を出さないためにも、是非とも、こういうふうな公共的な施設の中での飲酒というのは禁止をしていただきたいというふうに思います。

再度、総務課長が一番いろいろな経験者でもありますから、いかがでございましょうか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） やはり先ほど、町長も申しあげましたように、動向を見ながら、将来に向かって検討をいたしていきたいというふうに考えます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

今、13番議員さん、尤もなご意見だというふうに思っておりますけれども、私達山東部に住んでいる人間にとっては、これを公共施設で完全にやめさせるということが本当に町民みんながそれでいいというのか、非常に場所がないとですよ。今度の敬老会にしても同じ。体育館を利用したり、朋遊館を利用したりして、酒2

合瓶を配って、はい、これでおさらばですよじゃ、あまりにも寂しい感じがしやしないかというふうに思っております。犠牲者が出て、本当に飲酒運転、これはもう撲滅しなきゃならんというふうに思っておりますけれども、すべての施設でそれを廃止するということについては、もう少し、お互いに議員さんあたりもお互いに考えて、しなければならぬ時期に来ておると思っておりますけれども、もうちょっとの余裕を持って、決断を下してほしいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第56号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第56号、高森町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、高森町保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 5 7 号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
について

○議長（相馬俊行君） 議案第 5 7 号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 7 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 7 号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 5 8 号 高森町農業労働力調整協議会条例等を廃止する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第 5 8 号、高森町農業労働力調整協議会条例等を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 8 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、高森町農業労働力調整協議会条例等を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第59号 サンシーセンター「高森町産業観光館」設置条例を廃止する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第59号、サンシーセンター「高森町産業観光館」設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

廃止に伴いまして、1点だけ、固定資産税、来年1月1日からの固定資産税の課賦ですけれども、どういうふうな形態になるかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 町の施設であれば、当然、固定資産税は非課税ということになりますが、この条例を廃止するのであれば、廃止後、個人に行くのか、あるいはいわゆる法人に行くのか、そういったことによって、固定資産税の課税は変わってくるということでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） じゃあ、当然、南鉄の会社が支払うということによろしいということですね。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、サンシーセ

ンター「高森町産業観光館」設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

一般会計補正ですけれども、休憩しますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、1時間、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時01分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 議案第60号 平成18年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第60号、平成18年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

補正予算、先ほど、助役の方もお話がありましたけれども、せっかく18年度の当初予算、財政の方が一生懸命、歳入を考えられて、そして、それに歳出を付けるということで、12月ぐらいから3月まで、査定に査定を重ねて、絞られて、当初予算が41億円ほどでき上がっておりました。大体それで終わりかなと思っておりますし、やはり、先ほどの建設課長等のお話にもありますように、今年のように、非常に長雨があったり、それに伴って、経済情勢が変わってきたり、また、国の方の法令の改正、いろいろな制度の変更等があると、それに合わせて補正を組んでいかなければならない、一番末端におるこういうふうな過疎が進む、高齢化が進む自治体にとっては、そのような変化というものが大変心配の種ではなかったかなと思います。

できれば、助役も申されましたけれども、当初予算のままで行きたい、しかしながら、やっぱり補正も組まなければならぬような状況が来るということで、今回、一般会計の補正が6,000万円、歳入歳出でございますが、主に歳出の方を

言わせていただきたいと思いますけれども、今回の一番のメインは、総務課の方の4,000万円、退職者等の関係での補正でございました。その陰に隠れるいくつかの質問をさせていただきたいと思います。私の今回の補正予算についての質問は、主に、農林振興課長さん、それに保健福祉課長さんの方に質問を充ててまいりたいと思いますが、今回、農林水産事業費等でもありますとおり、畜産関係の補助金、また、事業等が出ておるようでございます。その内容についてお願いをいたしたいと、それと、民生費の中でありまして老人福祉費ですね、介護予防事業等がまだ9月であるにも係わらず、実態の把握委託料とか、介護予防プラン等の作成委託料等が減額補正をされてきております。

私は、日ごろから言っておりますが、介護予防、非常に大事であると、やはり、介護保険を使われる方達になるべく、この制度はあるんですけれども、少なくとも済むように、予防の段階から力を入れなさいという話をしておりますけれども、まだ、年度途中であるのにも係わらず、このように、介護予防事業に関する予算が減額をされております。これについて、保健福祉課長の方でいかがな経過なのかというところをご答弁いただきたいと思います。

それと、先ほど申しましたが、農林振興課長さんの方で、農林水産事業費等で畜産事業について、熊本農業運動チャレンジ支援事業、強い農業づくり交付事業、ほとんどが国・県からの交付金に伴う事業でございますけれども、これの目的等についてお伺いをいたしたいと。

それと、林業関係でございますが、熊本の森間伐材利用促進事業の920万円ですね。2,000立米と書いてございますが、この件について、まずは、経緯、ご説明、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） お尋ねの件でございますけれども、基本的には、委託をして、調査をするなり、ケアプランをつくるということを行ってまいりましたが、ご存じのように、4月から地域包括支援センターを直営で立ち上げております。それと、社協におりました看護師職員をそのまま社協の方の職員としておりますが、現実的には、町の方から人件費総額を全部委託費として支出をいたしております。これを活用しようというようなことで、できるだけ活用して、直営でしますと、佐伯議員、今、お尋ねありましたように、お年寄りの方が安心感があって、調査だけでなく、いろんなお話がございます。保健師が行きますと、そういうことを含めて直営がいいだろうということで、できるだけ委託をしないような方向でやっ

ていこうということで、このようなことになりましたということでございます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 私の方から、熊本農業運動チャレンジ支援事業と強い農業づくり交付金事業、それから、熊本の森間伐材利用促進事業について、ご説明申し上げます。

熊本農業運動チャレンジ支援事業と申しますのは、前年度、畜協の方が6頭確か牛を肥育しまして、それにつきまして、粗飼料、イタリアンとか、それで一応、肥育するというような農耕飼料を減らして、それで肥育したわけでございますが、あと1頭、本年、追加で、その事業をやるとということで、粗飼料と農耕飼料の割合を変更して、本年に1頭肥育する補助です。これは、100%、県の補助で、町を通じて、交付金として、畜協の方に交付する事業です。

それから、強い農業づくり交付金事業と申しますのは、休暇村の上の方に、草地改良しまして、畜産団地をつくるということで、これも100%県の補助で町を通じまして、交付金として交付する事業になっております。

それから、熊本の森間伐材利用促進事業ですが、何回も申し上げておりますが、森林は、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止、国土保全、水資源の涵養、木材生産と多面的な機能に着目しまして、この機能を持続、増進するために、林業生産活動を通じて、森林資源の循環活用を推進する必要があると思われております。

しかし、近年の木材価格の低迷によりまして、不可欠な間伐が遅れまして、森林の果たしている公益的機能の維持や循環型社会の形成に不可欠な木材利用推進のための安定供給が非常にできなく、懸念されております。そのため、間伐を早急に必要とする森林について、間伐を推進するために、間伐材生産流通経費の一部を助成しまして、町内の森林の育成管理、及び木材の安定供給を図ることを目的とします。

今回、補正に上げましたのは、当初予算で3,000立米上げておりますが、ご承知のように、当町におきましては、阿蘇郡内でも森林面積が最大でありまして、このような郡内の状況から、林業は私個人としましては、農業と並んで、車の両輪でございませぬが、非常に重要な基幹産業だと思っております。非常に財政厳しい時ではございますが、今回、補正を2,000立米させていただきました。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。



保健福祉課長の方も今の介護予防についての件、内容的なところをご説明がございましたが、もうぼちぼち、この前から話しておるんですけども、今、行財政改革等が庁舎内で行われているんですね。当然、課の配分も変わってくると思いますが、国が言っていた言葉とだぶらせて言えば、もう民にできることは民にということで、できれば、今、社会福祉協議会の方にいる看護師さんの方というふうなご説明がありました。どうせ、社会福祉協議会の方の看護師に頼らざるを得ないのであるならば、やはり、できることはもうほとんどが保健福祉課でやっていることも、社会福祉協議会でやっていることも一緒であるのならば、社会福祉協議会に介護予防関係から老人介護についての様々な業務については、もう委託してしまった方がいいんじゃないかなと、そうすると、庁舎内の保健師の職員の給与関係もかなり変わってまいりますから、将来にわたっては、やっぱり社会福祉協議会にできることは社会福祉協議会の方に保健福祉課の業務を私は移行していくということも、将来的には考えることが必要ではないかなと思います。ですから、そういうことが、もしやるとしたら、可能であるのか、可能でないのか、担当の課長さんの方から、今から先、忘年会シーズン、新年会シーズンありますから、大変、職員と顔を合わせる機会が多うございます。日ごろも顔を合わせているとは思いますが、もう少し、保健福祉課自体の職員数をスリムにして、社会福祉協議会の方にそういうふうな業務の移管が可能ではないかということで、そのあたりについて、どういうふうなお考えがあるかということをお聞きしたいと。再度、お伺いをいたします。

それと、農林振興課の方、畜産関係のやつはほとんど県の支出金関係、交付金関係ですから、100%トンネルみたいなものですね。それはそれでよろしいとしても、熊本の森の間伐材利用促進事業も、あたかも私がどうしてもこうでも反対しているように、今のは切羽詰まった、何か、担当課長さんからのお願いみたいに聞こえておりますが、先ほど、一番最初に言ったように、助役も言いましたけれども、やっぱり当初予算をつくる時に、それなりに苦労してきているわけですね。当初予算には、優良間伐材利用促進事業という形で3,000立米出てきております。これが、一番最初の計画なんですね。私達も高森町の財政状況を見て、この高森町の議会も様々な費用関係をこの41億円という総額に合わせるために、減額をしてきております。途中で足りないから、また補正組んでくださいということは私達は言いません。あくまでも、当時の当初予算をつくる際の適正な財政から上がってくる金額に合わせるために、切れるものは切ろうじゃないかということで、私達は削除を

して、切ってきておるわけですね。そして、当初予算というものが成立してきております。当然、優良間伐材利用促進事業についても、当然、財政の方の査定を受けられて、それで、3,000立米で納得をされておるはずなんですよ。それが、今回、また、2,000立米上がってくるわけですね。じゃあ、建設課の方がいつも美化側溝をつくっております。町内の様々なところ、衛生面も踏まえて、やっぱり衛生環境を良くしようということで、美化側溝をつくっておる。以前は、年間3,000万円の予算をその美化側溝に費やしておりました。予算を充てておりました。それが、予算が厳しくなって、ここ数年、1,000万円に落ちてきております。今回は、美化側溝だけで項目を見ますと、750万円しか予算を組んでいない。これに合うように、町内の各住宅地の皆さんからは毎回、毎回、美化側溝の要求は建設課の方にあっておるはずですよ。しかしながら、これだけの予算しかないから、それ以外のところについては、計画的に、年度的にやりますから、次年度まで待ってください、2年先まで待ってくださいというような形で、町民の皆さん方には待っていただいております。そして、今の当初予算というのは成り立っておるわけですね。各担当課長、担当係長が様々な要望に対して、うちの予算を説明して、こういう状況ですから、するのならば次年度ですよという形で、ご理解をいただいて、今の当初予算というものが成り立っております。ですから、我々町議会も財政が厳しくなっておる、地方交付税が減らされてきておる、税収が減ってきておるといのがわかっておるから、私達に係る経費についても、財政の説明を聞き、削減できるところは削減して、当初予算に合うようにやってきておる。そして、その予算に合うように、この町議会は活動をしてきております。それでもまだ、将来的に厳しいから、今いる14人の議員の数を来年は10人に減らしていきます。そこまで私達は財政について、真剣に考えておるわけですね。

ところが、この熊本の森間伐材利用促進事業については、いかがであったかということ。8月1日に、高森町の町長のところに森林組合の役員が大勢いらっしやって、陳情をされたということです。以前、私が副議長で、児玉さんが議長時代、また、隣にいらっしやいます後藤英範議員が議長さん時代、児玉さんが副議長時代、本田嘉達さんが議長時代、その時には、やっぱり補正に絡む時には、町議会がその審議をします。その必要性、その経済性、公益性についての審議をする。その観点から、もし、町長と会われて、その補正についてのある程度の理解が得られたと思ったならば、当然、町議会の方にもこういうふうにして陳情に来ましたということの旨の報告なり、お願いに来られると思っておりますが、当時8月1日に町長のところに

陳情に来られたということですが、果たして、議会の方にはうちの議長、副議長の方には、その旨の陳情があっていたのか、また、その陳情があるから、それで補正を組んでいいかということでもないんですが、もし、規則的に考えた時に、我々議会議員のプライドを考えれば、それがなされていたのかどうかということですね。やっぱりそれも窓口である農林振興課長さんの方が当時どうであったのかというのをお聞かせいただきたい。

そして、総務課長さんの方にちょっと飛びますが、8月1日に陳情があったということでございますが、陳情のルール、陳情、意見書、要望書、様々あると思います。請願書等も。請願書については、議員さんが紹介でないといけません。大体町長というものは、その一家の主でありますから、町長に会うと、ある程度の右か左か返事が出るんですね。それが出てしまえば、もう終わりなんですね。ですから、事務方としては、行政用語というのができて「検討します」「配慮します」とかという言葉が出るわけなんです。町長は、政治家ですから、事務屋じゃございませんから、「検討します」「配慮します」「善処します」ということは、あまり言うことがないと思うんです。「それはどうにかします」という答えになると思うんですが、そう言われたならば、事務方は、それについて、予算を付けてくるのが当然のごとく、負担として来るんですが、しかしながら、付けなければならないから、こういう形で補正が付くんですね。

ですから、陳情とか、要望書、いろんな補助団体、助成金をもらっている団体等からそういうふうなことが来た時に対する窓口というものが、どこでその関所として止めるか、町長に直接会わせないで、即答を避けさせるような工夫をするかということ。そういうルール、そういう心構え等について、総務課長さんあたりが大体、町長室の入り口に座っていらっしゃいますから、それは助役さんでもどちらでも結構でございますが、一番いい方に説明をしていただきたいんですが、陳情については、即町長に通すのがいいことなのか、それとも、前もって、事前に、どなたかが受け取られて、その旨を町長に伝える方法がいいのか、それを総務課長か助役さん、どちらかの方にお伺いをしたいと思います。

まず、保健福祉課長と農林振興課長、その後そちらの方でよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 今の業務を社会福祉協議会の方ではできないかというお尋ねでございますけれども、住民の健康を守る行政課題については、これは自治体

の責務だというふうにうたわれておりますし、また、そのようなことで、従前から、保健師が役場の方に在席して、住民の健康指導に当たっているというようなことだろうと思いますが、身分の遺憾については、地方公務員法等もございしますので、私の方からどうだという明確なお話はできないかと思いますが、いずれにしましても、保健師が3名、私どもの方でおりまして、家庭訪問、これ、昨年の事例で行きますと、315件ほど訪問をしております。それから、健康相談を受けた方が834人、それから、検診業務、ご存じのように、つい先だって終わったわけですが、こういうものに従事しておりますし、事後の今度は健康指導というものも行っております。

それから、先ほど申し上げましたように、介護の認定をお受けになっている方が高森町で376名いらっしゃいます。これについては、皆さんが認定を受けて、すぐ介護サービスを受けられるわけではございませんけれども、ケアプランが上がってきたのが、適正であるかどうか等の審査を公的機関として行っております。もちろん、社会福祉協議会も自治体に準ずる準公共機関に近い団体であろうかと思しますので、その公平性は保てるのかもわかりませんが、今、申し上げましたように、私どもの方で責務として、その業務を行っているということで、認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 8月1日の陳情の件でございますが、その時は、私も同席したわけでございますが、非常に申し訳なく思っておりますが、私の大変不手際でございますが、議会の方には確か、そのお話、陳情等は議長の方にも上がっていないと思っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 町長に対します要望、陳情の件につきましますルールということでございますけれども、私どもが考えますには、普通、陳情、要望と言いますのは、まずは、担当課の方にあつてしかるべきじゃないかというふうに考えます。ただ、町長等の動向につきましては、私の方で把握して、それぞれ予定を組む都合もありますので、各課から行事予定とか、そういう陳情を受けられる予定につきましては、私の方に報告をしてくださいということで、町長の予定は組んでおるところでございます。

ただ、事前に、各課担当が受けて、歯止めをするというのは、当然、議員さんの

おっしゃるとおりでございます。財政的に絡むものは、当然、その課で受けまして、財政担当と受けて、町長の方におつなぎをすとかいうことにつきましては、私も着任しまして、数回は担当課長の方に注意をしたことがあるわけでございます。直接、町長にお会いしますと、町長の方は断りにくいという点もございまして、予算も、こう言うては失礼ですけども、財政を通した方が非常に把握しやすいんじゃないかという面もありますので、担当課長の方で歯止めをなさうということ、言うておりますけれども、現在のところ、ルールと言いますか、陳情の方法、窓口はどこかということでございますけれども、私の方では、当然、担当課が陳情を受けるべきだというふうに思っております。

議員さんの意見といたしまして、今までに聞いたところによりますと、総務課が全部受けて云々という話もありますけれども、私ども総務課でも全部の事務を網羅して、100%知っておるわけじゃございませんので、当然、担当課の方が受けて、財政の絡むものであれば、財政当局と相談されて、その次の段階に移るというのが、一番ベターな方法ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

ケアプラン等の審査とか、家庭訪問等されておるということで、315件ですか、家庭訪問が。これは年間なんですね。正味にすると、大体1日に1.2件というところですね。業務日でいけば。それ以外に仕事もいろいろありましようから、一概には言えないと思っておりますけれども、やはり、この件数を見てもわかるように、もうちょっと多いはずなんですね、回れば。3人いらっしやるんでしょう。保健師は。私が、以前から保健福祉課長に言っていたのは、介護保険についても、老人医療についても、様々な予防面について、社会福祉協議会の職員は、実際、介護に当たっていらっしやるんですね。ですから、やっぱり現場の雰囲気というのを、十分、ご承知でございます。ですからこそ、やはりいろんな制度事業、お金が絡むことに対しては、現場にいる人達の声をよく吸収していかんことには、末端の老人、また、介護保険を使われる方達のためにならないという気持ちがあるわけですね。ですから、ケアプラン等についても、審査とか、いろいろされる、手続き等もされるのはわかるんですが、しかしながら、やっぱりそのあたりが一元化している方が、私としては、より一層、現場の皆さん達が喜んでいただけるんじゃないかなというふうに考えております。

ですからこそ、できれば、こういうふうな予防業務等については、社会福祉協議会と一体化した方が私はいんじゃないかなと思っております。ですから、この件については、今後、いろいろと協議はしていかなければならないと思いますけれども、頭に入れておいていただきたいと思います。

それと、農林振興課長さんの陳情の件なんですけれども、総務課長の方が陳情の様々なルールについて、話をされました。総務課長が言われたとおり、町長はなかなか断りにくいんですよ。来られてから、顔見知りの方がお出でになったり、付き合いがあったりすると、「それは無理ですよ」と言うのは、なかなか言えないんです。だからと言って、行政マン上がりじゃないから、「検討しましょう」とかもなかなか言えないんです。言うのは、「できるようにします」とか「どうにかしてみよう」とか言うんですね。そうすると、陳情に来られた人達はできるものという感覚でとられて帰るんですね。ですから、町長には、なるべく最後の最後でないと、陳情者と会わせることはあまり好ましくないんじゃないかなと。予算が以前みたいにある時ならよかったと思うんですね。ところが、もう今は当初予算の時にもう精一杯減額させているわけです。各課約7%程度ずつ、各課の当初の予算の、要するに、要望に対して、7%ずつ皆さん削ってきているんです。削るに削るだけ削ってきているんです。そして、当初予算をつくっているんです。それをたった、陳情の回数じゃないんですが、それを今回、8月1日の陳情で、ぼんと県の交付金が付くからという形で補正を組んで、このやり方が、私はあまりにも安易過ぎるんじゃないかなと思うんですね。予算が絡むような陳情であるならば、総務課長が言われたとおり、担当課長が受けて、財政と協議して、無理か無理じゃないかという返答をもらって、これは無理ですよということになれば、もう町長に会わせないで、「一応、町長に言うときますけれども、無理でしょう」とか「町長の方でどうにかがんばってもらうようお願いしておきました」とかという形で終わらせていないといけないと思うんです。ところが、それを終わらせていないから、こういう形で、安易に当初予算に匹敵する額の補正予算を組まなければならないんじゃないかと思えます。

私は、当初、3,000立米でよかったのであるならば、あえて今さら、2,000立米を補正する必要はないと思いますし、以前から、当初予算の時にも言いましたが、あなたは、林業と農業は両輪と言われましたが、今は農業と林業は両輪じゃないですよ。林業は足ひっぱりなんですよ。農業は、今、くっくくくやっているんです。以前も話したとおり、農家の皆さん達の所得の補償に林業というのが、昔

あったんだけど、今はこの間伐補助金の4,600円もらって、木を切っても、非常に危険な状況なんです。山を出される方達は、未だかつて。だから、じゃあ、この4,600円はどこに行くかと言った時に、森林組合にしか行かないんですよ、これは。書類的には、一度は農家の方に行くとは思いますが、実際、このお金は森林組合にしか行かないんですよ。だから、これは、森林組合の補助なんです、直接的には。だからこそ、こういうふうなことを安易にすべきではないと。商工会だって、ちゃんと助成金を削っているんですよ。観光協会だってそうでしょう。様々な助成金関係、あるにしても、それあたり、見直し作業やっていますよ。こんなに安易に、間伐補助金、名前を変えて出してきてやって、農家の人の懐に入っていくなら問題ない。農家の人の所得が増えるんだっただならしてもいいと思いますよ。農家の人の所得が増えないような事業を、森林組合には経済効果ははっきり言って上がるでしょう。しかし、林業の山を出される農家の方には、これ、経済効果はあまりないんです。10年先か、20年先かは優良な山ができるからと言われれば、それまでかもしれない。しかし、話に聞けば、間伐材は、優良な山をつくるためじゃなくて、優良なものを間伐しているんです。そうでないと、手出しをしなくちゃならないから、優良なものから切るといって、残った山はお金にならない木ばかりですよ。それが、将来的にどうなるか、あまり楽しみはないと思う。これは、森林組合を維持していくための補助金じゃないかと思うんですけども、その点、再度、農林振興課長さん、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ただいま、おっしゃられましたとおり、非常に仕組みと申しますのは、4,600円、当然、伐採譲渡費用の補填ということでございまして、価格等も近年、見ますと、下がっておるし、実情は、そういう森林組合に助成しているような形になっているかもしれません。ただ、今回は、大変申し訳ありませんが、私の不行き届きと申しますか、森林組合の方の指導が足らなかったということで、8月1日の陳情に対しまして、今回、2,000立米を補正予算に計上させていただいたということで、大変申し訳なく思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 陳情の件については、今後、十分気を付けていただきたいんですが、森林組合の方の運営費の方に若干なりと、はっきりは言えないけれども、ためになっておるような補助事業であると私は、間伐材を出した時に、立米4,60

0円の補助金をもらって、そして、木を売る、そして、木を売った代金とである程度の経費、コストをちゃらにして、若干なり残れば、農家の方達は残ったからよかったなということなんです、それがわかっているから、以前、私は森林組合にも話をしたことがあるんですね。今、阿蘇郡内、または熊本県内、全国一緒だと思うんですが、以前は、鉄筋コンクリートの構造物が多かった公共事業、それが、今や、木造建築が主流になりつつある。今日の新聞にも書いてありましたね。小国杉の話が新聞に載っていた。あれは、小国杉という名前が認証されておれば、ある程度いいわけですから、小国の森林組合あたりはかなりの実績を上げてくるでしょう。それと同じように、私は、公共事業でつくる建物の木材について、材料、要するに一度、建設課にも相談したことがあるんですが、設計書の中に、この材料、木材について、阿蘇地域産材を原則として使いなさいというようなことが設計仕様書に書かれないかという相談をしたことがある。その時に、様々な法令があるから、法律があるから、触りはせんだろうかと心配をしていたんですが、県の方と相談していても、県の方もそこまではないでしょうという話でした。

ですから、阿蘇地域産材という名前を設計書の中に入れて、もし、熊本市内の大きな建設会社とか、九州管内とか、いろんなところの建築会社がとっても、阿蘇地域産材の木を使わないと、材料検査の時に通らないと、材料検査の時に通らないからどうすればいいかといった時に、阿蘇森林組合が行っている木材市場で、購入される方達に、市場で競り落としされる方達に阿蘇森林組合から購買証明書を添付しなさいと、ちゃんと阿蘇森林組合の市場を通った木材ですよというのを交付してみたらどうですかと、そして、その交付された木材を、各製材所、木工所あたりで加工して、新たに工務店が公共工事に使うからと言って注文を受けたら、その材料に購買証明書を添付して出せば、各行政自治体もそれを材料検査の中では合格という形で認めるでしょうという話を以前したことがあるんです。森林組合に。そうすると、阿蘇郡内で、公共工事に参加する建築会社が木材建築の場合は、購買証明書があるから、建築会社に入れよる材料屋に、毎月とは言わないけれども、たまには取って置いてくださいと、でないと、購買証明書がないと、うちは材料があんたところから買えないですよということになれば、材料を入れている業者は、阿蘇の森林組合の市場に行って、随時とは言わないけれども、ある程度の購買に参加する機会が増えると思うんですよ。

そうすると、牛の子と一緒にですよ。購買者が増えると、やはり競り価格上がってくるわけです。今の南阿蘇畜産農協あたりは、私が畜産をしていた時代は、市場が



終わると、すぐ購買者のところに家庭訪問とか、市場の営業に回っていらっしやいました。また、市場前もそういう形で回っていらっしやった。その成果が、今、南阿蘇畜産農業協同組合では、競り価格の安定という形でつながっている。それが、畜産農家の皆さん方達の笑顔に変わっているんですよ。阿蘇森林組合は何をしていますか。購買に対して、市場を開設に当たって、再度、お伺いいたしますが、市場開設に当たって、どういう努力をされておるか、ご存じであれば、お聞かせいただきたい。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ただいま、どういう努力を市場開設に当たってされているかということでございますが、大変申し訳なく思っておりますが、そこは、調べておりません。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 長くになりまして、誠に申し訳ありませんが、それが見えないというのが、今日の新聞を見れば、小国郷の小国杉を植えている方達は、非常に小国の森林組合ががんばっていらっしやる。だから、要するに、林業を主体としている農家の方達は大変喜ばれておると思っています。しかし、今回の阿蘇森林組合の間伐事業に対しては、別に、間伐しようという方達は間伐補助金がないと間伐できませんから、助かると思うんですが、ただ単に、これは所得を上げようというためだけでないんです。要するに、よか山をつくらにやいかんから、間伐するだけで、最初の目的どおりだと思うんですが、私達がお願いしたいのは、やっぱり林業を主体とする人達が自分達の山の木を切れば、少しは競り値が上がって、経済のためになって、農業の赤字を補填してくれるという希望的なものをもって、間伐事業に参加するような体制でないと、この制度事業というものは、意味をなさないと私は思います。だから、その点については、他にもご質問あると思っておりますけれども、十分、あなたにも考えていただきたいし、町長さんにも考えていただきたいと思いますが、この件について、促進事業の920万円の補助について、ゴーサインを出されたのは町長でございますから、町長さん、8月1日の陳情の時の状況等をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 組合長以下、地元の選出の理事の方と参事さんとお出でになりまして、今までの量からから言いますと、今までずっと8,000立米、2、3年前から約1万立米と、去年は減りましたが、また追加して7,000立米だった

かと思いますが、やったわけでございます。今回、去年が5,000立米、本年度が3,000立米の当初予算ということでございまして、もちろん、いろんな方々にご無理を言って、経済的なもの、私どもの厳しさを伝えて、予算を編成しているわけでございます。その説明をいたして、私が思いましたのは、高森町が広範囲にわたっているということと、森林がですね、上には、高齢者等が大変多うございまして、本当に荒廃が目に見えて著しいということでございます。

今、畜産の方もお話が出ましたけども、畜産の方々は、BSE問題があるにしても、ある程度価格が安定しているということでございます。その分、言いますと、逆にこの林業と申しますのが、なかなか厳しくて、自分方の山に一步も入りかできないというような感じの高齢者ばかりでございまして。それをさせていただくのが、ひとつ森林組合だろうということでございました。

その森林組合の方にお願ひせんことには、環境を守る、また、二酸化炭素、いろんなものがございすけども、それをしていくためには、やはり、今回、昨年同様、5,000立米をやろうかなというふうな決定をいたしたところでもございす。もちろん、今、担当課長の方もご説明を申し上げましたけども、やはり、理事等の方がご相談にこられるということでございましたので今回は、私もそうやって、直接お話を聞いて、その辺の高齢者率も、当然、山東部になりますと40%も45%もございすものですから、その辺を配慮して、今回、昨年並みのあと2,000立米を追加ということにしたところでございます。どうか、ご理解をいただきますように、よろしくお願ひをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ありがとうございます。

高齢化というのは、森林農家だけじゃないですね。これは、商工会も農業も皆高齢化が進んでいるんですよ。二酸化炭素と言われるけれども、じゃあ、5,000立米間伐をした時に、二酸化炭素がどういう状況になるか、数値を教えてくださいと思うんですが、現在の阿蘇高森地域内の二酸化炭素の森林での吸収量がどれだけで、酸素の排出量がどれだけであるのか、それと、水源涵養と言われたけれども、水源涵養で杉山が果たす水の濾過状況の入水状況とか、そういうのが数値的にわかっていच्छゃれば、教えてください。そういう漠然とした状況の中で、それを理由にして、ただ間伐をすればいいって、そして、二酸化炭素の吸収を増やしてとか、いい山をどうのこうのとか言うけれども、実際は、はっきり言えば、森林組合の運営の中に入って行くんでしょうが。だから、私は、競り価格を上

げる努力をしているのか、していないのかと、私は言っている。我が努力はしないままに、ただ単に、県から補助金、交付金が来るから、こういう事業を町にしてくださいって、当初予算で何のために41億円組んだんですか。3,000立米に圧縮した理由が私はわからん。最初からそういう理由があるなら、何で5,000立米にしておきませんでしたか。今々、始まったことじゃないと思いますよ、私は。5,000立米にしなければならない理由は。そういう条件であるならば、何で最初から当初予算で5,000立米出しておきませんでしたか。財政が厳しかったから、3,000立米だったんでしょう。なら、財政、今楽になったんですか。余裕ができたんですか。余裕ができたのかどうか、財政課長さん、参考のためにお伺いします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 決して余裕ができたわけではございません。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 大変長くなりましたから、このあたりで私の質問はバトンタッチしたいと思いますが、あまりにも安易な補正予算は、私は組むべきではないと思っております。ですから、この一般会計の補正予算については、各常任委員会の方におそらく付託をされる、しかしながら、この件については、私はまだまだ納得いたしておりません。ですから、後ほど、二酸化炭素の量とか、水源涵養とか言われたから、その参考になる数値があれば、担当課長さんの方から私の方に持ってきていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

ただいま、13番議員さんが私と同じような内容の部分を質問されました。あまり気が合わないんですけど、この質問だけはたまたま気が合いました、どうしようかということでしたけども、実は、13番議員さん、最後におっしゃいましたように、補正のやり方があまりにも安易だと、やはり、計画ないところに実行はないんですから、当初予算から5,000立米であれば、議会の方も僕はスムーズに、それぐらい必要ということで行けたと思います。何で今頃上がるかということになると、やはり、予算的に余裕があるかなと、そういうふうに思わざるを得ません。しかし、現実には、課長がおっしゃったように、そうではないわけですね。

県支出金の460万円の他に持ち出しの460万円あるわけですけども、他にそ

ういった部分で、使いたい部分、あるいは、その課によっては、是非ほしい部門、いっぱいあると思います。当然、優先順位が第1位だったからこそ、僕はここに上げられたものだと思いますけども、果たして本当かどうか、その優先順位等について、質問を1つしたいと思いますし、もう1つ、森林組合自体が間伐材を、いわゆる間伐促進をしていくような事業、そういったのが、森林組合の1つの事業としてあるのかどうかをどなたかお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 優先順位ということでございますでしょうか。ということでありますならば、当初、要求は5,000立米が出ておりました。今回、その残りの2,000立米をということでございましたが、先ほど、13番議員からご質問ございましたけども、総体的に見て、財政的にそういった余裕があるわけではございませんけれども、当初予算でのそういった経緯も踏まえて、町長としては、そういった間伐の事業に対しては、熱心に取り組んでおられますので、そういった中から絞り出してきたということでございます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ただいまの質問は、単独で森林組合が間伐しているかどうかということですか。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 国とかの事業を使いながら、そういう制度があるか、森林組合自体が独自で国の制度を利用しながら、間伐促進をしていく事業を持っているか。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ちょっとそこは、把握しておりませんが、熊本の森間伐材事業というのが、1反当たり、最高5立米ですか、そういうような間伐をやって、それ以上した分は補助をしないというような形になっております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 間伐の部分については、僕も詳しくはわかんないんですけども、僕は多分森林組合の方でそういう事業を展開されているんじゃないかなと思うんですけども、その辺は調べていただいて、僕の方も調べますけども、お答え願えればと思います。財政課長が言われましたけども、要求があっていたから、その分を後から補ったという、これもまた、当初予算をつくる上での僕は一つの失態かなと思います。要求があっても、なおかつ苦しいから我慢してくださいというのが、最初の当初予算の目的です。補正の時に、本当に3,000立米と2,000立米と

いうほぼ匹敵するぐらいの量をいきなり補正で出すという、僕はその当初予算をつくった3月ですね、まだ半年しか経っていないのに、いきなりそれ相当の補正をやるという、僕はその方法論についても、疑問がありますし、再度、本当に補正予算、こういう形で本当に良かったのか、本当に先ほど出ましたように、美化側溝なり、あるいは、他の福祉関係なり、もっと手を入れなければいけない部分が僕はあると思います。その点を再度、お答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今回はこういった形で補正予算をご提案申し上げているわけでございますけれども、将来的に、財政がどうかというのは、非常に難しいものがありまして、これがすぐに好転する状況になるとは私達も考えておりません。

当面は、当初予算どおり、3,000立米ということで、お願いするつもりでございましたけれども、先ほど申しましたような経過もございますし、財政としましては、今回の経緯をふまえて、来年度予算の編成時にそういったことがないように、今後の予算編成に生かしてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 最後に、1つは、財政が硬直化しているから、奪い合いという部分がないと思うんですけども、各課において。町長が最初、就任されてから、いろんな異動等がありました。その弊害として、非常にいろんな業務を覚えていただくという部分にとっては良かったかと思っておりますけども、その業務に精通、なかなかできないまま異動されるという部分が僕はあったように思います。

現に、先ほど、陳情の話がありましたけども、今月、色見の活性化委員会が陳情をお願いした時も、担当が変わりましたからわかりませんという返事が来たわけでございます。そういった部分は、僕はむしろ、異動の弊害かなと、引き継ぎの問題でもあるかもしれませんけども、そういった部分が弊害かと思えます。したがって、予算の編成に当たっては、やはりもう少し、特に、補正予算の作成に当たっては、慎重を期していただきたい。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 大変、この問題で議論が長くなっておりますけれども、少しはき違えをした部分があるんじゃないかというふうに思っております。私もちょうど

森林組合の代表理事で、昨年、地区の会合の時に、ものすごくこの件でやられました。議会は全く、山について理解がないと、特に、また、山東部に住んでおる議員さんは何をしているかと言われて、私も憤慨をしたわけですがけれども、森林組合の総会が6月の下旬ですね、そして、それが終わって、新年度の予算づくりをするということでございます。どうしても、当初予算に間に合う形で、森林組合ないと、それが終わって、県のある程度、県の補助あたりが決まってから、各町村に、毎年そういう形をとっておるそうですね。陳情に来ると。私もそれはおかしいと、やっぱり我々も当初予算ですべてぴしゃっと組みたいけれども、といったところが、そういう答えでした。

それで、今日のこのやり取りを伺っておりますと、何かしら、森林組合だけに利益があるというようなことではないというふうに思っております。そういうシステムが皆さん、わかっておられないのじゃないかというふうに、私も思っておりますので、今後は、当初予算で組まれるような形を、後はもう補正では受け付けませんよと、早くからそういう申し入れをして、予算を立てていただきたいなど、そして、やっぱりこれは私も間伐させておりますけれども、これがやっぱり頼りなんです。山を持っている人は、完全にうち切られたら、もうこれは放置しておかないと行えないと、少しでもこれが返ってくるからこそ、作業班に頼んで今やっておられる方が多いわけです。ほとんど自分で出す人はおりません。これがうち切られたら、おそらく山は荒れ放題だろうと、県の補助がどこまで付くかもはっきりわかりませんが、県の補助がうち切られて、町の補助が縮小されていけば、山東部の山は荒れなければ仕方がないなど、一般質問で、私はこの問題も少し取り上げてやりたかったわけですがけれども、これだけ議論されましたので、やる必要もないかなというふうに思っておりますので、そういうことでございますので、森林組合に申し入れて、やっぱり当初予算でぴしゃっと立てられるような方法で申し入れをしていただくなればというふうに思うわけでございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 後藤でございます。

今、いろいろ質問があつておりますが、私なりに考えるのは、根子岳、阿蘇山、あるいは、南在の上とかの補助金がらみで、相当杉の木がうわっております。これは、何十年もせんうちに、下には根がいらんでぼこぼこなって、大きな災害ができるのではないかと考えております。

そういうところで、例えば、そういう絡みでのことであれば、やっぱり上の山を間伐をして、日を入れるようなことが一番よいのではないかと考えておりますが、いかがでございますか、町長さん。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど申しましたように、高齢者、山東部に限らず、高齢者は今多いわけでございますけども、やはり、今、後藤議員さんがおっしゃいましたように、国土保全と申しますか、手入れをせんと、下に日が入らないと、崩えていくという、木も生えない、草も生えないでは、山の崩壊とか、いろんなことが考えられるということで、いろんな補助金、ただ、木を守る、林業の方だけは守るという意味じゃなくして、大きく言えば、国土保全もそのうちの含まれた1つではないかなと、そういうふうには二酸化炭素がどれだけとか、水がどれだけという点は、私はわかりませんが、やはり、国土保全、最上流に住んでいる人、私どもが地方に住んでおるために、当然、そこを守るというのは、私達の役目でもございます。また、その役目を果たすために、いろんな形が変わりますけども、交付税とか、いろんなものが私達の方に配分されているんじゃないかなと思っておるところでございます。

県が始めます森林税1件当たり500円、そういうやつも今後、大きくクローズアップされてくるものだと、また、どのような面で使われるかというのは、まだ私もよく理解をいたしておりませんが、必ず、国土保全、いろんな水源涵養、いろんな面に関しましても、今後、ためになるんじゃないかなと思っておりまして、私ども地方に住んでおる者は、機会あるごとに、そういう森林交付税とか、そういうものについて、できるものはないでしょうかということで、いつも県の方とか、機会あるごとにお願いをいたしておるところでございます。

今、おっしゃいましたように、国土を守る、私どもの地域を守るというのも大事なことかと思っておりますので、それを含ますと、ただただ林業だけじゃない部分もあるのではないかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） はい、他に。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 大変済みません。質問回数が多くなりますけども、間伐の方で森林保全という趣旨は全部わかります。ただ、方法論について、いかがかなという部分だけでございます。併せて、町有林がございまして、町有林の方には今、副議長にお聞きしたら、出ないということなんですけども、じゃあ、町有林の間伐の方は、どういったぐあいで、今進んでおるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私が来ましてからは、間伐はやっておりません。風倒木等についての処理をただけでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 僕は町有林、何カ所しか知りませんが、当然、間伐をどんどんしなければいけない場所を知っております。町の財産はそのままにして、住民の森林はもちろん、守るのが大事ですけども、そっちの方をどんどん進めていくという部分も果たしてどうかと、やはり共有財産である町有林の方も育林する必要があるかと思っておりますけども、その辺の今後の計画はいかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 当然、計画はいたしていかなければならないと思っておりますし、また、伐期の来た部分がたくさんあります。そのやつの今処分の方法を考えております。また、入り会い等についての処分の件もありますので、本年度からは処分をしていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森です。

あまり長くなりまして、最後の締めでちょっとやりたいと思います。

と申しますのが、この熊本の森の間伐材の利用促進事業については、当初でも私がちょっと意見を出した件でございます。当初でも、なかなか県の方が判断できないということで、こちらの方も二の足を踏んでおられたという状況で、いろいろお願いをした事実もございます。

いつも監査の時に申し上げております。何事も当初を大事にさせていただきたいと、補正というものは、あくまでも緊急的な事情が生じた場合、どうしても、せざるを得ないというような場合であります。そういう時の補正であってほしいというのが、目的ではなかろうかと思っております。特に、先ほどから意見が出ております財政というものがある以上は、先ほどから当初、当初という言葉が何度も出ております。大事だと思っております。どれほど財政がその中で頭を痛めておるか、これを一番大事にさせていただきたいというのが当初予算ではなかろうかという気がするわけです。

本当に補正で簡単に組めるならば、当初でそれだけ頭を使う必要はないということで、どうせ出せることであるならば、それだけ安易な当初を組んでおったという形に裏を返せばなるという気がするわけです。こういう厳しい折だからこそ、ここ



らあたりは、ルールをちゃんと守っていただきたい。そこらあたりを特にお願いしたいと思います。

先ほどから、この事業が悪いと言っておられるふうには聞こえません。あくまでも当初の組み方、補正の組み方のルールがどうもなっておらんというような意見に聞こえるわけです。そこらあたりを特に、町長と財政課長に今一度、私の方からもお答え願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ご指摘のとおりかと思っております。今後、十分気を付けて、当初予算の編成には注意してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議員さんからお話、ご指摘いただきましたように、今、町長も申し上げましたが、当初予算を基本として、財政担当としましては、本年を申しますと、3月で最終の調整をするというのが理想だと考えております。しかしながら、途中でいろんな要件が出てきますと、必要な分もございませうけれども、あくまでも当初予算を基本に編成を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） よろしくお願ひいたします。二度とこういうことがないように、極力お願ひいたしたいと思っております。先ほど、議員さん10人という話も出ております。いかに議会として、そこらあたりを慎重に、財政のことを考えておるか、これは一般質問でも3月にした記憶がございませう。そこらあたりを各担当課長さん、町長さん方も真摯に受け止めて、事情を把握されて、行動を起こしていただきたい。特に、先ほども出ております経常収支比率が高いというものは、そこからも出てくると考えているわけがございませう。そこらあたりは、今後において、注意をされるように、特に、お願ひをいたしたい。特に、これにつきましては、県の補助も今度は絡んでおります。これがいい悪いは別として、こういう事業について、せっかく出たものを投げる必要もございませうので、そこらあたりは、また委員会の方でも慎重に審議をされるよう、要望いたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 議案第61号 平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第61号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第62号 平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第62号、平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第63号 平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第63号、平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第64号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第64号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、建設経済

常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第65号 平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第65号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

1点だけお伺いいたします。農業用水、湧水トンネル公園の中を流れておりますけども、湧水トンネル公園の指定管理者制度への移行に伴い、農業用水の権利というか、その部分の取り扱い方がどのように検討されておるかをお伺いしたいと思います。まず、課長の方をお願いします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） その件に関しましては、現在まで検討した覚えがありません。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 町長の方が、以前答弁の方で農業用水等の問題については検討するというご答弁がございましたけども、じゃあ、その後の経緯についてお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確か、農業用水の件につきましては、基金がございまして、その基金で普通の維持管理を賄うということでございましたけども、その後、国の金利政策で内容が良くないということで、何回も陳情を受けたり、また、農業用水協同組合の事業組合などもお話をしたことがございます。また、今の湧水トンネルを指定管理者にした時はどうするかということでございますけども、今、担当課長が申しましたように、そこまで1回もお話をしたことがございません。今後、町の現在のところ一番の収入源でございますから、どのような管理者制度にもっていくものなのか、また、どのようにして、今後、この農業用水等の抜本的な見直しができるのか、そこは今からの検討課題となっております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 指定管理者に一応計画では、時期的にはまだ計画がわからないという段階ですか。じゃあ、もう指定管理者制度についてのいつ頃するという時期

は今白紙状態ですか。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 湧水トンネル公園の指定管理者制度につきましては、先ほど、観光課長の方からも話がありました直営施設改革推進計画をただいま受理しております。この中で、湧水トンネル公園につきましては、水利権等の問題がありますので、平成21年度をめどに、指定管理者へ移行するというふうな計画を、現在、検討中であります。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第66号 平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第66号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

1点だけ。監査意見書の時にも申し上げましたけども、譲渡するというときに当たって、固定資産税を町の方に払うということになりますけども、通常でしたら、取引の場合は按分で計算されます。12分の10が高森で、12分の2が南鉄からというふうになりますけども、そのあたり、細かい部分ではございますけども、その辺をどう対処されるのが1つ、それと、もう1つは、駅舎がずっとありますけども、その辺の駅舎、あるいは、温泉等が南鉄の沿線にありますけども、その部分が今どういうふうな形で処理されているのか、固定資産税等の処理について、以上、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 最初の議員さんの質問につきましては、課税の関係でございまして、私の方から答弁いたしません、各駅舎、線路等につきましては、その管轄しております高森町、南阿蘇村、大津町でそれぞれ固定資産税を徴収しております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ちょっと間違いかとは思いますが、さっきの要望、陳情の件がありましたので、町長の方に減免の要望が上がっております。それは、駅舎を含めてということじゃなくて、南鉄さんの持っておられる軌道敷き等を含めての減免をお願いしたいという要望書が上がっております。担当課も十分承知をしておるところでございます。それによりますと、取締役会で減免をお願いするように決まったということで、要望がなされております。ただ、これは取締役会の決まりでございますので、要望なりを受けとめ方はその自治体の考え方でございます。その中で、まずは、高森の方の対応がどうであるかということをも、お聞きをして、その後、関係市町村、南阿蘇村の方まで出向きたいというようなことでございます。

減免につきましては、それぞれの自治体を取り扱うということでございまして、今後の駅舎については、まだ譲渡しておりませんので、今後の取り扱いになるかというふうに考えます。今のところ、軌道敷きの高森町分につきましては、4分の1に減免課税がしてあるというふうなお話を聞いております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） それでは、午前中の答弁の中での、南鉄が高森の方に、建物についても固定資産税を払うという部分も、それも合わせて減免申請をされるわけですね。じゃあ、午前中の訂正の部分だけをお願いしておきたいと思えます。午前中はそういうふうにおっしゃったものですから、減免申請の部分としての答えは上がっておりませんでしたので。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 減免申請じゃなくて、減免をしてほしい旨の要望が上がっておりますということでございまして、まだ譲渡しておりませんので、今の立場としては、当然、課税をするというような発言を税務課長がされたということでございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第2 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第2 休会の件を議題といたします。

19日及び20日は休会といたします。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時25分

9 月 2 1 日 (木)

(第 3 日)



平成18年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成18年9月21日

午前10時03分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
6番	野中 謙三	1 高森町過疎地域自立促進計画について	① 計画実施の見通しについて
		2 高森町表彰条例について	① 活用する方向での検討、運用、改正の考えは
8番	甲斐 廣國	1 今後の町の振興策について	① 農林業（後継者）問題 ② 企業誘致問題
		2 高森町独自の選挙の方法が可能か	① 定数削減に伴う対策として
9番	後藤 和昭	1 高森町中心街の防火対策について	① 住宅密集地の防火対策は充分であるか ② 防火用水タンクの設置は街中に何箇所あるか
		2 高森町の今後の財政状況は	① 行財政改革の進行状況 ② 阿蘇広域行政事務組合の負担割り合いは
14番	後藤 英範	1 日ノ尾峠線改良の今後について	① 将来は阿蘇は一つという大きな合併を目指すことになると思うが、そのためにも早期の改良が必要ではないか。
		2 養豚場進出の今後について	① 農業など、経済が冷え込んだ現在、養豚場の進出は地域活性化にもなり、付加価値を付けることで、地域経済の高揚にもなるのでは
		3 企業誘致について	① 大学等の進出の話があると聞き及んでいるが、町としての対応はどうするのか

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	杉田則秋君	オーガニックアグリ センター長	廣木富八君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時03分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） おはようございます。6番 野中でございます。

本日の一般質問、私にとって、第30回目で、記念すべき日ではございますけども、30回を記念して、30分で終わりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は何の日ということで、今日は室戸台風が昭和9年9月21日に押し寄せて、911.9ヘクトパスカルという史上最低気圧を記録した台風だそうございまして、大変な被害を被った日でございます。今後も台風には気を付けながら、まちづくりに邁進していかなければと思っております。

さて、本題、私、今回の一般質問は、高森町過疎地域自立促進計画について、これを第1点。2番目といたしまして、高森町表彰条例について、いろんな運用面について、お伺いをしていきたいと思っております。

まず、最初に、町長の方にお伺いをいたしたいと思ひます。過疎地域自立促進計画について、全体的なお考えとして、計画実施の見通しについて、まず、概略としてお答え願ひたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

6番議員さんの室戸台風ということでございました。今、昔から言いますと、彼岸の中日ということで、先祖を敬うということです。昨日から始まっておりますけ

ども、1週間ありますが、どうか、ひとつ、この先祖供養というのは、やっぱりやるべきじゃなかろうかなと、少しだけ、今思ったところでございます。どうか、皆さんと一緒に先輩の方々、先祖供養していきたいなと、そのように思っておるところでございます。

それはさておきまして、今回、自立促進計画ということで、ご質問でございます。議員の方々もご承知のとおり、今、地方交付税の大幅な減少、また、三位一体改革によります歳出の減少を指示されております。特に、公共事業、その事業についても、計画の見直しを言われているのが現状でございます。

私どもが計画しております事業が計画どおりに期間内に終了することは大変厳しい状況下にあるかなと、そのように思っておるところでもございます。事業に当たり、活用しますいろんな地方債、いろんな過疎債、辺地債とございますけれども、その中に、算入される大きく利用できるものは精一杯利用していこうと思っておりますけれども、なかなか国・県の方の利活用というのが、大変難しくなっておるところでもございます。

この前、皆様方にご説明を申し上げましたように、地方債というのが、これまで県の許可が必要だったものが、地方公共団体の自主性をより高める観点から、許可制が廃止されまして、地方財政の健全性の確保等を図ることを目的として国または都道府県との事前協議を行うものとされておるところでございます。かなり内容的に変わって、現在はきておりますので、一番、何が必要なのか、まずはどれからやるべきかと、その見直しに来ているのは確かかと思っておるところでございます。それも、皆様方のご協力なしで進めているわけではございませんから、今後とも、計画に基づきまして、平成22年までの5年計画に基づきまして、順次進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

平成17年度から後期の分の計画がつくられておるわけでございます、そういった中であって、実際問題、今回の議会の質疑の中でも申し上げましたけれども、経常収支比率、その部分について、やはり余裕がないという部分ですね。平均から比べますと、かなり高森町の財政事情といたしましては、硬直化しておるという中で、どうしてもやはりこういう地方債に頼らざるを得ない財政事情というのがあろうかと思えます。

しかしながら、計画に基づいて進めていくというのが、やはり当初、計画をつく

る最大の目的であったろうと思います。その計画どおりに進んでいるかどうか、その部分を見直しながら、見つめながら、その財政事情を考慮していくのが、本来のやり方だと思いますけども、そういった中であって、実際問題として、例えば、昨年度の平成17年度、概算の事業計画等が上がっておりますけども、その事業計画等の進捗状況について、もう少し詳しくお話をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、計画どおりと申しましたけども、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの後期の分の自立促進計画というのがございます。その中におきまして、大変、国・県の方も厳しいものがある中に、計画をしたものの、思うように過疎債、1つの地方債でございますけども、思うようにいかないというのもそうでございます。それと、普通交付税等につきましても、いろんなものにおきまして、お話をお聞きいたしますと、この分に関しましては、普通交付税に算入されておりますとか、いろんなご意見がございます。なかなか中の明細につきましては、国も県も決して教えていただけないというのが、現状でなかろうかなと思っておるところでもございます。

また、過疎債というのは、なかなか有利で国からの交付税もございまして、元利償還金等を算入いたしますということでございます。なかなか、私達の貴重な財源といえますか、本当の意味での私どものこの地方にとりましては、貴重な財源であることから、やはり、その分を私どもはどのように利用するかということでございます。まだまだ計画どおりにいかないというのは、本当に私自身も情けない部分ではございますけども、やはり、今後の道路整備をはじめとするいろんな生活環境の整備につきましても、どうしても、地域に対して、皆様方にご無理を言う部分が出るんじゃないかな、それが本当のところでございます。もう少し、どれだけでもうまくいきますというようなお話をしたいんですけども、正直なところを正直に今、申し上げたところでございます。いろんな経常比率も93.8%、また、公債費比率も22.数%と、この前、監査委員さんの方からも指摘がございました。1つの公債費比率にいたしましても、予算が55億円ある時の8億円であれば、当然、22%にはなりませんけども、今のように、42、3億円で8億円弱を早い話が借金を払っていくわけでございますけども、その比にすれば、当然、元は下がって、払うものは多くなりますから、当然、22.何%となるということでございます。これも、今まで、先輩諸君が事業をされて、そして、皆様方が生活、社会、いろんな

ハード面・ソフト面に関しまして、地域の方々が納得して、こうやって事業をなされている分でございます。それを私どもが今、支払いをしていくというのは、これは当然のことでございますから、今後、自分達で思う事業が計画どおりに行っていないというのでも確かのように思いますけども、できる限り、皆さん方の地域のご要望に応えながら、進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

やはり計画どおりに進まない、それは世の常でございますけども、それにしたがって進めるという部分は非常に努力しなければいけない点だろうとは思いますが。

まず、原点に戻れば、この過疎自立促進計画、これは、議会の議決事項でございます。積算されて、向こう5年にわたって、あるいは長期的な10年にわたっての計画を十分なされた上で、議会にかけて議決されるという部分でございます。議決事項である以上、当初計画された金額というのは、やはり住民の方々もそれなりの援助なり、そういった事業費について、つぎ込んでもらえる部分があるのではなかろうかというふうに大きく期待されているのではなかろうかと思えます。

しかし、財政事情の難しさということで、やはり、その金額には満たない金額で事業を実施されていくという事例もあろうかと思えますけども、そういった場合において、やはり、議会に対する説明責任、もちろん、当初予算等にも反映されますけども、議会に対する説明責任はもとより、住民に対しての説明責任の部分、こういった事情で予算の減額をして、計画をいたしますよという部分、例えて申しますならば、今回、下色見・上色見地域に生涯学習センター等をつくる予定がされておりますし、今、着々と事務的には進んでおろうかと思えますけども、そういった中において、当初、1億5,000万円等の概算要求みたいな形で、計画がなされておりました。しかしながら、財政的に苦しいということで、1億2,000万円ほどに減額されて、今回の過疎地域自立促進計画の方で1億2,000万円であつたわけではありましたが、実際、蓋を開けてみると、さらに減って、約8,000万円、地域の方々も、もちろん上色見・下色見含めてそうなんですけども、お金を掛けてつくってくださいという要求は確かにあるものの、本来の目的に沿った使い方をしてほしい、地域の声を通るような事業内容にしてほしいというのが、本来の姿ではなかろうかと思えますし、また、そういったことも望んでおられます。

よく例えて言われますけども、産交跡地につくった交流センター、あの施設については、様々な意見が住民の方々から起こっております。財政が苦しいから、絞る

ところは絞りましょうということで、各課一生懸命になって落とす部分は落とす、1万円でも5,000円でも落とす、一生懸命落として、やっとつくった当初予算、それをふっと気づくと、大きいのがずとんとと抜けていく、そういった予算編成のあり方にも、僕は問題がありはせんかと、そういった気もいたします。その辺を含めまして、地域住民への説明責任の部分、いかに考えておられるかをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、金額的なお話が、1億5,000万円、また、1億2,000万円、8,000万円ということでございますけども、学校統合の諸条件の中にそういうお話があったんだろうと思います。学校統合いたしまして、今回で約4年を迎えているところでございます。本当に地域の方々に痛みを与え、また、皆様方のご理解のもとに、高森中央小学校ができて4年ということでございますけども、なかなか金額的なものを、私、思いますには、いつもお話ししますけども、私自身は、地域の方々が要望書を出し、また、活性化委員会なるものでお話がずっとある中で出た結果をもとにして、今回の設計ができあがったんだろうと、私自身はそのように判断をいたしておりますし、また、いろんな6番議員さんのお話の中をお聞きしますと、何でそんなに1億5,000万円が8,000万円になるのかと、半分近く減るのかというお話のように、私自身は取りますけども、そうじゃなくて、今回、このコミュニティーセンターを建築なされます。それから、今後、地域の方々がいろんな要望があるのではなかろうかなと思っております。これで、色見地域の活性化が完全にできあがったということではないのではなかろうかなと、今後、まだまだいろんな地域の方々のご要望も今から出てくると、そのように判断をいたします。ただ金額的に1,000万円かければ終わる、あと5,000万円かければ終わる、そういう意味じゃなくて、やはり、そこは地域の方々が活性化の委員会の中で、今回、平成18年度に建築がなされれば、そのあとにも今からいろんな面に関しまして、地域のご要望があるものだと、そのように思っているところでございまして、そのことに関しましても、担当の方は教育委員会の方でお話をさせていただきます。なかなか詳細にわたって、私も詳しくはまだ覚えておりませんが、ただただ、今後、地域の方々のご要望に対しましては、できる限り、ご要望に応じていくべきだろうと、そのように思っております。金額的なことはさておきまして。今後、地域の方々のご要望に応じていきたいと思っております。

いろんな制度がございまして、何で交流センターが2億円も取ったか、これは、

また、学校の方の教育委員会の受け持ちの方で出る交付税、利用する国のシステム、4割補助、いろんな5割補助、いろんな制度がございます。今、高森の観光交流センターは、国のまちづくり交付金と、5年計画で今まだ最中でございます。まだまだ当初の計画から申しますならば、まだ2、30%ぐらいじゃなかろうかなと思っております。金額的には、確かに4割、5割と要ったかもしれませんが、本当の意味での町の市街地の活性化につきましては、まだまだ3割か4割ぐらいの完成率じゃなかろうかなと思っております。ただ、いろんなご批判はあろうかと思っておりますけれども、できるものから、有利なものから使っていけるものから、精一杯使って、利用できるものはやはり、利用をして、それが地域にとりまして、活性化の一つの目玉となったり、拠点づくりとなれば、私は精一杯できるものは利用していくべきだろうと、そのような考え方であります。

こういう時だからこそ、利用できるものはやはり利用し、お互い、そのあたりを地域の方々、住民の方々と相談をしてみたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

町長の基本姿勢といたしまして、住民の意見を取り入れながら進めていく、これは誠にすばらしい姿勢だと思えます。しかしながら、住民の意見が反映されるものであるかどうかの判断というのは、非常に難しいかと思えます。そういう住民側から上がった建物施設とか、そういった部分がそれぐらいだったという部分ではなくて、本来の予算の組み方からすれば、財政的に苦しいから、これぐらいで抑えてくれと、これぐらいで抑えるためには、これぐらいしかできませんというトップダウン式のやり方で進められたのが現実でございますので、おそらく町長の方にはそこまでの部分は上がっていなかったかと思えますけれども、現実としては、これで勘弁してくれという部分で進んでおったのが現実でございます。

しかしながら、町長が住民の意見、あるいはそういった地域の意見を反映させながら、さらに、たとえばの例でございますけれども、上色見・下色見の生涯学習センターについては、様々な意見を取り入れながら、さらに押し進めていくという力強い発言をいただきましたので、地域に帰った折には、その旨、伝えたいと思えます。

ただ、本来の地方債を借る場合目的もございますけれども、本来の財源を考えるならば、せつかく、今日、町内の老人連合会の方がお出ででございますので、具体



的に申しますならば、高森の経常収支比率というのが93.8%、市町村では75%以上は危険区域ですよという、そういった状況であるという高森町の財政事情、さらには、公債費負担比率が23%ほどあります。通常15%がやや注意してください、20%以上になった折には、もう危険ですよと、これ以上負債も難しいですよという状態でございます。それが23%、いかに高森町が厳しい財政にあるかということをやはり、町内のせっかくのお出ででございますので、老人連合会の方々にもわかっていただきたいなと思っております。

補助金のカット、あるいは縮小、そういった部分は緊縮財政でわかりますけども、投資すべき部分というのが、多々残っているんじゃないかなと思います。来年度予算から補助金一律3万円未満はカットされるとかという噂もございますけども、果たしてそういったやり方でいいのかどうか、高森町においては、集中改革プラン、そういったものが作成されておりますし、行革に向けての心意気がうたわれております。そういった集中改革プラン、折角つくられておりますけども、果たしてどう行くのかが、まだ具体的な中身が私は乏しいような気がいたします。

例えて申しますならば、南阿蘇村の集中改革プランというのもございます。それも拝見させていただきました。非常に詳細にわたって書いてございます。1補助金について、今後5年間についてどういったやり方をするか、極端な例を申しますならば、PTAの災害見舞金等も出しておった部分を今後どうするかという、わずかな金額の部分まで詳細にわたって計画されておりますし、うたわれております。

そういった部分につきまして、この集中改革プラン等を含めたところで、今後、大きくこの過疎自立促進計画の見直し、私は早急にやるべきだと思いますけども、その辺の意気込みを合わせてお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） いろんな過疎債、また経常収支比率93%、また公債費負担比率につきましても、20数%いっていると、先ほどご説明申しましたように、今すぐどうのこうのということではなくて、先ほど申しましたけども、監査委員さんからもいろんな指摘があつてございます。それを真摯に受け止めながら、ちょっといろんな数字的に見ますと、公債費1つの広域農道にいたしましても、毎年、7,800万円ほど支払いをいたしておりますし、広域農業開発事業にいたしましても、約5,000万円ほどになっています。広域農業開発事業になりますと、平成19年、来年度から今の5,000万円が120万円ほどの支払いになろうかと、償還金になろうかと、そのように思っています。これもやはりハード面と申しますか、

社会資本投資をされた結果が今、ちょうど私どもに一番大きいのしかかっているところでございます。また、その部分を今、集中改革プラン、全体的な事務、または人件費、いろんな見直しをしてございます。そしてまた、議員の先生方も14人を10人にしてまで、応援をしていただくということでございますから、当然、皆さん方の1つの意思としての伝わりも十分私どももでございます。集中改革プランということで、総務課長を中心とした各課長補佐の方々と昨年から6回、7回と集中的なものをやっております。平成19年度が皆様方にお約束をした集中改革プランの実行の年だろうと、そのように思っております。ただ、今一生懸命何が一番大事な何か、まずは、人件費から、何を辛抱するかということで、まず、本当にうちの職員の人達も血のにじむ思いで努力をいたしておるところでございます。

今日、明日で改革がさっとできるものではございません。改革というのは、やはり改革というのは、永久に続いていくものではなからうかなと、そのように思っておるところでございます。

どうか、今日、一般質問でとても大事なお話を聞きますけども、これも真摯に受け止めながら、今後、町の運営に携わっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 財政事情につきましては、非常に厳しいというのは、もう皆さん、ご存じでございますし、住民の方もわかっておられます。しかしながら、厳しい、厳しいという説明をしながら、やはり建物ができてくる、先ほども申しましたように、交流センター等を見ながら、住民の方が財政が苦しいからこらえてくれと、なら、あの交流センターはどがんかいと言われた時に、二の句が告げられないという、そういう状況になった時に、非常に残念な思いもしますし、交流センターの活用等については、本当に真剣に取り組まないと、町長の命取りになるのではなからうかとも思います。この点については、慎重に進めていっていただきたいと思っております。

宣言どおり30分といたしておりましたので、2番目の質問に移りたいと思いません。

高森町の表彰条例について。高森町の表彰条例は大体例規集の最初の方に出てきますけども、なかなか表彰条例を適用する、あるいは、これを使われたということがなかなかございません。私はむしろ、この条例等を生かした意味で、まちづくりに対して一生懸命貢献された方々、あるいはいろんな団体等において、活躍された

方々、あるいは、スポーツ、文化面において、非常に活躍された方々等をやはり町上げて、皆で讃えてやるなり、賞讃する、そういった行政に参加できやすいような仕組み、その部分の取り組みを是非とも取り入れてもらいたいなという気持ちで、今回、この質問をさせていただきます。

折角の条例でございます。できれば、生かしていただきたいなというふうに考えておりますけれども、たまたまではございますけれども、高森町の表彰条例等をインターネットで取ると4ページ分取れました。規則まで入れてですね。よく自治体で比較されます北海道のニセコ町なんかを取ると、その部分だけで10数ページになるわけですね。詳細にわたって、やはり住民参加型を目指すために、住民の意識を高めようということで、こういった条例等を置いて、必ず、表彰条例の表彰審議会をつくって、毎年、きちっとした形で表彰もされておられます。是非とも、高森町においても、そういったすばらしい方々が町内にたくさんいらっしゃいます。その部分について、もう少し対応を何とかしていただきたいなという点でご質問いたしますので、その点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 2番目の高森町表彰条例についてということでございます。その前に、観光交流センターのこと、6番議員さんから何回もおっしゃいますが、もう1回申しますけれども、観光交流センターと申しますのは、地域の地域の方々が5年数カ月わたって計画されたことを、私は実行に移すべきと、まず、地域の方々の意見を聞かねばならないということが最優先でございました。別に失礼な話ですけども、野尻の方は交流センターの話をされたことは聞いたこともございませぬし、地域の方々が、個人的な名前は出しませぬけども、地域の方が40数名、約50名の方々が5年もかかって、いかに産交バスの跡地を8,000万円も出して購入した土地をいかに利用するかと、そういうお話でございました。その結果は、一番、6番議員さんが詳しいかと思えますけれども、熊本県立大の生徒の方々にご協力をいただいたり、先生のご協力を得たり、本当に立体的な図形をつくっていただいたり、そこの隣の総合センターで何回もお話をして、その結果があれでございます。それをあれはこれ悪いと言われますが、それをする者は一生懸命した結果です。これは、命取りになるか、何となるか、私はよく知りませんが、ただ、本心だけは皆さん方に聞いていただきたいと思えます。亡くなりましたけども、平成13年度から山村紘司さんという方が会長になりまして、約40数名の方がおられます。5年かかってした結果が、あれがいいと何回も話しました。本当に、駐車場もな

い、何もないと、ないづくめじゃありますが、それは、8,000万円で購入したんですよ。もしも6番議員さんにそういうお話がありましたならば、もう少し、こんなところをよく説明をしていただきたいと思います。それは、そうしないと、一生懸命した者は情けなくて、それに、協力した者はまだ情けなかるうと思います。やはり、一番ご理解をいただいているのは、野中議員さんももう2期目でございますから、当然、それは地域の方々、住民の方々に、いやそうじゃないですと、これはこういうことじゃないですかと、話してもらわないと、一緒にかたって、悪う言うなら、それはたまったものじゃありません。正直に私は申し上げます。とても大事なことですからね。嘘まで言うて、おつきあいをして、何もならんことですから、正直に一緒にかたって言わないで、それはそうじゃないですと、議員14人の中に誰がどぎゃん言いなつたですか。どのように反対しなつたですか。是非、これは本会議に私が勝手につくったものでも何でもなし、是非言っていたかなにゃ、一生懸命した者はこれは情けない。これは、自分が新築して、何かあの屋根はと云われたのと一緒です。どうかひとつ、人の気持ちも大事にしていきたいと、それが上に立つ人の役目ではないかなと、私はそのように思っております。決して、けんか腰じゃありません。ただ気持ちは、本当のことを、やはり是非、地域の方、住民の方々に是非伝えてほしいと、私は思います。私も機会あるごとに、そういうお話はしておりますけども、交流センターなんかどぎゃんする、何をするかと言うた人は、一緒に話し合おうじゃないですか。5年半もかかりました。どうか、そのあたりを理解してもらわないと情けないやら、どうしていいかわかりません。是非、そういうことも、頭に置いていただきまして、どうか、理解をいただきますように、逆に理解がない人には、是非、ちょっとした説明でも、声を大きくして伝えないことにはわかりませんものですからお願いをいたします。私どもにはそのようなことは聞こえておりません。だから、そういう時がある場合には、是非、6番議員さんにもそういうご説明をしていただきますように、重ねて、お願いをいたします。

それから、高森町表彰条例についてでございますけども、活用する方針といたしまして、先ほど、6番議員さんが申しましたように、本当に2ページ、3ページの条例だったと思います。平成11年度に改正がなされております。その表彰といたしましては、功労者表彰、善行表彰と2種類になっております。それぞれその表彰には規定がなされておりますし、条例施行に当たりまして、表彰の皆様方の推薦、できますことなら、課長等と書いてございます。課長等というのは、ちょっと

私も意味がわからないでおりますけども、やはり、各担当の課長さん達がいろんな町に対して、道路愛護とか、いろんなものに対して課長等の具申、該当する人を出してくださいということではなかろうかと思っております。これを課長等でなくて地域の駐在員の方々とか、そういう方々の推薦も必要ですと、そういうことも書いてあれば、また別な意味で、大きく表彰等も改正がなされ、また、表彰等もできていくと、そのように思っております。本当にこういうもので、条例等にもまだまだ不備があります。

今、野中議員さんがおっしゃいましたように、できるものなら、本当に表面に出た人じゃなくて、本当は表面に出ない人、地域で本当に努力されて、本当にこの人こそ表彰をしてやらにやいかんという人がいっぱいおられます。何も上に立った人だけを表彰じゃなくて、やはりそういう人がいっぱいおられます。今後は、この条例改正につきましても、議員の方々をご相談申し上げながら、検討をしていきたいと思えます。

内容につきましては、また、担当課長の方からは、今までどのような表彰をしたのか、説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今までどのような表彰をしたかということでございますけども、この高森町表彰条例が平成11年に条例16号として制定されておりますけども、これは、平成9年11月19日に挙行されました高森町合併40周年記念式典の折りに、町長、助役、収入役、教育長の職に在職した者、議会議員の職に在職した者、各種委員の職に在職した者、各種委員及び団体の職に在職した者ということで、功労表彰、善行表彰が2種類なされております。その後、当然、これ、表彰の規定をつくるべきじゃないかということで、検討をされて、この表彰条例がつけられたかのように記憶をいたしておるところでございます。

現在ですと、先ほど、町長から申し上げました課長等ということになっておりますので、職員の25年以上在職者の表彰、消防団の表彰等を現在は行っているところでございます。

今、町長の発言にありましたように、課長等ということに引かかるということでございますけれども、私達は事務分掌をそれぞれしておるわけでございますので、そういう表彰に該当される方がある時は、その該当する、担当します課長の方に一口、口添えをいただきますと、課長等も上申の方がスムーズに行くんじゃないかということを考えておりますので、どうぞ、ご協力方をよろしくお願いをいたし

たいと思います。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

交流センターについて、町長の方からありましたが、かたって言った覚えもございませんし、全くの誤解ではなかろうかと思えます。ただ、つくるのに一生懸命かかった、それは誰でも認めるわけでございます。どう運用していくかの問題でございます。つくってしまったものを今さら、どうのこうのという部分は全くございません。どう運用していくか、どう活用していくか、あそこを活用されている部分が少ないから、あえてこういう部分を話しているわけでございますので、つくる部分はお金と大工さんがおればできます。あとは活用です。活用するのは人間でございますので、せっかく何年もかけて計画されて建てられた部分に関しまして、活用がされていないという部分に関して、住民の不満が来ているという部分、これはあえて申し添えておきます。

表彰条例の問題でございますけども、町長の言われた隠れた人材、僕はそういう表現好きですね。隠れた人材、表に目立たないけども、隠れて一生懸命努力されて、地域のために貢献されていらっしゃる。そういった方々がたくさんいらっしゃいます。私は、是非とも来年度の当初予算からこの部分について、慎重に審議されて、当初予算から予算計上され、表彰条例に基づく予算措置をされて、この人がいいという部分がすぐ出てきやすいような環境をつくっていただきたいと思っておりますので、そのあたりを再度、よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんがおっしゃるとおりです。私も隠れた存在、本当に目に見えない方々をやはり町の本当の人材、一つの財産として、尊ぶのは当たり前かと思っております。できる限り早い機会に今いろんなまだ諸問題が残っておりますので、早い機会にこの表彰については、相談をしてみたいと思っております。どうかよろしくお願ひをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 残念ながら30分で終わりませんでした。これが悔やまれますけども、ぴしゃっと30分30秒ぐらいで終わりたいんですけども、如何せん、住民参加型の体制がなかなか僕は今とれていないような気がいたします。そういったいろんな審議会とかというのがございますけども、やはり、住民総意で自分

も行政の役割、町のために力を貸しているんだという参加意識ができるような、私はそういう政策をとらないことには、財政が苦しいから、苦しいからというだけではなくて、苦しいなら苦しいなりに、知恵を集めるような工夫ですね、私は、この知恵を集める工夫が最も大事だと思います。今日、傍聴にお出での老人会の皆様方も長年の知恵をお持ちでございます。せっかく、やる気満々で一つの会を運営されておりますので、そういった知恵を本当に利用できるような仕組みを、私はとるべきだと思っております。予算をかけるのではなくて、人を育てる部分と知恵をお借りする部分、私は、今後とも行政は、この部分を進めていくべきだと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） おはようございます。8番 甲斐です。

私の質問は、ひょっとしたら30分じゃ終わらないかもわかりませんので、よろしくひとつお願いをいたします。

私、3点について、今日は質問したいというふうに思っておりますけれども、今後の町の振興策の中で、企業誘致の問題につきましては、14番議員さんがしますので、なるべくしないでくれということでございますので、私、割愛をしたいと思っております。

それでは、本題に入りますけれども、ちょうど、藤本町長就任後の初めての議会の時に私はこの質問台に立ちました。本当にこういう言葉がございますけれども、光陰矢のごとく、1期4年、残りがもう6カ月になりました。この3年半、藤本町長もいろいろ大きな夢を持って、この町政に携わってこられたというふうに思っておりますけれども、我々も議員として、あれもやりたい、これもやりたい、そういう気持ちでやってきたわけがございますけれども、昨日、改選されました小泉首相が進めるいわゆる町村合併、郵政民営化、交付税の大幅削減等々、地方を担っていく議員なり町長にとりまして、これほど厳しい3年半はなかったというふうに、私が言っても過言ではないというふうに思っております。

これから先、もう半年しかありませんので、いろいろ注文を付け、いろいろ申し上げても、何かと思いますので、ここでたくさん傍聴もおられますし、次期問題

についてお考えを聞いた上で、農業問題なり、高森の振興策について、私も質問をしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 8番議員さんのご質問にお答えします。私自身がこれまで皆様と一緒にここ3年半ほどやってきました。いろんな面でしがらみをなくしたいということでございましたし、公正、また公平である政治活動をしないといかんということやってまいりました。

また、町の職員の方々に関しましても、公務に携わる者として、今一度、深くこの公務の認識をするべきではないかと、そのようなお話をしながら、明るい職場づくりと、そのようなお話ししたところでもございます。やはり、私を含めて、職員も町民の皆さんとの会話を重ねながら、無理、無駄のない行財政に取り組むべきだろうと、そのように思っておりましたし、また、そのように、進めてきたつもりです。

また、長年の課題でございました東小・中学校の統合問題につきましても、19年の経過を要しましたけども、実現をいたしました。さらには、保育園の4園を1園と、本当に地域の皆様方、そしてまた、各議員の皆様方のご理解のもとに、来年4月1日に4園を1園ということにご協力いただいております。本当に地域の方々がどんな思いで、どんなに寂しい思いでなされているかと、本当に心痛むところがございますけども、これも一つの三位一体改革の中での、また、私どもの地方行政、先ほど申しましたように、高森町改革プランの一環としての進め方であろうかと思っております。本当の改革は、今からだろうと、私はそのように思います。やはり、株式会社高森町の発想をもとに、一つの民間企業と同じような考え方でまちづくりを進めていきたい。また、いつも皆さん方とお話いたしますけども、何かないかと、何か自主財源を探すものはないかと、何とかして企業誘致はしないといかん。そして、何とかして、雇用の場を広げるべきじゃないかと、本当に至るところを今、回っております。なかなかこういう時代で、本当になかなかメリットと言いますか、すばらしい成果が上がっておりませんが、やはり、その成果が上がらないのは、一番いい時にやっておけばよかったんですけども、もう悪い方に、悪い方に行く、そういう時代で、この企業誘致を進めていくということでございますから、なかなか各企業の方々には元気がないというのも、回ってみて、よくわかるころでもございます。やはり、県も国も財政健全化という名の下に、地方への支出を縮減するというので、方針を打ち出しております。今後もまだま



だ厳しい財政運営が強いられるわけでございますけども、やはり、これに打ち勝つような、足腰の強いような財政運営を住民の皆様のお力を借りながら進めていくのが、私の努めかと、そのように思っております。

まずは、そのためには、改革すべきところは、今日、いろんなお話がありましたように改革をし、町民の皆様視点に立った、町民のための町政を進めながら、先ほど申しましたように、ここに民間の発想と手法を取り入れて、真の改革を進めて、改革に満ちあふれるような、阿蘇高森の実現のため、町民の方々と一体となって進めてまいりたいと思っております。

行政改革は、永遠の課題でございます、終わりのないものかと思っております。まだまだ、高森町単独の集中改革プランも作成しながら、事業事務組織の見直しを柱とした庁内検討を行っている最中であります。効率化、スリム化を徹底し、住民サービスの向上を目指したいと思っております。

再び、町長として、がんばってまいりたいと、そのように考えておりますので、どうか、ご指導いただきますように、重ねてお願いを申し上げて、説明いたします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 今、町長、再び挑戦をしたいというようなお話でございました。これからの質問につきましては、大変重要なことでございます。半年じゃどうしようもございませんので、もしなられたら、思い切って、こういうところにメスを入れていただくならという思いの中で質問をさせていただきます。

農業問題、これは、担当課長にちょっと聞いておきますけれども、今、高森中央支所管内、野尻を含めて、農産物の販売高、どれくらいか、それから、組合が抱えておる借入金の額がわかっておられたら、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ちょっと手元に持ってきておりませんので、ちょっとわかりません。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） そういうことだろうと思ひまして、資料を私、ここに持ってきております。今現在、正組合員800ちょっとですけれども、おそらく、農業をしておられる方は、これよりも本当にやっておられる方は200戸ぐらい減るんじゃないかと、負債総額が20億円を超しております。1戸平均にしますと2,500万円、もう大きい人は5,000万円、この倍以上ですね、販売高を見えます

と、私達が一生懸命やっていたころは、米、牛、野菜で15億円ほどありました。ところが今は畜産を除けた額は10億円にも達しないぐらいの販売高なんですよね。借金は太るばかり、農産物の販売高は減るばかり、こういう現状がもうずっとここ10年ほど続いております。

これを何とかやっぱり打開しなきゃ、後継者問題もありますけれども、後継者が育っていくような状況にないのが、今、農村の現状じゃないかというふうに思っております。

いろいろ策はあろうというふうに思っておりますけれども、この問題を含めて、農業の振興策、これは担当課長でもようございますが、まず町長から将来に向けた振興策、どういう方針を持っておられるか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、8番議員さんの方からもお話がありました。私どもの町も営農類と言いますか、畜産、米、たばこ、野菜等を主作物として、経営があります。やはり、私どもの町は、特に、高冷多雨という気象条件を生かした野菜作りや果実、園芸等も幅広くなされておりますし、広大な原野を生かした放牧、肉用牛という生産地になっております。

しかしながら、この農業を取り巻く情勢は、今、おっしゃいましたように大変厳しく、また、農家戸数の減少や農業の担い手の減少、そしてまた、高齢化と、そのような悪循環と申しますか、そのようなことが進行している状況でございます。このような中に、今、国・県、また農協等も連帯をいたしながら、認定農業者、また、女性農業者や家族協定とか、いろんな政策もなされておりますし、今、また、特別集団営農、また、組織的にやると、一つの組合組織、営農組織と申しますか、そのようなことを国・県も今一生懸命進めておるところでございます。今、うちのところでは、南在の方にそういう集団営農をやろうということで、森田勝さんだったかと思っておりますけども、今、リーダー研修ということでなされております。7～8名の集団営農になるかなと思っております。作物をどれにするかはまだそこまでは把握しておりませんが、そういう目的をもとに、今、進めておられます。地域的には、村山の牧野を集団で1つの赤牛の肥育の場として利用し、ヘルシーな肉づくりということで、今指定がなされております。ここ2カ所ぐらいが、今大きくクローズアップされておるところでございますけども、これも町単独で、これをするというのは大変な無理があります。やはり、国・県の指導のもと、また、いろんな制度を先ほど申しましたように利用しながら、一つ一つをクリアし、そして、この

大自然を利用した高森町にふさわしい農業づくりをするというのが尤もであろうと思っております。

夢ではいけませんものですから、必ず、一つ一つ確実にクリアすると、そのように思っております。いろんな内容につきましては、農林振興課長の方が、制度につきましては、詳しく存じておりますので、ご説明を申し上げさせます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） それでは、私の方では、現在、確かにおっしゃられたように、非常に農業の置かれている立場は、WTO、輸入自由化とかで非常に価格等が安定しておりません。目の前に大きく、先ほど町長が申しましたように、過疎自立支援では、5つの目標を持って対応しております。それが大きい目標でありまして、現在、やっているのは、高森産ということで、肥後むらさきの推進をやって、反当たり収量が大きいものに進めていきたいということで、そういうことで、目の前では進めております。

それから、もう1点は、従来、私は、税が専門なんです、前は井勘定で農家の方もつかみ取りで計算されておったんですが、現在、パソコンというのがありまして、認定農業者の方に特に推進しておるんですが、そういう借入金から全部入力していただいて、自分の経営を的確に判断していただいて、少しでも自分達の経営状況を知っていただいて、それから、次の農業の対策に自分達の経営状況を把握していただいて、経営が安定するようにしていただきたいということで、パソコン教室等も県の方と相談して進めております。

課題は、現在、山東部等での猿・鹿、それから猪、そういう有害鳥獣の対策等も県の方と合わせまして、いろいろ意見を聞きまして、協議しながら、どのようにしていくかということで、猿・鹿につきましては、町の助成金も出しながら、非常に財政厳しい折りではございますが、できるだけ要望して、被害が最小限に食い止められるような方策を取りながら、現在やっているところです。

それから、後継者問題ですが、今回は4Hクラブというのが、昔あったんですが、最近、ようやく、4人ほどだったと思いますが、南阿蘇4Hクラブということで、若い者が4名ほど高森の方にできたものですから、その中で、また意見を出し合いながら、少しでもうちの方も助成をしながら、少しでも後継者が育つように対策が取れたならということで、身近な問題として、大きい問題は5つの目的を持っておりますが、できるところを着実に一歩ずつ進めながら、農業が少しでも明るい展望が持てるような対策を考えていきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 過去のことをあまり言っちゃいけないと思いますけれども、高森は今までがいろいろ振興策を掲げて、特産づくりをやってきたわけですけれども、ほとんど完全に個々の産地化ができないまま、自然と消えていく、そういう傾向がほとんどでした。今、肥後むらさきの話もありました。今、町でも一生懸命熱を入れて、宣伝もされておりますし、これが中途半端に終わらないように、そして、できれば、やっぱり山東部辺りでも、そういったハウスが取り入れられるような環境づくり、これはもう水が伴いますので、そういうこともやってほしいなと思っております。

それから、私は、アグリセンターにちょっとお聞きをしたいわけですが、これも前町長が高森は有機の里づくりをしようというような大きな夢の中で進めてこられましたけれども、今後は、指定管理者制度に移るわけでございますけれども、我々、今、北部地区で4人ほどで、完全有機、無農薬のキュウリを栽培しております。4戸で大体年間、1戸当たり30万円ぐらいの堆肥を購入しております。これがやっぱりある程度、認証を受けたところのものを使ってくれということでございますので、本当はアグリセンターのものを使うと、そこに百何十万円かの利用ができるわけですが、そういうことになっております。これも認証を受ける段取りがある程度進んだ中で、これも中途半端に終わったんじゃないかと、そういう認識をしておりますけれども、今、アグリセンター、そこ辺の有機認証については、どういうふうになされておられるか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） アグリセンター長 廣木富八君。

○オーガニックアグリセンター長（廣木富八君） ただいま、ご質問がありました認証の関係ですが、これについては、アグリセンターの建築当初、有機農業の認証協会というのが熊本にございました。そこにお話をして、認証を受けるべく、準備はしていましたが、熊本県の協会の方がちょっとごたごたがありまして、それがつぶれましたので、その話は今のところ消えております。ただ、今、アグリセンターが有機堆肥として、種類のにも刈り干し堆肥なり、納豆菌混合堆肥とか、いろいろ種類を揃えておりますが、要は、今、環境省なり、進めていらっしゃいます草原再生計画とか、そういう形で、実は、阿蘇市の方では環境省と提携して、農産物の方に刈り干し堆肥を使った農産物は環境省が草原再生シールというシールを貼ったりして、販売をしております。先日、環境省の方にも、私、お尋ねして、要は、うちは

大元の刈り干し堆肥をつくっておりますので、刈り干し堆肥に環境再生シールを使わせてくれないかというお話を今しておりますが、環境省からまだその回答がしばらくお待ちくださいという、検討しますということで、そういう話は進めております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 是非、そういうふうになるように、努力をしていただきたいというふうに思いますが、もう1つ、アグリセンター、今、農業委員会あたりでも、私達の地域だけでなくして、いろんなところに荒れた遊休地、これ、たくさん出てきております。これをせっかくあいつた機械設備をされておるし、スタッフもおる、ちょうど、今、牧草の植え付け時期でございますけれども、やっぱりそういう遊休地をアグリセンターが請け合っ、耕耘して、牧草蒔いて、刈り取って、ロールにするか、乾燥にして、そして畜産農家に還元する、そういう形をとられると、そういうことによって、荒地もなくなるし、畜産農家も大変高齢化が進んでおりますし、そういうことを私はやるべきだというふうに思っております。

今度、その指定管理者に移行しますけれども、ある程度はやっぱり町の意向を移しながら、おそらく経営はやっていただかないといけないと思っております。それともう1つは、お聞きしますけれども、あまり使い物にならないような大きな機械、あれを中型ぐらいに入れ直して、そして、農家の要望に応える堆肥をつくって、そういう遊休地に牧草を植える、そして、牧草収穫して、畜産農家に安く還元する、そういうことが私はできないかというふうな気持ちを持っておりますが、アグリセンター長、いかがですか。

○議長（相馬俊行君） アグリセンター長 廣木富八君。

○オーガニックアグリセンター長（廣木富八君） 実は、牧草ロールに関しましては、前任者が昨年から実績をつくっております、昨年の17年度の販売で、試験的でしたが、30個ほどつくりました。本年、6月、牧草を刈りましたが、3町5反ほどつくりまして、当然、遊休地をお借りして、つくったわけですが、約100個のロールを販売しております。金額で84～85万円になると思います。

来年につきましては、昨年の植え付けが3町5反ぐらいでしたので、現在約12町ほど、農家の方と契約をして、もう今日から牧草の種蒔きを始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 今言ったことにつきましても、真剣に取り組んでほしいというふうに思っております。

それから、畜産、これは農業問題だけ行きますと、私の持ち時間は1時間でございますが、残りがなくなりますので、畜産品評会のあり方ですね、これについても、やっぱり今は、外見を見て優劣を付ける時代じゃないんですよね。そして、高齢化も進むし、多頭飼育化が進んでいく中で、まだ優良牛品評会を続けられるおつもりか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ご存じのように、財政厳しい折りではございますが、まだ、今のところ、続けていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） まだ続けるということでございますけれども、これに出品しない人には、理由があって、もらいだなかったとか、そういう話を聞くわけですね。それは車がないとか、積んでいく手段ができなかったという人もありますので、そういうことがあってはせっかくの奨励が私は意味をなさないというふうに思います。やめるのか、全部飼育した人には配布するのか、そこ辺をやっぱりはっきりした方がいいんじゃないかというふうに思っております。

それから、後継者の問題については、さっきお話がありましたので、どうぞ、この10年間で10人も満たさないような後継者、新規就農、これじゃあもう30年経った時に、高森の農家は30戸、40戸ぐらいになる、そう計算しても、間違いないというふうに思っております。この問題もやっぱり真剣に取り組んでほしいと思います。

それから、林業問題に移りますけれども、これもいろいろ議論されてきましたが、間伐補助金、当初予算とかいろいろ議論が随分ありました。そういうことで、新しい今度首相になられると思いますけれども、安倍さん、美しい国日本というような話を、私は何回も聞きました。その根元をなしておるのは、やっぱりこの中山間地の人達がつくり上げておるというふうに思っております。これはもう町も当然、負担すべきでありますけれども、国ももっとやっぱり中山間地の林業問題には真剣に取り組んでもらわないと、私達が学校を卒業して、山を持つということは、大きな夢でした。もう今の若い人達のように、ちょっと暇があったらパチンコに飛ぼうかというような暇は一日もなかったですね。ほとんど農作業ができない日は、

杉を植え、下刈りをし、冬はその枝打ちをし、手入れをしてきたんですよ。農業が災害に遭った時、今年は台風等で大きな災害は出ておりませんが、災害の時に補填する手段としてやってきたところが、今、販売して大根1本どころか、手取りが全くないような状況なんです。

これは、やっぱり地方自治挙げて、もっと地元の松岡議員もおられますし、こういうことについては非常に詳しい先生でありますから、今度、安倍さんが本当に美しい国日本を目指されるならば、中山間地の我々の状況を、もっと強くアピールして、予算の獲得を目指すべきだと、私はそういうふうに思っております。これは1町村だけの問題じゃありませんけれども、阿蘇郡なり、熊本県を動かし、国を動かす手段を考えてほしいというふうに思いますので、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 8番議員さんの全くおっしゃるとおりでございます。私も先日、今、環境副大臣の江田先生にお会いしまして、お話しする機会がございまして、熊本3区の長の方々との懇談会がございましたけれども、私どもが環境を守るといっては、大変苦勞があります。特別地域、普通地域と、守れと言われるから守りますけれども、私達が生活ができるようにしてくださいと、東京から年に1回遊びに来られる人のために、私どもは生活できない状態で待っているわけにはいきませんから、どうか、そのあたりをご理解いただきますようにということでございました。

それと、もう1つ、今、小泉さんが終わりますけれども、いろんな規制を緩和しますということでございました。そのわりには全然、私どもの地方には緩和が目に見えておりませんということでございます。ただ、緩和はされたというのは、お金を100円で済むところを150円出す、3割払うところを4割払うような、そのような緩和がされただけであって、何も私どものメリットはない、いかに都市と地方の格差があり過ぎるかということを一生涯懸命訴えたところでもございます。

そのためには、森林交付税とか、私どもも一つの国の国土を守っていくわけですから、それに対しては当然、必要なものはやはり出していただかないといかんという話でございます。一昨日、その意味も含めまして、環境庁の方から、よく私が高森弁でしゃべりましたものですから、ようわからささんだったわけで、環境庁の方から電話がございました。担当、うちの企画課長が受けて、高森町が一番源流ですと、滅菌でも、何でもして、生活するためにはやっていかにやいけません

と、そして、おっしゃることは、自主財源を探せ、探せと言われるすと、探すということは、国やら、いろんな方々に依存せんでいいような政策をするのが、私の役目ですから、当然、いろんな誘致一つに対しましても、いろんな自主財源探しには、私が長として、チャレンジをするのは、私の役目ですよということで、お話合ったところでございます。

一番最上流で滅菌と言いましたから、そのことを大変気になされたようでございまして、昨日、企画課長に電話があっておりますが、そういう意味じゃなくて、滅菌というのは、一つのたとえであって、私達が最上流で、この自然を守るためには、本当に大変な苦勞がありますよと、その苦勞をわかってください、何とか、もう少し国立公園内も規制緩和が、もう少しできますようにと、風力発電所1つにいたしましても、小国も国立公園内でございます。普通地域は2基は良いと、高森町のこの見えたところの特別地域はつくってはいけませんと、何はいかん、これはいかんというなら、どうして、生活するですかというお話をいたしたところでございます。この前、エアポートホテルでございましたから、約3時間ほどございましたから真剣に訴えました。ただ、私の言葉遣いが悪かったものですから、向こうの人はちょっと理解をしておられなかったようですが、その分は十分説明したつもりだし、今、おっしゃいましたように、農家が今600数戸あります。本当に今、おっしゃいましたように、10分の1になる可能性としては、それは40年も50年ももしかしたら、かからんかもしれせん。それは誰も予測できませんけども、やはり、この大事に育ててきた農家を基幹とした産業をやっていく以上は、他に生活していく方法がない、あとは誘致する、あとは企業さんに来ていただく、本当に生き残る策としては、真剣にやらんといかんということでございます。決して、いつまでも甘えがあつて、あれはよかろう、これはよかろうと、そんな夢みたいな話ばかりしとっても、話になりませんから、現実に向かって、いかに高森町全体がどのような状況にあるかというのを、議員の皆さんと一緒に考えながら、一つ一つ、必ず、クリアをしてまいりたいと、そのように思っておるところでもございます。

本当に皆さん方のご協力なしで、この高森町の再生ができるとは考えておりませんから、どうか、よろしく、今後ともご指導いただきますように、重ねてお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） まだお聞きしたいこともたくさんありますけれども、次の質問に移らせていただきます。



ちょうどもう半年で我々も洗礼を受けなければならないわけでありまして、次期選挙等について、お伺いをしたいというふうに思っています。私も自治法、いろいろ引っ張り出しまして、選挙のあり方、昨夜、この原稿をつくるのに、いろいろ1時ごろまで勉強しましたけれども、なかなかいい方法也没有せん。

これは、あとでお伺いしますけれども、私は、ちょうど5月、議員で長野県の高森町を研修しました。あそこで、いろいろ大変勉強をさせられたわけで、これは長野県の高森が進んでおるのか、うちがまさしく、時代遅れなのか、これはもう町民が判断すべきだというふうに思っておりますけれども、長野県の高森町、人口は1万3,000人、うちの倍おります。歳入合計が49億8,000万円、うちが45億円ほど、これ、17年度ですよ、経常収支比率、長野の高森が79.2%、高森は93.8%、残りの金はあまり使うところはないですね。こういう状況、そして、議員数が長野の高森町は1万3,000人あって15名、議会費の合計を見ますと6,800万円、15人ですよ、うちは14人で8,000万円強、どこに違いがあるのか、いろいろ聞きました。公債費比率につきましても、長野の高森は15.6%ですね、ここ辺から本当の行財政改革のメスを入れていかんと、いつまでもお互いが町民も我々も執行部も、甘えではもうこれからは通らないだろうというふうに私は思っております。これはいろいろなところをまだ比較して言いますと、言いたいことがいっぱいありますけれども、これ以上は申し上げません。

日本の総理でさえ、精一杯、小泉さんが5年ちょっとでしたか、やっぱり一家の親方を支えるもの、毎日が緊張感の連続です。長野の高森町の議員の方々からお話を聞いたら、4期以上する人はほとんどいませんよと、3期12年、そこにもひとつやっぱりこういった安い原因があるように私は伺ってきたわけですね。

改革で14人から10人にする、いろいろ議論はありますけれども、これはやっぱりそういう根本を改めれば、ちゃんとこれでやっていける、そういう実感を感じたところですよ。

無駄な経費というか、選挙にも金を掛けないと、そして、3期と決めて、次の新しい後継者づくりをしていくと、こういうことになれば、安い議員報酬でもやっていけますよと、こういう話ですよ。本当に我が高森町が独自で生きていくなれば、もっと勉強して考えていかんと、ただ、人員削減、職員の給与を下げ、もうかなり努力されておる。80名にするということではありますが、これは限度があるんですよ。経常収支比率を下げるのは。それで、町長に伺いたいわけでありまして、町長として、一緒に研修をされましたので、その長野県の感想をどうお持

ちなのか、お聞きをしたいというふうに思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 長野県の高森町に確かに一緒に私もオブザーバーとして、議員の皆さんと研修をさせていただきました。議員の皆さん方が研修を約2時間の予定が3時間ほどとなり、1時間ほどオーバーする間、あそこの町長さん、今度新しくなられました、今年の1月になられました町長さんと約3時間ほど、町長室でお話をいたしましたところでございます。

本当にもう何十年前からこういうシステム、高齢者対策、少子化対策、いろんなものについては、もう何十年前からあるんですよと、もう一方の長和町に行きましたところも、町営の病院があったりとか、本当にちょっと今、私どもでは考えつきにくいことが、もう数十年前から町全体で行われてきているということでございます。

それと、あそこの場合は、合併の部分は詳しく知りませんが、なかったと思います。同じ高森町でございますけども、あそこはうちの面積の半分ぐらいではなかったかなと、そのように記憶をいたしております。もちろん、どのようなことで70平方キロメートルになったのか、どのようなことで174平方キロメートルになったのか、うちも昭和30年、32年の合併によって、26名だったり、18名だったり、16名だったと、今、14名でございますけども、いろんな改革はなされてきているものだと思っております。その地域性、いろんなものを鑑みて、今は14名が一番いいということで、皆さんが改革をされ、また、来年度の選挙では10名で十分ですよと、経済的なものも確かにございますけども、やはり、1つの地域の流れ、また町の流れ、いろんな人口の面、その面から鑑みて、このような結果になったのが、今、うちの高森町だろうと思っております。

本来であれば、やはり、もっと早く、このような少子高齢と申しますか、また、この財政的な厳しさ、国がこれだけの大きなお金を借り入れておるわけでございますから、当然、県、また当然、地元に来るとい、地域に来るといのはわかっておりますけども、やはり、1地方として、これを改革する、大変厳しいものがあつたのが、今までの現状だろうと思っております。ただただ、やはり1つの流れとして、国の経済政策に対しまして、私どもが1地方から大きな声をあげると申しまして、なかなか限度がございます。ここはやはり地域の行き方、また、今後、いろんな合併がないというわけではございませんから、当然、合併等も心に持ち、また、心の準備もしながら、そしてまた、皆さんと話しながら進めていこうと、その

ように思っております。

これが悪いと言いますと、今までの先輩諸君に対して、なかなか私も返答には困ります。ただただ、流れとしては、先輩の方々は最善の努力をされてきたのが、今の現状の高森町であろうと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 持ち時間、あと5分になりましたので、私も終わらせていただきますが、今、町長さんが言われましたように、こういう地方からなかなかそういう声を挙げていくことは非常に難しいとは思いますが、こういう全国には町村があるんだということを町民も知っていただきたいし、我々もそういうものをやっぱり糧に、今後、いろいろな改革に町民と一緒に、取り組むべきだと思っております。いろいろまだまだ考えてみますと、いろいろな行事にいろいろな無駄な出費、そういうものもお互いにしておる部分もたくさんあります。そういうことから、改革しながら、財政が少しでも明るい方向に進むように、議会、それから、執行部一丸となって、取り組むべきだろうというふうに思っております。

私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。しばらく休憩いたしたいと思いますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なし認めます。それでは、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時26分

再開 午前11時36分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 9番 後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、高森町の中心街の防火対策について、2番目に、高森町の財政状況はどのように変わっていくのか、この2点を本日は町長に質問させていただきます。

初めの質問ですが、高森町の中心街、住宅密集地の火災に対する防火対策です

が、今年6月20日、旭通りにおいて、火災が発生いたしました。幸いにいたしまして無風状態でありながら、あっという間に4戸の家屋が焼失したわけでございます。被害を受けられた方には心からお見舞い申し上げます。あの火災がもし、強風下のもとに発生していたら、どうであったろうと思います。人口の密集地でもあります。避難誘導を含む今後の対応をどのように考えておられますか、質問いたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 9番議員さんのご質問にお答えいたします。

高森町の市街地で6月に大きな大火がございました。本当に住宅2軒、また作業棟4軒の大事な財産を焼失したと、本当に痛ましい結果となりましたのも事実でございます。その間に、消火栓問題やいろんなお話がございました。町の消火栓にいたしましても、本当の消火栓、初期消火と言いますけれども、75ミリから75ミリにつないであって、本当に情けない水量であったかなと、そのように思っております。ただただ、中学校にございますプールの水が満タンでございまして、それを利用するというので、何とか類焼を取り留めたのが現実でございます。

その後、いろんな地域の方々からもご要望が出ているところでもございます。私自身、この市街地と申しますと、防火水槽、いろんな消火栓と言いますけれども、見かけは確かに消火栓というのは、格好良く見えますけれども、本当の消火につながるというのは、本当に初期消火で、ちょっとした瞬間だけであって、後はもう全然ポンプでもつないでいた場合には、ほとんど水が出てこないというような状況ではなかろうかなと思っております。

いろんな地区の防火水利と申しますか、標準に、基準に照らし合わせますと、まだまだ不十分だろうと、そのように思っておるところでございます。内容につきましては、総務課長の方から今の現状を、町の市街地の現状をご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えを申し上げます。

町長が開会のあいさつの中でも申し上げましたように、今年度は消防団を初めとします各関係機関のご協力をいただきまして、高森地区において、防火訓練を実施したところでございます。ご参加をいただきました住民の方々にも煙体験、消火器により初期消火訓練等も実施をいたしましたし、消防団によります避難誘導訓練等も当日行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 自席から失礼いたします。

ただいま、町長の方からいろんな要望が上がっているというようなことをお聞きしましたが、旭通りにおいての火災ですが、現場近くの話ですと、防火用水、要するに、水量が十分であったならば、延焼は免れたというようなことでございます。

現在、市街地において、防火用水、タンクですね、施設、それから、水量等ほどのくらいあるのか、わかりましたら、総務課長、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほど、町長の方で施設等についてもということでございました。防火用水タンクの設置は町中に何カ所あるかという質問でございますけれども、18年4月1日現在で25基となっております。

ここで、少し防火水量の基準についてご説明を申し上げます。これは、消防庁が示しました基準がございまして、旧高森の住家連たん地区が準市街地の適用を受けております。それにより算出いたしますと、市街地には現在、消火栓が19基、防火水槽25基、その他の水利106基、カ所といいますか、計150基となっております。これを人口面積等で算出いたします基準数で表しますと、263基必要になるということでございまして、充足率は現在57%ということでございまして、十分かと言われると、十分でないと言わざるを得ないということになるかと思っております。

先ほど、消火栓の話も出ておりましたので、もう一つ付け加えさせていただきますと、可搬ポンプ、消防ポンプ車が持っております連結のための呼び名が65の口径を有するもので、消火栓につきましては、直径150ミリ以上の水管に取り付けられたものというのが、防設の消火栓ということで、19基と少なくなっております。

防火水槽につきましては、常時、貯水量が40トン以上、または取水可能水量が毎分1トン以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものなどの規定がございまして、40トンで可能水量が1トンですと、40分間は持てるというようなお話になるかと思っております。

水資源対策課の方で水道管の布設状況について、資料をいただいておりますが、本町での150ミリ以上の水管、いわゆる水道管の布設は市街地区の旧国道325

号線、旧265号線の天神の一部などと限られております。あとは、先ほど、町長が申しましたように、75ミリとか50ミリとかというふうになっております。

防火水槽につきましても、25基と少ない数字でございますけれども、先ほど申し上げました基準により、40トン以下の防火水槽はその他の水利ということで、カウントをなされているということでございます。

しかしながら、先ほど、中学校のプールからも水量を取ったということでございますし、日ごろから消防団各位におかれましては、消防施設の点検、ポンプの連結等によります消火訓練等も行ってございますし、今後とも火災、また災害の発生においては、最大限の努力をさらにお願いをすることといたしておりますので、どうぞ議員の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） ただいま、消防庁の基準に対しまして、まだ充足率57%というようなことでございますが、ただいま、交通安全対策について、防災無線等で盛んに放送されていますが、この防火対策の火災についても、危機管理の中でできたら、やっぱり随時流されるようにしたら、なおさら町民に納得のいくような形で指導ができるんじゃないかと思っております。

それでは、次の質問にまいります。高森町の今後の財政状況はどのように変わっていくのかというようなことで、財政状況はというようにして質問させていただきます。行財政改革の進行状況については、議会においても、19年度の改選議会から定数を14名から10名に削減、庁舎内においても、職員数の削減に着手、または指定管理者制度による改革が進められているが、財政の方は厳しさは増すばかりである。自主財源に乏しい本町においては、国からの地方交付税等の依存財源が主である状況が続いている。その中で、8月30日の熊日紙上で、県内自治体の実質公債費比率が18%を超えた場合、地方債の発行については、知事の許可が必要であることが報道されておりました。

県内でも長洲町が22.4%、小国町が19%、上天草市と富合町が18.4%と知事の許可が必要となっているが、高森町も16.2%と高く、阿蘇郡内でも小国町に次いで、2番目となっている。決算意見書の中でも経常収支比率93.8%は決して良好な状態ではない、基準値は75%以下が望ましいと指摘、本町の財政が硬直化していることを示すものであるということになっています。

県においても、遊休地や不要地の売り払い等を進めているが、本町においても、補助金、助成金の見直しとともに、遊休地や不要の土地の売り払い等の考えがある

のか、町長にお尋ねします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 9番議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどの防火水槽と申しますか、町の防火対策についてということで、私も少し申し述べるのを忘れてはいたけども、今、現状といたしまして、防火対策にいたしましては、中学校プールの解体をいたしました。本来であれば、今、大変、農業関係の方にご迷惑をかけております農業用水を上げ、そして町の水路に流していただくと、そして衛生面にも、環境面にもいろいろな面に役立てて、これが一番ベターなやり方だと思いますけども、なかなかこれにはいつも各議員さんからも指摘を受けますけども、大変基金の金利等が低迷いたしておまして、なかなか思うようにできておりません。

そういうのを含めると、やはり、現在、観光交流センターの前に広場がございます。そこに200トンから300トンぐらいの耐震性の防火水槽を建設したらどうかということで、もちろん、財政面、いろんな面を今、県やら国とどのような施策ができるかを検討をいたしております。もちろん、早い機会に防火水槽と、もっと早く理解をするべきだったかと思えますけども、本当に情けない話で、こういう大火が起きてから気がついたと、本当に自分達で情けない思いがいたしております。まだまだ今、これもいろんな面、財政面を検討してからのことでございますから、まだ別に決定じゃございませんけども、そのような方向性をできるかどうかを検討をするように指示をいたしているところでもございます。

また、町の行財政改革、進行状況ですが、それは先ほど、皆さん方にご説明を申し上げましたし、また、地方債にいたしましても、国や都道府県からの事前協議で調整しようということでございまして、許可制というのが廃止をされるということでございます。

それと、今、内容的なものが数字が今出ましたけども、先ほど申しましたように、今までの平成11年ぐらいの55億、6億というような数字があるのに比べれば、41億円でございますから、14億弱の減になっております。そういうのを含めて、逆に、今度は公債費の方は5億、6億でよかったのが、8億円ぐらい支払いをするということで、公債費比率が上がると、もちろん41億円の中の8億円でございますから、22～23%になるのは当然のことかなと、そのように思っております。

先ほど申しましたように、少しでも今までの公債が早い機会に済むように、余裕

があれば繰上等もいたしまして、早い機会に公債を下げていくというのが、私の役目かなと、そのように思っております。

今回も昨年度見ますと、借り入れが約6億円でございます。お支払いをしたのは約8億円、やはりそうやって、借り入れを少なくして、早く返すものを2億でもできる余裕があれば、早く繰上償還をしてでも返していくと、これが、早く財政健全化に向かっていくものだ、そのように思っておるところでございます。

また、まだ町に点々と遊休地がございます。それもいつも何とか皆さんに、地域の方々が利用ができるもの、たとえ第三者であっても、町の有する土地を早く売却をしていこうと、その方針は変わりはありませんし、指示もいたしております。まだまだ町の遊休地と言いますか、点々でございます。まとまってはございませんけれども、点々でございますけれども、できる限り、早い機会に利用ができるもの、また、その要望があるものについては、遊休地も売却をしてみたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 町長の答弁で、財政の健全化に全力を尽くすということでございます。くれぐれもよろしく願います。

2日目の監査意見書に対する質疑の中で、収入役の答弁がございまして、非常にその動向を注視するというようなことでございますので、職員全員、それから、議員全員、その方向で全力を尽くすと、これが一番いいと思います。

それでは、次に、阿蘇広域事務組合の負担割合ですが、高森町が現在、負担しているデザインセンターを含んでですが、総額はいくらでございましょうか。担当課長、願います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 手元に資料がございませんが、約9億円から10億円ではなかったかというふうに記憶しております。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 財政課長、間違っていないですか。3億円じゃなかったですか。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 確認して、再度、ご答弁申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 17年度3月31日をもって、市町村合併が行われました。そ



の中において、12カ町村が5カ町村減りまして、1市6町村となりました。その中で、人口割と均等割というようなことが、阿蘇広域事務組合の中ではうたわれておりましたが、現在もただいまのところは、そういう状態で行っていますが、これが果たしていつまで続くのか、その均等割の問題がどう展開していくのか、その辺をご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 阿蘇広域行政組合の件でございますけども、今まではもちろん、私も今議員として務めております。12番議員さん、14番議員さんも議員をなされております。その中で、正直に申しまして、12カ町村が7カ市町村になったということございました。当然、12で払うものを7でということになれば、当然、負担金は大きくなる、単純な計算をすれば、そのようになるわけでございます。ただ、その中で、合併をする時のお約束というのがございまして、当分の間は、現状の12カ町村の割り当てですと、私どもが聞いたのは、そのような約束事ございました。ただ、各町村とも合併が行われまして、上の長になる方が変わられました。その中で、合併をしたメリットはどこにあるのですかというようなお話が出ました。やはり合併したなら合併しただけのメリットがないことには、合併をした意味がないじゃないですかという意見が合併したところの意見はございました。ただ、私どもは、12町村でこういう広域をつくり上げて、こういう負担金、こういう消防署、こういうことですよということをこれほど約束をして、今12カ町村でやっている、当然、負債と言いますか、解決するまでは、今の12カ町村でやるべきじゃないでしょうかというお話でございました。

それと、今言いましたように、当分の間とお話をしましたものですから、ただ、当分の間と言いますのが、合併で申しますと、10年間は今の現状、例えてみますと、南阿蘇村が3つございます。久木野・白水・長陽でございます。その10年間は、今までの交付税が支給される、後の5年間で減額をする。どのような減額か、私も合併しておりませんから、わかりませんが、毎年減って、15年後にはちょうど南阿蘇村も高森町も全く一つは一つですよという、合併の指針ではなかろうかなと思っております。

私どもは、10年間は当分ですよということです。10年間は当然、久木野・白水・長陽3つ分はちゃんとお金が入っているわけですから、それが減り始めて初めて、広域全体の考え方は直していただきたいというようなお話を、幾度となく、闘いと申しますか、やはり、人間誰しも我が身がかわゆうございますから、1

0円でも、余計に出したくありません。少しでもということで、何回もありましたけども、最終的には12番議員さん、14番議員さん達がいろんな意見を闘わせながら、やはり、今の状況から見れば、当然、12カ町村が当初からそうでございますから、それを実行していくと、それが一番大事なことと、そのようなことで、結論がなされておるところでございます。

本当に三森議員さんはじめ、後藤議員さんには多大なご苦勞をかけ、そして、私どもの希望どおりと申しますか、この高森町、合併していない町村が5つございますけども、本当にご苦勞かけたなど、ただただ感謝を申し上げたいということでございます。本当にこの場をお借りし、ご苦勞をかけたと、お礼を心から申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 先ほどの質問の中で、10億円という間違った数字を答弁しました。正確には約3億円でございます。よろしく願いいたします。申し訳ございません。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 広域事業組合、事務負担ですね、これは大変町長さんはじめ、苦勞されているようでございます。当分の間、これは約10年というようなことで、少しは安心いたしました。高森町の人口や住宅の密集地の防火対策は十分に指導されてほしいと思います。

また、行財政改革については、なお一層の努力をされて、19年度の当初予算が立派に組めるように、努力をしていただきたいと思います。

これもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。続けていきたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、一般質問を続けます。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 14番 後藤英範でございます。

今回、一般質問の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

私も議員歴5期20年となりましたが、国における三位一体の改革の施行により、行財政面で一番厳しい時期ではないかと思っております。町長におかれましては、平成15年の初当選以来、3年6カ月が経過しておりますが、いろいろと大変なことがあったと思います。あなたが町長になられた時、「おめでとう。1期4年はすぐ来ます。次期選挙は無投票で南阿蘇の中心となるまちづくりにがんばってください」とお願いいたしましたが、まちづくりは思い通りできたでしょうか。これからのまちづくりは、町長、議会、町民一体となることが一番大事なことと思います。特に、議員10名にこのたびは削減します。つきましては、今回、どのような政策を町長が考えておられるか、以下の3点について、お尋ねいたすものであります。

まず、日ノ尾峠線改良の今後について、お尋ねいたしますが、この雄大な環境を持つ世界の阿蘇は、観光を考えずには通れないと思っております。高森町の一番の発展になるかと思っております。阿蘇中部と私達の住む阿蘇南部を結ぶ道路は、国道265号線のみで観光客も峠越えの困難所があり、厳しいものもあります。その点、この日ノ尾峠線はご存じのとおり、根子岳と高岳の間を通過しており、距離的にも景観的にも、最良の路線であると確信しております。

また、町村合併を考えた場合、私なりに単独では無理ではないかと思っております。将来、阿蘇は一つという大きな合併を目標にすることになると思っておりますが、高森町民をはじめ、阿蘇市民にとっても、最短距離で結ぶ日ノ尾峠線改良は必要不可欠ではないかと思っております。

町長は、まず、この路線につきまして、どのような考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 14番の後藤議員さんの質問にお答えを申し上げます。

高森町は、やはり世界に名だたる阿蘇山を仰ぎながら、清らかな高原、豊かな森の中に抱かれました安らぎのある美しい町でございまして、やはり、今回、総理大臣になりました言葉を借りますと、美しい町には一番イメージがマッチした町であろうと、そのように思っておるところでございまして。

この豊かな森林資源と高原を立地条件といたしながら、安らぎのあるまちづくりを目指したいということでございまして。しかしながら、この山間地域が急速な過疎化の進行や商業地域における空洞化等の問題が深刻になりつつあります。いわゆる地域間格差を実感として感じ入るところでもございまして、加えまして、少子化、

高齢化、雇用機会の減少、地域経済の停滞など、大変厳しい状況にあります。今後、どのように、この行財政運営を行くかが、私の与えられた課題だと思っております。

バブル崩壊後の経済情勢に追いつくには、三位一体改革を忘れて、本当の意味での本町だけの財政改革をするということがございますけれども、今のところは、財政状況が悪化の一途を辿っているところでもございます。地方にとりましても、この生き残る道は閉ざされたものでございます。地域経済の浮揚と、地域住民福祉の向上は行政に課せられた最重要課題であると、日々その対策に苦心をいたしております。

一方では、この緑、自然、豊かな水、美しい空気と、その調和した自然環境は、他に類を見ない資源でございまして、本町の誇ることでできる大きな財産でもあります。この財産を生かして、近年、観光地として脚光を浴びております。唯一残念なことは、阿蘇谷と南郷谷を周回できる265号線が急な坂道、また急カーブが多いために、生活・経済・物流・観光等の道路として、その機能が実を上げているとは言いがたいものがございます。もちろん、立野の方にも57号線、4車線化と、いろんな問題がありますけれども、まだまだ時間がかかるような気がいたしております。

今回、今、後藤議員がおっしゃいましたように、阿蘇を縦貫する日ノ尾峠線は、遠い昔から、先人達が歩きながら、行き来をしてきたルートでもございます。観光のみならず、産業・経済・人物交流ということにおきまして、先人から引き継いでおります両地域住民の悲願の道路だろうと思っております。この開通によります効果は計り知れないものがあります。何よりも、現在50分近く要しております高森町と阿蘇市、旧一の宮でございまして、所要時間でも20分近く短縮が図られるのではないかと考えております。

また、高森町自身も、いろんな遠望から見ますと、何か行き止まりではないかという勘違いをなされている観光客の方々もおられますものですから、それを解決するためにも、この日ノ尾峠線は、私どもにとりまして、今後、精一杯実現性を含めて、効果的に、そして、またお願いをしながら、今後、やっていこうと思っております。

しかしながら、開設に伴う費用負担は非常に厳しいものがございます。願わくば、この前も、国・県にお願いいたしましたけれども、何とか、道路づくりにスーパー的な予算等を配置していただくように、今、東部線とございますけれども、用地は

町負担でございますけども、工事自体は県負担でございます。そのような利用ができるところからお願いをしておるところでもございまして、また、代議士さんの方にもお願いをしたところ、3区ということで、今まで6期衆議院議員を務めますけども、まだ高森町と申しますか、この阿蘇地域の方に何ら恩返しができていないと、これは政治生命を掛けて、今回やりますというお約束がありました。もちろん、今、総理の選挙があったばかりでございますから、ここ1週間もすれば、どのような方向性が見えるのかなと、そのようにも思っておりますし、また、一番大事なことは、私も含めて、地域の皆さんと申しますか、町全体の町民の皆さんが機会あるごとに大きな声で、やはり日ノ尾峠線をつくるぞと、機会あるごとに大きな声で発せられれば、やはり、十分実現可能ではなかろうかなと、やはり、こそこそじゃなくて、みんなで、さあ日ノ尾峠の道だけは、これだけはつくるぞと、本当に機会があるごとに、どこに行こうか、そのようなお話をいただければ、決して不可能でもございませぬし、早急にこのような時代でございますから、実現可能だと思います。また、今、後藤議員がおっしゃいましたように、合併を大きく見ていきますならば、下の南阿蘇村と、そういうただ南郷谷だけの話じゃなく、今、道州制でさえ、大きな声で叫ばれております。それから考えれば、当然、阿蘇は一つというのが当たり前のことではなかろうかなと、合併、いろんな諸問題、合併特例法とか、いろいろな問題がございまして、その特例法を利用しながら、ただ、林道とか、そういうものじゃなくて、総務省等にもご相談申し上げながら、合併してから、合併特例法を利用するんじゃなく、合併をするから、先に利用させてほしいというのも、今後の私達が大きな声で言うべきことかなと、そのように思っておりますのでございます。

決して実現不可能でございませぬし、必ず、やり遂げたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 事業実施にかかる費用については、厳しいものがあることは理解できますが、現状を見た時、小倉原、前原にかかって、別荘、住宅地の新築戸数は目を見張るものがあります。今、分譲が2,500ぐらいできていると思いますが、その中で、300戸とも400戸も言われる家が建っております。その方々が温泉館に来られる最短の手段もこの道路の開通により解決できるものではないかと思っております。また、温泉館の入湯客の増加にもつながるものであると思えます。

せめて、国道265号線から前原入り口までの区間だけでも早急な着工を望むものでありますが、町長さんのお考えはいかかでございますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 後藤議員さんが言われます意図は十分私も理解をいたしているところでございます。本当に地域のペンションや別荘、住宅など、いろんところでできてございますし、把握はしておりませんが、300から400軒おられますということでございました。

今申しましたように、高森と阿蘇市を結ぶ最短の連絡道ということでございます。今申しましたとおり、国にも強く要望しておりますということでございました。その区間だけをすぐやるというのは、今のところ、厳しいものがあるのではなかろうかなと、そのように思っております。

また、道路整備につきましては、私もここ3年半経ちますけども、道路をつくるという、皆様方の要望をお聞きしてから、用地交渉等が始まります。用地交渉でうまくいかんと、皆途中でストップしたり、本当は3年で終わるのが6年かかったりと、そのようなのが現状でございます。まずは、今、後藤議員さんがおっしゃいましたところも、やはり、用地交渉が一番必要なことかなと思っております。地権者の意向が一番大事だと思っております。また、地権者の意向を無視して、計画を先行いたしますと、感情を害して、何もかもがうまく進まないというのもよく私どもの地方では見られることではなかろうかなと思っております。私も議会が終わりましたから、まだ、国の方にも総務省との関係もお願いをしておりますから、その話をよく聞きながら、私自ら、地権者の方々にもお願いをして、早く計画が実行できるように、進めてまいりたいと、また、計画等用地交渉も同時に進行ができるような、そのような方策をとりたいと、そのように思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 町長のこの道路に、すなわち、日ノ尾峠線にかける意気込みをひしひしと感じました。当初、申し上げましたように、次期選挙においては、無投票による当選を成し遂げられ、この計画が実行されることを、住民共々期待申し上げまして、1番の質問を終わります。

それでは、2番の質問をさせていただきます。養豚業進出の今後についてということで、農林振興課長にお伺いいたします。16年12月15、16日に建設経済委員会で岡山の養豚場に視察に行かれましたが、その後、どうなっているか、お尋

ねいたします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） それでは、私の方から視察の状況とそれ以後の動向について、ご説明いたします。

ただいま、おっしゃられましたように、16年12月15、16日、建設経済委員会に私も同行しまして、岡山の養豚場に視察に行つてまいりました。その養豚場について、ご説明申し上げますと、私は初めて見たんですが、その養豚場は、豚舎がウィンドウレス、つまり、窓のない豚舎でございます、臭気が外に出ないような環境、つくり方がしてありました。それから、糞尿等につきましては、浄化槽で、固形につきましては堆肥にするし、水溶液等につきましては、蒸発散をするというような施設でございました。

臭気等につきましては、視察が12月だったために、ほとんど外の方では感じなかった、臭いが全然しなかったところです。夏は、行っていませんのでわかりませんが、一応、冬の時期だったものですから、外の方では豚舎の臭い等はほとんどしませんでした。

それから、今年の18年4月24日に、有限会社勇美苑から、町と県の方に養豚場建設の事業計画要望書が提出されました。県の方では、そちらの勇美苑の方で県の方と直接相談されまして、養豚場につきましては、法と規制等がかなりありますので、県の方も宮崎の方ではかなり対策等されておりますが、熊本県では古いのはありますけど、最新的是ございませんでしたので、振興局の方で農地法とか、森林法とか、環境アセスメントとか、建築基準法とか、そういう諸々の法規制を調べて審査体制の検討がされているところです。

本町におきましては、早速、その事業計画要望書が提出されましたので、6月議会の建設経済委員会において、建設予定地の現地調査をしたところです。その後、8月6日、2カ所ほど、建設予定地の候補がありましたので、私も見てくれということで、一応現地を見させていただきました。

ここで、現在、勇美苑から町の方に事業計画要望書が出ておりますが、当初計画の内容をここで話したいと思えます。豚舎につきましては、先ほどのウィンドウレス豚舎ですね、窓がない豚舎です。密閉された構造で建設されますので、衛生面も十分管理され、臭気対策も行われるということです。また、畜糞につきましては、先ほど申しましたように、密閉された高速発酵機で臭気の出ないように分離しまして、出てきた堆肥は、臭いのない製品に生産いたします。また、糞尿につつま

しては、活性方式で水処理し、基準値になった尿を炭化装置で放出される熱源を利用して、蒸発散し、下流域には、放流しないというような計画になっております。

また、ちょっと前の視察に行った養豚場と違いますのは、これからがちょっと違うんですが、周辺の農家と契約を交わしまして、大麦若葉をつくっていただいて、その大麦若葉を養豚場が買い取りまして、それを豚に食べさせるというような計画です。

先ほど、ご説明申し上げましたが、値段等はまだはっきり確認しておりませんが、うまくいけば、大麦若葉もその一つの作物になりはしないだろうかと、私自身は期待しているところです。

その他、会社からたくさんの提言があっておりまして、かなり一大プロジェクトということで、完成すれば、一貫飼育の食肉の高森ブランドとして、かなり経済効果、波及効果もあるんじゃないかと考えております。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） すばらしいご説明ありがとうございました。

それでは、町長にお伺いしますが、確か、私が議員になった年と思います。国勢調査がありまして、人口は8,060人、その後、7,703名、次に7,300、前回は7,081人と、5年ごとに約300人ずつ人口が減少しております。これによって、地方交付税もかなり減っていると思われまます。

また、農業世帯も数が、平成12年から426人、農業・商業人口も176人減と、離農が進んでいます。このように、人口が基盤産業の農業就業人口の減少は町の活力が衰退していくことと思います。このように、農業・林業など、経済が冷え込んでいる現在、養豚場の進出は地域活性化にもなり、その養豚を加工し、付加価値のあるまちづくりにつながるものと思っておりますが、町長のご意見をお聞かせいただきます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 現在、農業を取り巻く情勢は、多くの厳しい問題があります。高森町におきましても、高齢化、後継者不足、他町村に劣らず、そのようなことかなと思っております。また、就業人口の減少等も深刻な問題となっております。このような中に、勇美苑という方々に私も1回お会いしたことがございますけども、いろんな事業内容をお聞きいたしました。もちろん、その場合に、建設委員さん、各議員さん、視察の方にお出でになったのではなかろうかなと思っております。私もこの勇美苑の方にお会いをいたしまして、いろんな事業計画をお



聞きして、大変、私自身も今後の高森町農業に対しまして、大きな期待をするということでもございます。私も常々申しますように、自主財源確保と言っています。今回の養豚場の進出にも14番議員さんがおっしゃいましたように、雇用とか、法人町民税とか、増収等が見込める、経済的なものにはいくらか期待ができるものだと思っております。ただ、何といたしましても、やはり、養豚場と、いろんな今までのイメージがあるんじゃないかなんかと思っておるところでもございます。何とか、地元の、今、課長が申しましたように、何ら環境問題等にはあまり問題はないと、また、もちろん、今から設立することにおいて、環境アセスメント等についても、今からできていくものだと思っておりますから、何とか、地元の地権者の方々、また、地元の方々はそのあたりをよく説明をしていただきまして、事業の希望ができるようにしていただきたいと思うし、また、1つの、これは民間でございすから、側面からでもできるものは応援してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） はい、ありがとうございます。

中村社長と私もお会いしましたが、阿蘇高森のブランド品として、しっかりがんばっていきたいと言われておりますので、さっき申し上げました町長、議会、町民一体となって、まちづくりにがんばっていけば、町も良いのではないかと考えております。これで2番の質問を終わります。

3番に移らせていただきます。9月議会定例議会開会初日に行われました平成17年度決算意見書の中で、本町における経常収支比率は、93.8%に及んでおることを十分認識し、自主財源確保に努めることとなっておりますが、この自主財源確保の最良の手段としましては、企業誘致と私なりに考えておるところであります。町長は、普段から株式会社高森町社長として、1つの企業と同じ考えで、企業誘致に努め、自主財源確保に邁進すると言っておられます。矯正施設誘致に熱心に取り組まれましたものの、法務省の選定に至っていない現状を踏まえ、今後、どのような取り組みを行うか、矯正施設以外の経過を踏まえて、説明いただきたいと思えます。町長、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 矯正施設の誘致につきましては、ご承知のとおり、昨年3月に法務省より通知が来まして、選定に至らなかったということでございます。今後とも誘致につきましては、本町の発展に一番有効な手段だと考え、町民の皆さんの理

解を得ながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

しかし、法務省の刑務所設置の情報がない現状で、民間企業を含めた多角的見地から誘致活動を展開するというふうに思っております。また、ソフト村を含めます農地等の遊休地及び町有地の未使用地につきましては、企業進出をお願いするために、各企業を訪問をいたしました。なかなか景気回復が見えないということで、企業の方々も慎重な構えをなされております。今、3、4社、熊本・福岡を含めます地域をお願いをし、なかなか気持ちはあっても、道路網の整備等がまだ不十分だとか、高速道路がもう少し近くあればいいとか、いろんな地域のそれぞれの会社のご要望がございまして、なかなかこれとあって、対策はとれていないのも現状でございます。

また、この矯正施設の活動の経過につきましては、担当より説明をさせます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 現在までの経過について、ご説明申し上げます。

矯正施設に関する新たな情報は入っておりません。これまでの経過につきましては、企業等の特別委員会や全員協議会で随時報告を行っております。その報告後の取り組みにつきましては、まず、県の担当課であります産業支援課と数回の情報交換を行っております。県は、ソフトの村に関しまして、数件、月に1回ぐらいの問い合わせはあっているということです。

その内容につきましては、食品関係の製造業であったり、企業の研究所であったり、あとは不動産関係の問い合わせが多いということですが、なかなか進出とまでは至っていないという現状だそうです。

また、県の取り組みとしましては、先ほど申し上げました産業支援課がソフトの村の有効利活用を検討するために、庁内の検討委員会を立ち上げていらっしゃるということでございます。この庁内の検討委員会の中で、現状を説明した上で、かなりの職員から広く意見を聴取する方法をとっていくということを聞き及んでおります。

以上が、阿蘇ソフトの村に関する今までの経過報告です。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） ただいま、ソフト村でご答弁いただきましたが、ソフト村建設予定地に大学進出の話があるとお聞きいたしておりますが、町といたしまして、どのような対応をしているか、お尋ねいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ソフト村につきましては、昨年の6月だったかと思えますけども、ソフト村が一定した業種じゃなく、もっと実際に見合うような見直しをしてほしいという要望を提出をさせていただきます。

また、もう1つ、今、本町に大学のお話があると聞いたということでございますけども、在京の大学の進出の話があったことは確かでございます。大学の方へ私も伺いをいたしましたけども、今のところ、大学の熟度がまだまだ進出に至っていないということを確認をいたしましたところでもございまして、現段階でこの話はあまりは進んでおらないのが現状です。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 先月30日の熊日新聞に、高森の魅力を探れということで、帝京大学生による観光ビジネス調査が報道されていましたが、その計画、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 在京の大学である帝京大学の経済学部の3年生の方々がお出でになりまして、生徒さんが7名と、荒木経済学教授の方がお出でになりまして、28日から31日にかけて、ゼミのフィールドアップの一環として、本町に滞在をなされ、また、観光ビジネスとして成り立たせることができるか、その調査を行って帰っていただきました。教授が言われますには、阿蘇は恵まれた自然景観などを生かし切れていないと、外国人の受入やリピーター等を増やす方法などが、まだまだ力不足と言いますか、まだまだされていないということでございました。もっと東京並にいかないにしても、東京に住んでいる学生の視点からレポートをまとめて、町の方に報告して、何とか町の活性化といいますか、町自体の観光に役立つことをしたいというふうなことでございました。まだ、今のところ、学生さんからのレポートは来ておりません。ただ、帝京大学と申しますと、医学部を中心にいたしましたスポーツ関係、また、今回、新設されました観光経営学科等に力を入れておりまして、今後もこのようなつながりを大切にしながら、私どもの高森町を大きくクローズアップしていただきたいと思っております。

少子化の時代に大学の入学者が大変少なくなっておるというのも現状でございます。そのような状況を踏まえ、なかなか大学側も新たなキャンパスづくりにはなかなか問題があると、そのようなお話を聞いたところでございますけども、今回、今年の4月から観光経営学科というのが認可をいただいたということでございます。このアジアの一環の拠点づくりとして、この高森町を見たらどうかと、た

ただただ少子化、少子化と言っていて、ただ日本の少子化、日本だけの子供さんを相手じゃなく、そこの目の前にあります中国とか、いろんなアジアを中心にした生徒さんを受け入れて、この大自然の中で、教育ができるような場を提供したらいかがでしょうかというようなお話が確かにあったのも事実でございますけども、なかなか外国というのは、私ども経験もございませんし、やはりそうなれば、ある程度プロの方をお願いをして話は進めていかないといかん。これだけの自然が豊かなところは世界各国行っても、他にはあまり類を見ないというようなお話を聞いておるところでもございますから、この大学進出は厳しいものがある中にも、今後、この大学との交流を密にしながら、何らかの形で進出をしていただければありがたいと、ただ、あくまでも、考え方は今回、レポートを出していただきまして、大学というのは、学長さんじゃなくて、学士さんで、トップの方は言うそうでございますけども、そういう方達も2名ほどお話がありましたから、そういうふうに、精一杯努力してまいろうと、まだまだ未知でございますけども、一生懸命がんばりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 新聞を見た町民が、学生が町の中を散策している時、「新聞で見た学生さんでしょう。しっかり勉強して帰ってください」と声を掛けられたそうでございます。町民からすれば、学生のこのような働きをキャッチし、消費拡大につながる活気が出てきていると感じられているのではないのでしょうか。

今日の質問の中での「無投票当選」という言葉と「町長、議会、町民一体となってやるまちづくり」ということをしっかり認識され、町長の今後の取り組みにますます期待し、一般質問を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君の質問を終わります。

これで一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午後0時38分

9 月 2 2 日 (金)

(第 4 日)

## 平成18年第3回高森町議会定例会（第4号）

平成18年9月22日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

#### 開議宣告

- 日程第1 意見案第2号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について
- 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第3 議員派遣の件について
- 日程第4 特別委員長報告について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	岩 下 昭 久 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	二 子 石 衛 君

農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	後 藤 秀 希 君	草部出張所長	岩 下 生 人 君
野尻出張所長	桐 原 一 紀 君	収 入 役 室 長	佐 伯 実 範 君
教育委員会事務局長	杉 田 則 秋 君	オーガニックアグリ センター長	廣 木 富 八 君
企画財政審議員	甲 斐 敏 文 君	総務課長補佐	古 澤 建 生 君
企画財政課長補佐	後 藤 正 三 君	代表監査委員	色 見 弘 司 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第2号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書  
について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 意見案第2号、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） おはようございます。

提出者を代表いたしまして、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の趣旨説明を申し上げます。

皆様もご存じのとおり、道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命を担い、着実な道路整備が行われてきたところであります。

そのような中であって、この意見書にもありますように、道路の整備については、まだまだ十分なものではなく、公共交通機関の乏しい高森町にとっては、道路整備は最重要課題となっております。

しかしながら、この道路特定財源については、国においては一般財源化の議論が行われている現状であり、このことは、道路整備の遅れた地方にとっては大きな問題であると考えます。

このようなことから、高森町議会といたしましても、道路整備の促進及び道路特定財源の確保について、関係機関に対して、意見書をもって強く要望するものであります。

よって、このことを十分ご理解をいただきますようお願い申し上げまして、趣旨



説明いたします。以上です。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第2号、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

## 認定第1号 平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 認定第1号、平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。  
総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月19日午前10時より、第1・2委員会室において、委員全員出席し、総務課より岩下課長、古澤課長補佐他、各係、また、桐原野尻出張所長、草部の岩下所長は病気検査のため欠席をされました。同じく11時10分より、企画財政課より村上課長、甲斐審議員他各係、同日午後2時半より、税務課、二子石課長他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、全委員出席のもと、各関係課長などに出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてご報告いたします。

平成18年9月19日午前10時から第3委員会室において、全委員出席のもと、午前10時にアグリセンター長を、午前10時30分に農林振興課長、課長補佐、各係長を、午後1時に水資源対策課長、課長補佐を、午後1時35分に商工観光課長、課長補佐を、9月20日午前10時から建設課長、課長補佐、各係長の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号、平成17年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第50号 野尻親水公園条例の制定について**

○議長（相馬俊行君） 議案第50号、野尻親水公園条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

議案第50号、建設経済常任委員会に付託されました議案第50号、野尻親水公園条例の制定についてご報告いたします。

平成18年9月19日午後1時35分から第3委員会室において、商工観光課長、課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号、野尻親水公園条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第51号 鍋の平キャンプ場条例の制定について**

○議長（相馬俊行君） 議案第51号、鍋の平キャンプ場条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第51号、鍋の平キャンプ場条例の制定についてご報告いたします。

平成18年9月19日午後1時35分から第3委員会室において、全委員出席のもと、商工観光課長、課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号、鍋の平キャンプ場条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第52号 高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第52号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第52号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、9月19日午後2時30分より、第1・2委員会室において、委員全員出席し、税務課より二子石課長、他各係の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第55号 上色見生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第55号、上色見生涯学習センター条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

議案第55号、上色見生涯学習センター条例の一部を改正する条例については、9月19日、全委員出席のもと、教育委員会、各関係職員に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号、上色見生涯学習

センター条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第60号 平成18年度高森町一般会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第60号、平成18年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第60号、平成18年度高森町一般会計補正予算については、9月19日午前10時より、第1・2委員会室において、委員全員出席し、総務課より岩下課長、古澤課長他、各係、また、出張所より桐原野尻出張所長、草部岩下出張所長は病気検査のため欠席、同じく11時10分より、企画財政課より村上課長、甲斐審議員他各係、同日午後2時30分より、税務課、二子石課長他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第60号、平成18年度高森町一般会計補正予算については、9月19日、全委員出席のもと、各関係課長、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第60号、平成18年度高森町一般会計補正予算について、ご報告いたします。

平成18年9月19日午前10時から、第3委員会室において、全委員出席のもと、午前10時にアグリセンター長を、午前10時30分に農林振興課長、課長補佐、各係長を、午後1時に水資源対策課長、課長補佐を、午後1時35分に、商工観光課長、課長補佐を、9月20日午前10時から、建設課長、課長補佐、各係長の出席を求め、詳細に説明を受け、同日午前11時から建設課、農林振興課の各関

係現場の確認を行い、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、本議案に対する付帯決議を常任委員全員による連名で別途提出しておりますので、合わせて報告をしておきます。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号、平成18年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第61号 平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第61号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第61号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、9月19日午後2時30分より、第1・2委員会室において、委員全員出席し、税務課より二子石課長他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第62号 平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第62号、平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第62号、平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算については、9月19日午後2時30分より、第1・2委員会室において、委員全員出席し、税務課より二子石課長、他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号、平成18年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第63号 平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第63号、平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第63号、平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算については、9月19日、全委員出席のもと、関係課長、係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号、平成18年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第64号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第64号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予

算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第64号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、報告いたします。

平成18年9月19日午後1時から、第3委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長、課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第65号 平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第65号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第65号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、ご報告いたします。

平成18年9月19日午後1時から、第3委員会室において、全委員出席のも

と、水資源対策課長、課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第66号 平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第66号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第66号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、9月19日午後1時より、第1・2委員会室において、委員全員出席し、企画財政課の村上課長他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上です。報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で付託案件の委員長報告並びに採決についてを終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

後藤和昭君他3人から先ほど議案第60号で可決されました平成18年度高森町一般会計補正予算に対する付帯決議が提出されております。これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、決議第2号、平成18年度高森町一般会計補正予算に対する付帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第1 決議第2号 平成18年度高森町一般会計補正予算に対する附帯決議について

○議長（相馬俊行君） 追加日程第1 決議第2号、平成18年度高森町一般会計補正予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 9番 後藤です。

提出者を代表いたしまして、平成18年度高森町一般会計補正予算に対する附帯決議について、趣旨説明を行います。

今回の附帯決議は、議案第60号で可決されました平成18年度高森町一般会計補正予算の中の林業振興費の負担金補助及び交付金で、熊本のもり間伐材利用促進

事業として920万円の補正が行われておりますが、当初予算から比較すると、補正額としては大きなものがあります。この補助事業の目的は、十分に理解しているところではありますが、現状でのこの事業実施は適当でないと考えますので、町長におかれましては、再考していただき、我々議会に事業実施前に納得のいく説明をされるよう、強く求めるものであります。

議員各位におかれましては、この付帯決議の目的をご理解いただき、ご賛同賜わりますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決議案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、決議第2号、平成18年度高森町一般会計補正予算に対する付帯決議については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議員派遣の件について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布してあります内容のとおり決定いたしました。

-----○-----

### 日程第4 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 特別委員長の報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

交通総合対策特別委員会の報告をいたします。

去る9月15日午後4時から、第1・第2委員会室において、委員全員と総務課長、福祉課長、建設課長、教育長、教育委員会事務局長、同次長、並びに企画財政課長、同補佐に出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、企画財政課長から6月定例会以来の関係事項についての報告、及び協議を受けました。まず、草部南部線の路線変更については、平成18年10月1日から一部路線の変更をするため、社倉と芹口の2カ所にバス停留所を新設するとの報告を受けました。

次に、現在2便目、3便目が高森中央止まりになっている町民バスについては、買い物客などより、幼稚園前バス停留所の要望が強いことから、新設を検討しているとの報告を受け、利便性を向上させることであれば、設置できるよう進めていただくよう、委員会の意見を出したところでございます。

次に、高森熊本直行バスについて、町民バスとの接続が悪いことから、町民バスの時刻変更を検討している旨の報告がありました。これにつきましては、利用者の利便性向上の観点から、早期の変更を要望いたしました。

また、津留線、野尻線、草部北部線、草部南部線については、高森中央止まりであり、温泉館に行くために乗り換えが必要となり、他のバス路線に比べ、負担が大きいことから、負担の軽減をしてほしいとの要望があるとの報告を受けましたが、熊本県地方バス路線維持補助金の対象外となる路線であることから、今後、総合的な運行体系や運行経費負担の問題、現在の同一料金制の見直しを視野に入れ、検討をするように要望したところであります。

また、南片山線道路改良工事に伴う尾下線の一部経路変更について報告を受けました。この変更は平成18年12月中旬までとのことであります。

次に、教育委員会事務局長から、先の委員会において協議された色見地区における新設スクールバス停留所について、今回、提案の一般会計補正予算に2カ所分の設置経費を計上した旨の報告があり、設置に当たっては、経費を最小限度に抑えるようにしていただきたいとの意見が出されておりました。

次に、スクールバスの民間委託については、平成19年4月1日から完全民営

化、民間委託を検討しているとの報告を受け、人事関係、財政関係を考慮し、検討するように要望し、委員会を終了いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田でございます。

9月15日、第4委員会室におきまして、全委員出席のもとに、6月定例議会の広報の反省、今回の9月定例議会の今後の日程につきまして、いろいろ協議をいたしました。

また、6月定例議会の広報につきましては、どうにか9月の定例会前に出すことができました。それも一重に議会議員の関係のある皆さん方の協力の賜ものと感謝をいたしております。

今回の9月定例会におきましても、12月定例会のずっと前に早く出したいというような気持ちでおりますので、広報委員会も残すところ、この9月定例議会、12月、あと2回になっておりますので、皆さん方の協力をよろしく願いをいたしまして、私の報告といたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

平成18年9月19日午後3時に、第3委員会室において、委員全員出席のもと、企画財政課長、企画財政審議員、及び同補佐に出席を求め、特別委員会を開催しました。

まず、企画財政審議員より、工業団地内の企業の動向について、説明を受けました。その後、工業団地企業連絡協議会において、計画されていた研修会を10月11日に実施する旨の報告を受けました。なお、各企業の雇用及びソフトの村用地の光ファイバーをはじめとした情報関連施策の充実を図ることについて、県に要望するとともに、町に対しては、最善の努力をするよう、指示をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 行財政改革特別委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長 甲斐廣國君。

○行財政改革特別委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

行財政改革特別委員会の報告を行います。

9月21日午後1時30分より、第1・2委員会室において、委員全員出席し、総務課より岩下課長、古澤課長補佐に出席を求め、委員会を開催いたしました。

課長より、6月定例議会以降の内部検討会、これは係長以上の検討会を6回ほど開き、事務分掌の見直しや高森独自の改革の進め方など、検討を重ねてきた旨の報告を受けました。

なお、職員の削減につきましては、一度に大量の退職者を出して、財政上問題はないのかというような心配の意見もありましたが、今のところ、何とかなるというような返答でございます。

そういうことで、今後も委員会を重ねながら、足踏みしない行財政改革の推進に努力をしていく覚悟でございます。以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成18年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前10時40分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成18年第3回定例会

平成18年9月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行  
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

---

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111